



PA

第32号

平成25年10月



<http://www.pa-kai.net/>

目次

ご挨拶

1) P A会幹事長挨拶	渡 邊 伸 一	2
2) 日本弁理士会副会長挨拶	高 梨 範 夫	3
3) 日本弁理士会常議員挨拶	坂 本 智 弘	5
4) 日本弁理士クラブ副幹事長挨拶	本 多 敬 子	6
5) P A会協議委員長挨拶	井 出 正 威	7

弁理士会役員等立候補予定者からのご挨拶

1) 副会長立候補挨拶	上 山 浩	8
2) 常議員立候補挨拶	狩 野 彰	9
3) 常議員立候補挨拶	加 藤 ちあき	10
4) 常議員立候補挨拶	青 木 充	11
5) 常議員立候補挨拶	杉 村 憲 司	12
6) 監事立候補挨拶	飯 田 伸 行	13

実務系委員会の活動状況

1) 特許委員会	水 本 義 光	14
2) 意匠委員会	林 美 和	15
3) 商標第1委員会	神 林 恵美子	16
4) 商標第2委員会	佐 藤 俊 司	18
5) ソフトウェア委員会	鶴 谷 裕 二	20
6) バイオ・ライフサイエンス委員会	小 合 宗 一	21
7) 著作権委員会	野 田 薫 央	22
8) 不正競争防止法委員会	河 合 千 明	23

特集

若手独立弁理士 座談会		25
-------------	--	----

幹事会作業部会の会務報告

1) 政策部会	萩 原 康 司	33
2) 庶務Ⅰ部会	坂 野 博 行	33
3) 庶務Ⅱ部会	伊 吹 欽 也	34
4) 庶務Ⅲ部会	穂 坂 道 子	34
5) 会計部会	上 田 和 弘	35

6) 人事部会	本 多 敬 子	36
7) 企画部会	谷 崎 政 剛	37
8) 研修部会	小 野 暁 子	38
9) 組織部会	坂 本 智 弘	39
10) 中部部会	石 原 啓 策	39
11) 会報部会	板 垣 忠 文	40

行事報告

1) 登録祝賀会報告	企 画 部 会	41
2) 研修会報告	伊 藤 隆 治	42

同好会活動報告

1) ゴルフ同好会	中 尾 直 樹	44
2) 麻雀同好会	福 田 賢 三	45
3) テニス同好会	平 山 洲 光	46
4) スキー同好会	鈴 木 大 介	47
5) ボウリング同好会	鈴 木 利 之	48
6) アウトドア同好会	穂 坂 道 子	49
7) 囲碁同好会	松 村 直 樹	51
8) 野球同好会	板 垣 忠 文	52
野球同好会 2013パテント杯	中 野 圭 二	53

新会員の紹介		54
--------	--	----

PA会運営資金にご寄付いただいている先生方		67
-----------------------	--	----

叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）		69
-------------------	--	----

PA会関係歴代弁理士会理事（大正5年一昭和30年）		71
---------------------------	--	----

PA会関係歴代幹事長・弁理士会理事（昭和31年以降）		72
----------------------------	--	----

PA会会員歴代常議員（大正11年以降）		75
---------------------	--	----

特許庁関係各種委員（昭和31年以降）		79
--------------------	--	----

PA会会則・PA会慶弔規定		87
---------------	--	----

PA会入会申込書・住所変更届		89
----------------	--	----



PA会幹事長挨拶

平成25年度PA会幹事長 渡邊伸一

平成25年1月の総会でご指名いただき、2月1日をもちまして本年度のPA会幹事長に就任いたしました渡邊伸一です。早いもので就任から既に半年以上が経過いたしました。会員の皆様には何かとご支援、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、PA会は大正11年（1922年）に創設され、以来90年以上の歴史を有する組織であります。創設以来、長年に亘って日本弁理士会の役員・委員を多数輩出し、日本弁理士会の会務に対して多くの貢献をし続けてまいりました。

しかしながら、日本弁理士会、そして我々個々の弁理士を取り巻く環境は、過去数年の間に非常に大きく変化いたしました。この4月には、日本弁理士会の会員数が遂に一万人を突破したと聞いております。特に最近の傾向としては、企業に勤務する弁理士の数が大幅に増えており、特許事務所の弁理士が大勢を占めていた以前とは状況が全く異なってきました。近頃は、特許事務所から企業知財部に転職する弁理士も多いようです。

弁理士一万人時代が到来した今、我々を取り巻く環境がこの先どのように変転してゆくのか、変化の激しい昨今では、数年先の未来のことですら正確な予想は困難です。ただ、こうした変化が今後も続くことは間違いないでしょう。我々自身、そしてまたPA会も、時代と環境の変化に合わせて変わることができなければ、太古の恐竜や滅亡した文明のように徐々に消え去る運命を辿りかねません。

しかし、では、どう変われば良いのかという問題には、結局のところ答えることはできません。ただ、なんとなくわかるのは、今までと同じことをし続けているだけではダメで、常時新しい試みに柔軟に取り組む必要があるということかと思えます。倉庫にあるチーズを消費するだけでは、じきに無くなってしまいますから、新しいチーズを探しに行く必要があります。

幸い、PA会には新たな試みに取り組む柔軟性とそれを受け入れる寛容性が十分に備わっていると感じています。昨年度は本多敬子幹事長のもと、PA会のホームページを大幅にリニューアルし、研修の参加申込や、入会・住所変更の手続をウェブサイ

ト上で行えるようにしました。また、寄付金に関するアンケートを実施し、その結果を考慮して、基本的に全ての会員の皆様にご寄付をお願いする形に改めました。さらに、PA会の企画としては異色とも言える婚活イベントも実施いたしました。本年度は、6月に新規登録者の祝賀会と会員の懇親会とを併せて行い、大勢のご参加をいただき、好評を得ることができました。それに伴って新規の入会も多数あり、8月の時点でPA会の会員数は870名を上回っております。また、11月に実施予定の旅行会やその他の企画にも、会員の皆さんに、よりいっそう楽しんでいただけるような工夫を加えたいと思っています。さらに、本年度は政策部会の活動も活発化しており、PA会から本格的な政策提言を行う下地も徐々に整うと期待しております。

このように、さまざまな新たな試みに取り組むことができているのは、ひとえに多くの会員の皆様がさまざまな意見・アイデアを出し合ってくださっているおかげです。PA会は全くのボランティアで成り立っておりますが、一人では成し遂げることが難しいことでも、皆が知恵を出し合い、協力すれば、素晴らしい結果を出せるということをPA会の活動を通して改めて感じています。

先に述べましたように、弁理士業界は大きな変化の渦中にあります。しかしながら、環境の変化は、それを適切にとらえた者にとっては大きなチャンスともなり得ます。PA会は知的財産に関わる専門家の集団です。知財に関わる弁理士であればこそと言えるような独創的なアイデア、知恵を出し合っ、新しい会派のモデルを構築していければと思っています。富士宮市が「焼きそば」ひとつで見事な地域おこしを成し遂げたように、何か簡単なものでも、それを材料に会派おこしを推進できればと、そして、途中をかなり省略しますが、我々の活動がひいては、少しでも日本の産業の発達に寄与することを願ってやみません。

残りの任期、精一杯がんばらせていただきます。今後も皆様からの変わらぬご協力、ご指導、ご鞭撻を賜れますよう、心よりお願い申し上げます。



会務のご報告

日本弁理士会副会長 高梨 範夫

はじめに

PA会より日本弁理士会の副会長に推薦して頂きました高梨範夫です。昨年は副会長の定員8名のところ10名が立候補し、副会長選挙が実施されました。わずか数十票の間に何人もの候補者の得票が並ぶという大激戦となりましたが、おかげさまで無事当選させて頂きました。PA会協議委員長としてご尽力頂いた福田伸一先生、幹事長として応援団長をお引き受け頂いた本多敬子先生、応援団として精力的な応援活動を最後の最後まで粘り強く展開して頂いた数多くの先生方を初めとするPA会の諸先生の強力なご支援のたまものと感謝しております。改めて御礼申し上げます。

会務の準備

当選後程なく、昨年11月に次年度会務検討委員会が始まりました。これは、役員経験者である小川慎一先生を委員長として、そのご指導の下、次年度の正副会長予定者が、次年度会務が始まる翌年4月までの5ヶ月間、週一回丸一日かけて次年度会務の準備をするものです。この間に、次年度の執行役員会の基本方針について意思統一を図り、現役の副会長・支部長・センター長から担当する委員会・附属機関の活動について説明を受け、また、提示された次年度事業計画案及び予算案について検討、時に修正を促します。更に、委員会や附属機関について副委員長それぞれの分担を定めるとともに、次年度委員会の諮問事項等を決定します。このころには、次年度人事検討委員会が人選した附属機関や委員会の次年度委員案が出てきますので、委員長候補者に諮問事項について相談することもあります。また、来年一緒に執行役員会の運営に携わって頂く執行理事を選び、その役割分担も定めます。本年度はPA会から本多敬子先生と堀籠佳典先生に執行理事として参加して頂きました。本多先生は商標に造詣が深く会務その他の諸々をよく存じていることから、また、堀籠先生は弁護士としての知見や物の考え方を執行役

員会において役立てて頂きたいことから、それぞれ、お願いした次第です。

会務の開始

本年4月に入ると、本年度の執行役員会が、古谷会長の他、副会長8名、執行理事11名の計20人体制にてスタートしました。スタート直後から、委員会等の立ち上げ、特許庁その他の外部機関への挨拶回り、支部訪問による支部役員との意見交換、常議員会の開催及び定期総会の開催、その合間に組み込まれる様々な会務等、慌ただしく月日が経過して今日に至っています。この間、平成25年春の叙勲・褒賞においてPA会の福田賢三先生が旭日双光章受章の栄に浴したとのうれしいニュースも飛び込んできました。永年の弁理士業務に対する功労であり心よりお慶び申し上げます。

執行役員会

毎週開催される執行役員会では、さまざまな議案が審議されます。各委員会からの答申書がほとんど上程されない現時点でも、多くの議案が提出されますが、適切かつ迅速な審理により、できるだけ早く審理終了できるように心がけております。時には慎重に結論を出さなくてはならない議案・執行役員の見解が割れる議案等もあります。このような議案について古谷会長は執行役員の一人一人の意見を聴きつつ全体の総意をまとめることに努めており、これにより、円滑かつ積極的な審議となっております。古谷会長による本年度の議事運営は執行理事の先生方にも好評です。

知的財産推進計画

2003年に最初の知的財産推進計画が閣議決定されて以来、各年毎に知的財産推進計画が策定され、この間、特許法・商標法・著作権法等の度重なる改正、信託業法改正による知的財産の担保・証券化、種苗法改正、知的財産高等裁判所の創設、知的財産分野における人材確保と弁理士数の増大等、

数多くの改革がなされ、我々弁理士を取り巻く環境も大きく変化しました。そして、弁理士登録者数は遂に1万人を超えるに至っております。先頃発表された「知的財産推進計画2013」は、知的財産戦略本部が決定した今後10年の「知的財産政策ビジョン」に基づき、短期・中期の具体的施策を挙げています。これらの諸施策は、必然的に日本弁理士会の活動にも反映されています。例えば、「知的財産推進計画2013」では、国家間の経済連携協定・投資協定等の取り組み強化が図られるところ、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、産業界を初めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求すると述べていますが、早速、日本弁理士会に対しても知的財産関係項目について意見聴取がありました。これに対しては、経済連携WGにおいて、特許委員会その他の実務系の委員会の意見をとりまとめ、執行役員会にて検討の上でTPP政府対策本部に回答します。また、アジア新興国の知財制度支援の一環として特許庁はミャンマーとの協議を進めているところ、訪日したミャンマー派遣団は日本弁理士会にも来訪して下さり日本の弁理士制度について質問をしました。つい先頃には、特許庁が「職務発明に関する調査研究委員会」を立ち上げたので、この委員会に急遽オブザーバー参加できるようにしたところです。この他、「知的財産推進計画2013」に挙げられた各施策は、多くの委員会において検討テーマとして取り上げられており、私が担当する委員会に関連する項目をざっと挙げてみると「新しいタイプの商標」「地域団体商標の権利主体の拡大」「証明商標」「登録後に自他商品識別力を喪失した商標の取り扱い」（商標委員会）、「営業秘密」（不正競争防止法委員会）、「コンテンツ関連施策」（著作権委員会）、「知的財産の評価と流通」（知的財産価値評価センター・知的財産活用推進委員会）等が掲載されています。

ちなみに、私の担当は、関東支部、防災会議、知的財産価値評価センター、商標委員会、不正競争防止法委員会、著作権委員会、知的財産活用推進委員会です。これらの活動については、パテント誌8月号「正副会長の活動報告」欄に掲載致しましたので、ご確認頂ければ幸いです。この他、日本弁理士会事務局の会員課担当案件について相談を受けております。

弁理士法改正

昨年度日本弁理士会では弁理士法改正に備えて改正項目を挙げてきました。しかるに「知的財産推進計画2013」においても、中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う（短期目標）と述べています。斯様な次第で、弁理士法改正においては弁理士試験制度の見直しが最も大きな論点となっております。この点に関して、執行役員会では、見直しの具体的内容・方向について、あらゆる場面で会員の民意を確認し、執行役員会の意思を固めております。10年前に標榜された弁理士1万人体制が実現した今日、弁理士試験の見直しは、弁理士の資質向上に資するものでなければならず、また、その目的に適うように運用されなければなりません。このような試験制度の改革及びその後の運用が実現されることを執行役員会は目指しています。

最後に

本稿を出稿したのは7月中旬であり、本年度の期間はまだまだこれからです。気を引き締めて会務に励む所存ですので、今後も皆様の暖かい（あるいは、厳しい）ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い致します。



常議員制度と活動報告

日本弁理士会常議員 坂本 智弘

昨年、P A会のご推薦を頂き立候補して平成25年度より常議員（1年目）を努めさせて頂いております。

本年度、P A会では私以外に以下の先生が常議員を務めております。

（2年目）

本多一郎 先生
岡戸昭佳 先生
林 篤史 先生
堀籠佳典 先生
渡邊伸一 先生

（1年目）

橋本千賀子先生
坂野博行 先生

昨年の選挙においては、応援団長を初めとして非常に多くのP A会の先生方にご協力を頂き、無事、無投票当選することができました。お忙しい中、選挙運動にご協力いただきました先生方のご尽力の賜物と感謝するとともに心から御礼を申し上げます。

まず、日本弁理士会規則における常議員に関する規定の概要をご紹介します、次に本年度の活動をご報告させて頂きます。

【常議員制度について】

常議員会は、総会に先立って執行役員会（会長、副会長、執行理事）の提案を事前に審議することを主な役割としています。より具体的には、会則78条に規定されている通り、以下の事項について審議します。

- （1）総会に付する議案に関する事項
- （2）総会から委任された事項
- （3）会規の制定、改正又は廃止に関する事項
- （4）本会の予算外の支出又は予算超過支出に関する事項
- （5）経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項

（6）綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、及びコンプライアンス委員会の委員の選任に関する事項

（7）本会又は会員の社会貢献に関する事項

（8）その他、会長が必要と認めた事項

常議員は、その任期が2年であり、選挙区選挙（全国7選挙区）を通じて選出されますので、いわば地方の代表と言えるかと思えます。そして、常議員の定数の半数（30名）は、毎年入れ替わることとされています。

【平成25年度の活動】

本年度の常議員会は、常議員60名、執行理事11名（うち、常議員と兼任が6名）、正副会長9名の合計80名で構成されています。

本年度は、これまでに2回の常議員会が開催されています。

第1回常議員会（平成25年4月10日開催）

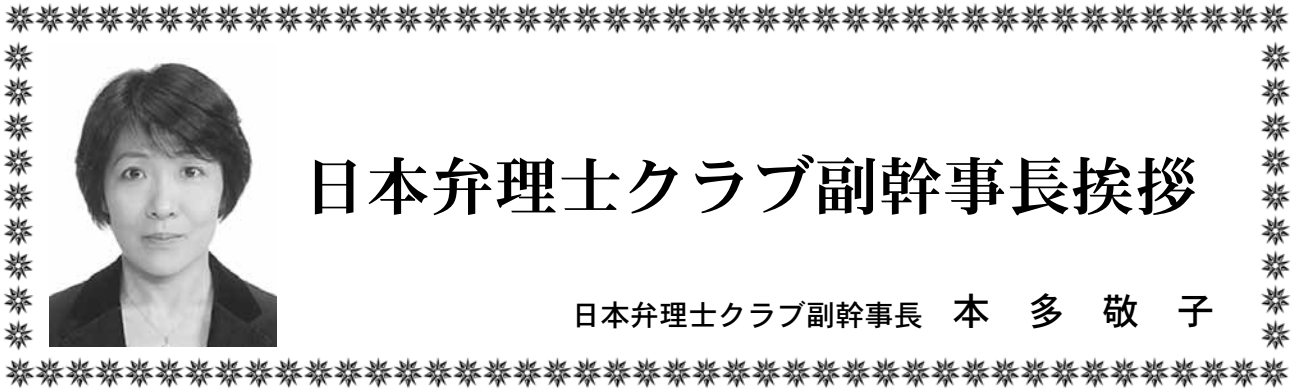
執行理事の選任、審査委員会委員の選任、常議員会審議委員会の設置及び委員の選任について承認されました。

第2回常議員会（平成25年5月1日開催）

定期総会の議案事項（平成24年度事業報告、平成24年度予算、平成25年度事業計画、平成25年度予算、会令「平成20年改正前倫理研修規則の廃止に関する規則」の制定、平成25年度外部監事の選任、外部意見聴取会委員の選任）について、審議しました。

【その他】

会員数が平成25年5月で10000人に到達しました。このような多くの会員の声を反映させるには、選挙により全国から選出された常議員をもっと有効に活用することができるかが今後の課題であると考えます。



日本弁理士クラブ副幹事長挨拶

日本弁理士クラブ副幹事長 本 多 敬 子

本年度日本弁理士クラブ副幹事長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。昨年度のP A会幹事長在職時には、多くのP A会会員の皆様にご協力いただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

日本弁理士クラブは、設立から66年という長い歴史を有する組織で、春秋会、稲門弁理士クラブ、南甲弁理士クラブ、無名会及びP A会の5会派で構成される連合組織です。その会員数は2000名を優に超えております。

日本弁理士クラブの幹事会は、幹事長、5名の副幹事長、政策委員会委員長及び各会派から選出された幹事数名で構成され、ほぼ毎月幹事会を開催しております。P A会からは、渡邊敬介先生が政策委員長を、坂野博行先生と坂本智弘先生が幹事をつとめてくださっています。

また、政策委員会の他、規約委員会、研修委員会、会報委員会、ホームページ委員会及び協議委員会などの委員会を擁しており、これら委員会にもP A会から多くの会員が委員として参加して下さっています。

日本弁理士クラブ副幹事長は、それぞれ二つ程度の委員会を担当します。私は、研修委員会、政策委員会を担当しております。

研修委員会は、特定侵害訴訟代理業務試験対策として、過去問解析講座と模擬試験を開催しています。特に模擬試験は、特定侵害訴訟代理業務試験が始まった最初の年から開催していて、11年目になり、今年は、講師の先生のご協力を得て答案の添削を行う答案練習会形式で行う予定であります。

本年度の旅行会は、6月15日から16日に、仙台

の秋保温泉で75名の参加者を得て開催されました。秋保の名湯を楽しみながら、日頃交流する機会の少ない他会派の皆様と親交を深め、忌憚のない意見を交すことのでき、有意義なひとときを過ごすことができたと思います。翌日、参加者は、ゴルフ大会と松島観光に別れ、小雨の中ではありませんでしたが、それぞれ自然に触れながら日ごろのストレスを発散されたものと思います。

日本弁理士クラブは、日本弁理士会に多くの役員を輩出し、また沢山の政策提言を行ってきており、日本弁理士会を人材面及び政策面でサポートしています。日本弁理士会を支える組織として日本弁理士クラブは重要な役割を果たしていますが、その一方で、会派に属さない日本弁理士会の会員数が増加し、弁理士の総意としての政策提言が難しくなってきました。知的財産に対して世界の目が集まっている昨今において、日本弁理士会の責務も増し、これを支える日本弁理士クラブの役割もますます重要になってきています。将来的に夢のある弁理士制度・知財制度を構築する一翼を担っていくためにも多くの弁理士の方々が日本弁理士クラブの活動に参加して下さることを願っております。

本年度の日本弁理士クラブの活動もほぼ半年を経過しましたが、P A会会員の皆様のおかげでこれまで大過なく進行できたことにつきまして重ねて御礼を申し上げます。残り半分の任期となりましたが、選挙、総会のみならず、ポーリング大会、テニス大会、新年会などの行事も控えております。引き続き、P A会会員の皆様の御参加・御協力をお願いいたします。



PA会協議委員長挨拶

協議委員会報告

井出 正 威

平成26年度役員定時選挙は、副会長、常議員、及び監事について行われます。副会長は定員8名の一年任期、常議員は定員60名のうち半数が交代する二年任期、監事は定員10名のうち半数が交代する二年任期となっています。

副会長及び監事は全国区であるのに対して、常議員は、北海道・東北選挙区、関東選挙区、東海選挙区、北陸選挙区、近畿選挙区、中国・四国選挙区、九州選挙区にわかれており、平成26年度は、関東選挙区20名、東海選挙区2名、北陸選挙区1名、近畿選挙区6名、九州選挙区1名が定員になっています。

平成26年度役員定時選挙に際し、PA会としては、下記のとおり、副会長1名、常議員4名、監事1名の立候補者を推薦しています。

副会長候補	上山 浩	会員
	(登録番号 11680)	
関東常議員候補	狩野 彰	会員
	(登録番号 9731)	
関東常議員候補	加藤 ちあき	会員
	(登録番号 10786)	
関東常議員候補	青木 充	会員
	(登録番号 11941)	
関東常議員候補	杉村 憲司	会員
	(登録番号 14748)	
監事候補	飯田 伸行	会員
	(登録番号 7998)	

副会長候補である上山浩会員は、谷義一会員が会長を務めた平成18年度に執行理事として日本弁理士会の執行役員会に入り、その後もその力量を

買われ、平成19～20年度まで執行理事として執行役員会に止まり、その後も、特許委員会を中心に、日本弁理士会の委員会活動に積極的に参画し、日本弁理士会の会務に十分精通している人材であり、平成26年度の副会長として、その知見を存分に発揮されることと確信しております。

また、関東常議員候補の狩野彰会員は平成22年度に日本弁理士会副会長、平成24年度に関東支部長と要職を歴任した経験豊かな人材であり、加藤ちあき会員は商標関連業務に精通され、日本弁理士会の商標委員会だけでなく国際会議や各国制度の調査研究などで広く活躍されている貴重な人材であり、青木充会員は日本弁理士会の特許委員会で活躍するとともに、PA会の庶務担当として会派活性化にも尽力して頂いている俊英であり、杉村憲司会員は日本弁理士会の国際活動センターの他、FICPI等の国際知財団体で活躍しており、国際に強いPA会を代表する人材であり、また、監事候補の飯田伸行会員は平成12年度に副会長を務めた弁理士歴37年のベテランであり、何れの候補者も日本弁理士会の活動のために最適な人材であり、PA会として自信を持って推薦しております。

御存知の通り、昨年度は会長及び副会長の選挙があり、熾烈な選挙戦が行われたことは記憶に新しいところであり、多数の会員を擁するPA会としても予断を許さない状況となっております。

協議委員会と致しましても、全候補者の当選に向かって全力で活動する所存であります。

また、上記の通り、PA会は、日本弁理士会の活動に最適な人材を推薦しておりますので、会員の皆様におかれましては、なにとぞ、ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。



日本弁理士会副会長 立候補のご挨拶

上山 浩

このたび、P A会のご推薦により、平成26年度の日本弁理士会副会長に立候補させていただくことになりました。よろしくお願ひ申し上げます。

立候補にあたり、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、平成10年に司法試験に合格し、平成12年に弁理士登録及び弁護士登録をしました。

P A会とのご縁は、平成13年当時携わっていた特許侵害訴訟で、谷・阿部特許事務所の所長の谷義一先生と仕事をご一緒させていただいたことがきっかけでした。これは大きな訴訟事件で、われわれが代理人を務めていた米国企業の本社に向いて社内の技術者とディスカッションするなど、かなり徹底した弁護活動をいたしました。その案件を通じて谷義一先生から知的財産法の実務に関するご指導・ご鞭撻をいただく中で、P A会のお話を伺い、入会をお誘ひいただきました。

以来、日本弁理士会には、P A会のご推薦で、ソフトウェア委員会、特許委員会、審査委員会など数多くの委員会に参加させていただきました。そして、平成18年度にはP A会の推薦で常議員を務めさせていただくとともに、平成18年度から平成20年度にかけて日本弁理士会執行理事も務めさせていただきました。

平成18年度は新役員制度が導入された初年度であり、12名の執行理事の一員として、谷義一会長及び8名の副会長とともに、執行役員会の一員として活動しました。当時は、その少し前から日本弁理士会に関連する多数の訴訟が係属していた時期で、弁護士でもある私は、執行理事としてそれらの訴訟を含む法的問題を主に担当しました。また、平成18年度は、平成19年改正（平成19年6月20日法律第91号）という弁理士法の大規模改正に関する検討が行われていた時期でもあり、重要な責任を伴う会務を担当させていただくとともに、特許庁との数次にわたる協議に加わるなど貴重な経験をすることができました。

日本弁理士会役員の任期は当時は会長を含めて全員1年間で、大半の役員は1年間で交代しましたが、私は、次年度の執行部から続投を要請されたこともあり、さらに2年間、合計で3年間執行役員を務めさせていただきました。

本年度は、P A会のご推薦により、知財訴訟委員会の委員を務めさせていただいております。これまで日本弁理士会は、特許侵害訴訟における進歩性の判断基準の問題や、サポート要件の判断基準の問題など、知財訴訟の実務に大きな影響を与える活動をしてきていますが、本年度の知財訴訟委員会では特許法102条の損害賠償額推定規定の実務上の問題を検討テーマに挙げるなど、さらに多面的な取組を検討しているところです。

さて、以前に執行役員を務めた平成18年度は弁理士法の平成19年改正の検討が山場を迎えていた時期でしたが、知的財産推進計画2013でも弁理士法改正が検討テーマの一つとされ、日本弁理士会にとっても重要な取組課題となっています。また、政府の知財戦略本部が本年6月7日に公表した「知的財産政策ビジョン」では、職務発明制度や適切な権利行使の在り方など特許法の改正につながるテーマが示されており、これらも日本弁理士会にとって重要な取組課題となっています。委員会活動などこれまでの日本弁理士会の取り組みは、どちらかといえば権利取得過程に関するテーマが多かったと思いますが、権利の行使段階に関しても、これまで以上により積極的に弁理士としての専門的知見に基づいた発信や取り組みをしていくことができるのではないかと思います。

このような時期に副会長候補のご推薦をお受けすることに重い責任を感じておりますが、当選した暁には、皆様のご期待に応えるべく、精一杯の努力で、任期を全うする所存です。今後とも、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。



常議員立候補にあたっての ご挨拶

狩野 彰

このたび、P A会からのご推薦を受けて、平成26年度の関東選挙区常議員候補として立候補させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

常議員は、平成15年度、16年度に一度務めており、今回当選させていただきますと2回目の常議員となります。

当時の常議員会は、第一委員会と第二委員会に分かれ、常議員はいずれかの委員会に所属しました。そして、第一委員会は月に1度の会合があり、役員会からの諮問事項等を議論し、答申書等を纏めました。

役員制度が改正された後は、常議員会が大きく変化しました。すなわち、常議員会は、従来、常議員のみから構成されていましたが、会長、副会長及び執行理事も含まれるように変わり、そして、主な審議事項は「総会に付する議案に関する事項」となりました。

新役員制度、特に常議員制度の見直しがそろそろ始まると最近、耳にしています。

平成17年度にP A会幹事長を、平成19年に日弁

副幹事長を、そして、平成22年度には日本弁理士会副会長を経験し、さらに、平成24年度には関東支部長を務めさせていただきました。

また、役員・組織検討委員会、全国支部化推進委員会、例規委員会、総合政策委員会などの委員長、副委員長、委員を経験させていただきました。

これらの経験を通じて関心を持ったことは、日本弁理士会の内部の問題として、研修（研修所と関東支部と協同組合と党派、義務研修不履行者処分など）、役員制度、事務所経営の窮乏問題があり、外部との問題として、知財推進関係、弁理士法改正、地方自治体との協力、国際活動、他士業との交流があります。

役員選挙に当選し、常議員等として活動する機会を与えていただけるならば、上記の関心事項のいずれかに積極的に関与することによって、日本弁理士会や会員のために役立つ成果を少しでもあげたいと思っております。皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

常議員立候補挨拶

加藤ちあき

この度、P A会からご推薦を頂きまして、平成25年度の日本弁理士会常議員に立候補させて頂くことになりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。立候補に際しまして、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、生粋の江戸っ子ですが、父親の転勤に伴い、中学・高校時代を、北海道の小樽、札幌、函館で過ごしました。大学入学時に東京に戻り、卒業後は、レコード会社のアーティスト・プロモーター（宣伝担当）として、いわゆる芸能界で仕事をしておりました。

その頃、会社所属の女性アイドルグループのカレンダーが無許可で販売されているという話が入ってきました。部署が異なっていたので、私には直接関係の無い話だったのですが、今と異なり当時の日本は知的財産への国民の意識が低く、今後このような事案への対応が我が国にとって非常に重要になるのではないかと、という直感のようなものが働きました（なお、この事件はその後、東京地裁において日本で初めて「パブリシティ権」による差止仮処分が認められた事件として話題となりました。）。

そこで、思い切って会社を辞め、平成7年、弁理士になりました。東京丸の内にある中村合同特許法律事務所に入所し、現在は、商標セクションのパートナーとして仕事をしています。

専門は商標ですが、弁理士になってから修めた大学院で知的財産法を専修したことから、不正競争防止法、著作権、パブリシティ権といった法律相談にも携わっています。大変幸運なことに、当事務所には、中村稔弁護士、松尾和子弁護士、田中美登里弁護士、大塚文昭弁理士、故加藤建二弁理士、井滝裕敬弁理士といった、P A会の先輩

が多数所属しており、公私に渡り、よちよち歩きの頃から、手取り足取り、ご指導を仰いでいます。

他方、日本弁理士会では、現在、P A会のご推薦を頂き、第一商標委員会に所属させて頂いております。商標委員会ではこれまで数回、副委員長を務め、また、ありがたいことに、WIPOへの出張や、特許庁の意見交換会委員、同研究会の委員なども務めさせていただきました。

P A会には、商標を専門とされる先生方がたくさんおられ、いつも諸先輩方から大きなご示唆を頂戴しています。この点、P A会は、商標弁理士にとっては、何よりも代え難い環境を与えてくださる親睦団体であると確信しております。

社会人になって四半世紀を過ぎた今、最近では自らが頂くばかりではなく、これまで御恩を頂いた方々に少しでもお返しができるという気持ちが強くなって参りました。この世ではもう御恩返しの叶わない方もおられますが、その分、未来を担う若い弁理士の方々に、自分が授かった宝物のいくつかを還元させて頂けたならと願っております。

女性弁理士の割合も増え、現在では1300人を超えると伺っています。常議員に当選させて頂きました暁には、これまでの弁理士としての活動、P A会や委員会活動を通じて学んだことをもとに、女性として、また働く母親としての視点も少し加えながら、弁理士会執行部及び弁理士会の各種活動を支援したく存じます。弁理士会の会務に、会員の皆様おひとりおひとりの意見が効果的に反映されるよう、一所懸命働かせていただく所存です。皆さま方より一層のご指導ご支援を、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上



日本弁理士会常議員立候補挨拶

青 木 充

このたび、P A会のご推薦をいただき、平成25年度の常議員に立候補することになりました。心よりお礼申し上げます。平成12年度の試験合格組で、P A会には、口述模擬試験の試験官のお話をいただいたことをきっかけに入会し、その翌年から研修部会部員として、いくつか研修を担当させて頂きました。その後、平成23年度に作業部会幹事、平成24年度から人事部会部員を務めさせて頂いた後、本年度は組織部会部員という具合に、所謂「沼」に一方の足が入ってしまっている状態から抜け出せず、今日に至っております。

簡単に自己紹介をさせていただきますと、私は、神奈川県茅ヶ崎市の柳島海岸という地にて生まれ育ちました。こう話すと、「見かけによらず湘南ボーイなんですね」と言われることが多いのですが、決して謙遜ではなく「見かけどおりの地元民でございます」とお答えしております。といたしますのは、柳島というところは、茅ヶ崎市でも有数の古式ゆかしき漁村でございまして、「柳島大漁船上げ唄」や「柳島エンコロ節」なんてのが残っちゃっている、湘南というよりも「高座郡柳島村」が似合うような場所でございます。そのような第一次産業優位の文化圏にて、将来は「服部名人（釣り）」、「高橋名人（ゲーム）」、さもなくば「連邦軍のニュータイプ」になることを夢見る模範的な少年だったのですが、ある日父親がその当時のマイコンを買い与えてくれ、「すげえ！ゲームが作れちゃう！」と衝撃を受け、マシン語プログラムの勉強をしたり、横浜中華街近くの「ハマの電気街」に工作材料を買いに行くようになったことが、この業界へと近づいたきっかけなのだと思います（ちなみに現在も工作趣味は続いており、フィルム時代のカメラをレストアし、大宅文庫みたいな博物館を作りをライフワークとしようと思っております）が、最近、家人より、「かび臭い」、「気味が悪い」といったご指摘を受け、どのよう

にしたらAllowanceを頂けるのか、目下対応に苦慮しているところでございます。

その後、大学に進学しましたが、バブル華やかかなりしの頃ということもあり、勉強はせず、クラブ活動のウインドサーフィンばかりをやっておりました。ちょうどそのころ東京地裁でウインドサーフィン事件というものが起きていたことを知ったのは後のことです。

大学卒業後は、印刷会社のエレクトロニクス事業部にて、海外のお客様（主に電話口で「ヨボセヨ」とか「ウェイ」と話す方々です）と、国内の工場の設計の方々との間に入って物（半導体部品）を作り納めていくという受注産業ならではの海外営業の仕事を経験させて頂いたときが、正式な「特許」との出会いでした。その後、漁民の血がそうさせたのか、ウインドサーフィン好きが昂じて地元茅ヶ崎市役所に転職しました。始業終業前後に海に行けるといふ南国的な生活でございましたが、あまりにも単調な毎日に、なんだか物足りないあとを考え始め、かねてより興味のあった弁理士の試験勉強を開始致しました。そして、幸運にも、現在勤務している加藤朝道先生に声を掛けて頂いて、この業界に入りました。

日本弁理士会の方の会務としては、P A会のご推薦により、U-35委員会、研修所、地域知財活動本部企画調整委員会、特許委員会を経験させて頂きました。また、関東支部にも立ち上げ間もなくから関与させていただき、支部役員、神奈川委員会の委員を務めさせて頂いております。

また、P A会の方では、アウトドア同好会に所属し、昨年は、一連の足慣らし登山と、富士登山に参加させて頂きました。

このたび、ご推薦を頂いた以上は、与えられた仕事に全力を尽くし、微力ではありますが、弁理士会及び全弁理士のために貢献する所存です。今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。



常議員立候補にあたって

杉村 憲司

この度、P A会からご推薦を戴きまして、平成26年度の日本弁理士会常議員に立候補させて頂くことになりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

立候補に際しまして、簡単に自己紹介させていただきます。

私は、早稲田大学 理工学部 建築学科を卒業、その後、引き続き、早稲田大学大学院 理工学研究科 建設工学専攻を修了いたしました。子供のころから、建築デザインに憧れていたこともあり、建築の道に進もうと思った次第です。

大学院の卒業間近の時期、日本の建築事務所でアルバイトの修業をしておりましたが、ある時、縁あって、英国に留学し、本場のヨーロッパの建築を学ぶことができるチャンスがございました。当時、ヨーロッパ建築の素晴らしさは、専門書の写真で勉強し、その美しさに魅せられておりましたので、ぜひ、この機会に本場の英国ロンドンで勉強したく思いました。言葉のハンディもあり、勉強は本当に大変でしたが、Architectural Association Schoolのディプロマコースを無事に修了できました。

その後、これも不思議なご縁に恵まれ、英国人建築家ノーマン・フォスター氏に出会う機会があり、フォスター設計事務所に勤務させてもらう機会を得ることが出来ました。ノーマン・フォスター氏は、当時、新進気鋭の建築家でありましたが、その後、ヨーロッパの建築界を代表する人物となり、その功績により、フォスター男爵という一代貴族に叙せられています。

ノーマン・フォスター設計事務所で働き始めて数年後に、ホンコンのHSBC（香港上海銀行・ホンコン本店ビル）の大型プロジェクトに、主任設計メンバーの一人として参加いたしました。若かったこともあり、現場監督や設計の仕事が大変面白く、あっという間に2年間を過ごしました。

このHSBCは、フォスター氏の代表作と言われ、その設計コンセプトは斬新で、都市及び国家を代表する建築として、建築を支えるために通常の柱や壁を使わず、建築の外側に鉄鋼フレームを使用し、このフレームで超高層ビルを支えることに成功いたしました。

このHSBCプロジェクトでは、工業的な面でも、数々の革新的な取り組みに挑戦しています。各部材をユニット化するなど、当時の建築上の技術を駆使し、新しい実験も試みています。そのため、世界初のインテリジェントビルとして、1990年代以降の世界の近代建築界に大きな影響を与えたと言われていています。私の人生において、このような大型プロジェクトに加わることが出来たことは、色々と苦労もありましたが、それだけに学ぶことが本当に多かったと思っています。

特に、色々と駆使した建築上の技術は、知的財産権として確保しておくことが大切なのではと、常々、思っておりました。祖父の時代から特許事務所を営んでおりましたので、そのようなことが影響したのかも知れませんが、そして、その思いを実現出来るかも知れないと思い、難関の弁理士試験の受験を始め、大変な苦労をいたしました。弁理士資格を取得できた次第です。

そして、今は、特許事務所の所長をしておりますが、建築の現場での技術に対する思いを忘れず、若い時からの数々の出会いやご縁に感謝をしながら、仕事をする日々であります。

P A会の活動に関しましては、祖父の時代から色々と関わらせて頂いております。また、弁理士会では、国際活動センター 外国情報部 米国部会員として、仕事をさせて頂いております。

最後に、もし、常議員に当選させて頂くことになりましたら、今までの経験をもとに、微力ながら全力を尽くす所存であります。皆様方のご指導とご支援を、何卒よろしくお願い申し上げます。



監事立候補挨拶

飯田 伸行

このたび、P A会よりご推薦を頂き、日本弁理士会の監事に立候補させていただくこととなりました、飯田伸行でございます。未熟者ですがご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

「監事」という役職を目指す以上、まずその規則の研究をせねばならぬと思い、手元の弁理士会規則集で監事会規則（会令第40号）を紐解いてみましたところ、いわゆる法3条と言うべきか、1条（目的）、2条（兼任の禁止）、3条（調査の申立て）という一件簡単明瞭な条文が目にとまりました。

（第1の特色）第1条 目的

会則第87条に基づき、監事会の運営に関し必要な事項を定める。

（第2の特色）第2条 兼任の禁止

ここでは兼任の禁止がうたわれております。端的に言えば、監事は弁理士会関係の他の役職を兼ねては成らないと理解されます。その理由の第1は会務関係の諸監査を行なう以上、その地位ないし、職務の独立性を守り、会務全般の

運営についての適否等を厳正監査せよとして理解されます。

（第3の特色）第3条（調査の申立て）

第3条は、会則第85条に基づき、会員からの申立てにかかる調査の申立てを監事長の召集指揮の下に調査せよ、ということに尽きると思われれます。

監事は初の経験であり、果たして何処まで職務を全うし得るか不明ですが極力最善を尽くしたいと存じます。以上よろしくごお願い申し上げます。

追記：現行監事会規則の制定にあたる、平成12年12月7日付（日本弁理士会第1回臨時総会決議）についてうっすらと記憶があり、調べてみましたら、その監事会規則は「弁理士制度 110周年記念誌第1章に平成12年度の担当として掲載いただいた拙稿掲示の中の第1回臨時総会第19号議案として承認された記憶があり、ふいと当時の多様な議題審議の状況を懐かしく思い出しました。

以上



平成25年度特許委員会の活動について

水本 義 光

1. 特許委員会の構成

平成25年度の特許委員会は、昨年度と同じように対外的な活動と委員会の運営を中心とする第1委員会（17名）と内部での検討を中心とする第2委員会（41名）で構成されています。実際の活動は5つの部会に分かれて行われ、それぞれの部会に第1委員会と第2委員会の委員が所属して、諮問事項を一緒に議論しています。各部会の部会長は第2委員会から選任された委員（主に副委員長）が務めています。特許委員会の運営は、担当副会長、執行役員、第1委員会の委員全員と第2委員会の委員長と各部会の部会長で構成された運営委員会で行われています。

2. 各部会の検討テーマ

第1部会

- ・進歩性の判断に関して、近年の審決・判決の検討と、傾向の把握を行っています。

第2部会

- ・補正・訂正時の新規事項追加の判断について、近年の審決・判決の検討傾向の調査・検討を行うとともに、シフト補正の制限について、改訂される審査基準に適した対応の調査・研究を行っています。

第3部会

- ・昨年度、本委員会では、職務発明制度の在り方について提言を行いました。本年度は、再検討を行い、その検討結果を踏まえた提言を行う予定です。

第4部会

- ・昨年度、本委員会では、実用新案制度の活用性向上のための提言を行いました。本年度は、再検討を行い、その検討結果を踏まえた提言を行う予定です。

第5部会

- ・国際調和のあるべき方向性に関し、記載要件に

ついて、欧州、米国等の諸外国との差異点について、まとめ、諸問題を検討し、提言を行う予定です。

3. 第5部会の活動

ここでは、私が部会長を務めさせていただいている第5部会の活動を紹介します。第5部会は、平成23年度の第3部会が検討した諮問事項「記載要件（特に、いわゆるサポート要件や明確性要件）についての調査及び研究」の答申を参考に、記載要件について検討を行っています。平成23年度の第3部会の答申におきましては、日、米、欧の主にサポート要件について比較検討を行いました。当部会では、日、米、欧、中国、韓国の5極の記載要件、すなわち、サポート要件、明確性要件、実施可能要件について、比較検討を行っています。

具体的には、部会を3つのグループに分け、それぞれ明確性要件、サポート要件、及び実施可能要件を担当するようにしました。そして、5極の審査基準について、各国ごとに記載要件がどのように規定されているかを比較するために、比較表を作成しました。現在、平成23年度の第3部会の答申の項目に従って、グループごとに内容をまとめるべく、作業を進めております。その作業の終了後、3つのグループでまとめた内容を一つの答申に仕上げていきます。そして、これらの作業の中で、各国の相違点を明らかにすると共に、日本の審査基準の事例等を基にして、その事例等の記載をどのように修正すれば、各国の審査基準等を満たすことが出来るかを検討していきます。最終的には、国際調和のあるべき方向性として、どのように日本の審査基準等を変更していくべきかを検討し、提言を行いたいと考えております。

意匠委員会の活動報告

意匠第二委員会委員長 林 美 和

1. 構成

今年度の意匠委員会は、第1委員会と第2委員会から構成され、それぞれ20名、32名の委員が所属しています。各委員会の役割が明確にされているわけではありませんが、第1委員会は、主に意匠制度についての政策提言・法改正問題の対特許庁窓口を担当し、第2委員会は、会員向けに重要審判決の調査研究、海外における意匠制度に関する調査研究等の情報発信を行っています。また、近々予定されている意匠法の改正及びハーグ協定への加盟については、両委員会で協働して対応しています。

2. 諮問・委嘱事項

今年度の諮問・委嘱事項は以下のとおりです。

(1) 諮問事項

1. 意匠法改正（審査基準を含む）の検討と提言
2. 意匠制度の活性化について検討
3. 将来、意匠登録による保護が求められる画像デザインの具体例の検討と、問題点の抽出
4. 国内外の意匠権活用の事例収集、検討
5. ハーグ協定への加盟に向けた検討

(2) 委嘱事項

1. 意匠審査基準の周知(特に3条2項について)
2. 各種国際会議への参加（SCT、TM5等）
3. 意匠に関するパブコメへの対応
4. 意匠に関する重大審決及び判決の紹介
5. 外国意匠制度の調査
6. 特許庁意匠課、知財協、JIDAとの意見交換会開催
7. 弁理士会電子フォーラムの内容充実と更新
8. 知財学会第11回発表会の一般発表の申し込みと実行
9. 同学会第12回発表会における発表内容の準備
10. 意匠底力キャンペーンの企画、立案
11. 附属機関等との協力
12. 会員に対するハーグ協定に関する情報の提供

3. 部会活動

第一委員会は特に部会分けされていませんが、第二委員会は以下の部会に分かれ、活動を行っています。

1. 部分意匠部会

部分意匠に関する事例の調査・研究などを主に行っています。

2. 画像意匠部会

画像意匠に関する国内外の事例の調査・研究、意匠登録による保護が求められる画像デザインの具体例の検討及び問題点の抽出等を行っています。また、今年の知財学会における発表も本部会で行う予定です。

3. 3条2項研究部会

本年度の委嘱事項のうち、特に意匠法3条2項に関する審判決の調査・研究を行っています。

4. 意匠制度活性化部会

意匠権確保の有利点の分析・検討とそれに基づく意匠制度活用の提言、フォーラム・研究会での発表を主に担当する部会です。

5. 海外部会

ハーグ協定、意匠法条約等をはじめとする意匠関係国際条約、外国意匠制度の調査・研究を主に行っております。

4. 最後に

ここ数年、政府はハーグ協定ジュネーブアクト及びロカルノ協定への加盟に向けた検討作業を具体的に進めるとともに、それに伴う意匠法の大規模な改正の必要性について継続的に審理しておりますが、意匠委員会では、こうした動きに迅速かつタイムリーに対応すべく、弁理士会内の他の部会との関係強化に努めているほか、特許庁意匠課、日本知的財産協会、日本インダストリアルデザイナーズ協会等との意見交換会を実施することとしております。

また、委員会における調査・研修の成果を会員と共有すべく、今年度もセミナーの開催やパテント誌（意匠特集）への掲載を行っていく予定です。

以上

第一商標委員会の活動報告

第一商標委員会委員長 神林恵美子

1. はじめに

昨年度は、日本弁理士会副会長として、商標委員会を担当させていただきましたが、本年度は、晴れて、第一商標委員会委員長として、佐藤俊司第二商標委員会委員長と共に、商標委員会を引っ張っております。

昨年度は、委員会内の個々の議論に関わるというよりも、上から目線で委員会内の議論の方向を見守るといった感じでしたが、今年は委員長として積極的に各委員の意見を引き出し、議論を纏める立場にあります。

2. 第一委員会と第二委員会

商標委員会が第一委員会と第二委員会に分けられたのは平成23年度からですが、そのメリットの一つとして、何はともあれ、委員長が二人いるので、何かとバードンシェアリングができるということが挙げられます。

と、言ってしまうと、委員長職を怠けているかに解釈されてしまうかもしれませんが、商標委員会の委員長ともなると、委員会内を纏めるという内部的な役割の他に、特許庁対応やマスコミの取材対応等、何かと対外的な役割も担うことになります。そして、そうした対外的な話については、期限や時期など、自分でコントロールできるものではないため、どうしても都合がつかない場合も生じ得ます。

そうしたときに、委員長同士で、調整し合っただけに当たることができるということは、委員長自身や、委員長に役割を振る役員会にとっても、何かと便利と言えます。

また、第一委員会にはベテランを集めているのに対し、第二委員会は比較的若手を中心に構成されているため、第二委員会では、ベテランに気兼ねすることなく、若手が自由に発言できる、というメリットも挙げられます。

他方、ベテラン揃いの第一委員会では、委員長が取り纏めに苦労することにはなりますが、委員

の皆様はベテランなりに物事もわきまえていらっしゃると思いますので、きちんとご協力いただけます。

3. 本年度の諮問事項

本年度の第一委員会への主たる諮問テーマは、「日本の商標制度のあるべき姿に関する提言（商標法上の定義規定の見直しを含む）」となっています。

当初は、最初からこの重いテーマに取り組むことが予想されましたが、第二商標委員会から、昨年度第二商標委員会で検討した「コンセント制度」について、第一商標委員会で「大人の視線」から改めてこれを纏めてほしいという要請が入りました。これも、第一商標委員会と第二商標委員会とのあるべき協力体制と考え、第一商標委員会での最初のテーマとして、現在、コンセント制度導入の提言書の作成に取り掛っております。秋ごろまでに、何とか取り纏めて、要望書あるいは提言書の形で特許庁に提出したいと考えています。

上述の諮問事項「日本の商標制度のあるべき姿に関する提言（商標法上の定義規定の見直しを含む）」は、基本的には、平成23年度から第一商標委員会に割り振られているテーマではありますが、本年度の特色は、括弧書きの「(商標法上の定義規定の見直しを含む)」が入っていることです。

昨年度の産業構造審議会商標制度小委員会において、主としていわゆる新商標の登録制度導入が検討されました。新商標導入に伴い、商標の定義規定も改正されることとなりますが、その折に、現在の形式的な定義規定に代えて、商標の本質である自他商品・役務の識別力を商標の定義規定の中に盛り込むということが議論されました。

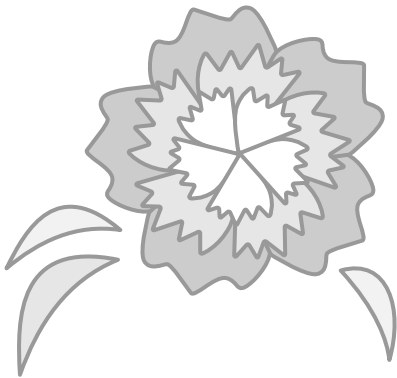
残念ながら、今回予定されている商標法改正では、識別力を商標の定義規定に入れることは見送られましたが、「引き続き具体的な条文に即して更なる検討を行っていくべきものとし、そのための具体策を講じるのが適当である」（平成25年2月「新しいタイプの商標の保護等のための商標制

度の在り方について」報告書より) という結論になりましたので、引き続き特許庁においてもこのテーマが議論されることが予想されます。

この定義規定の見直しは、昨年度の日本弁理士会(というより、産業構造審議会商標制度小委員会の委員である私)が強く主張したことでもありますので、今後の特許庁での議論に対応すべく、

あるいは先んじて、第一商標委員会で検討を進めていく予定です。

とは言え、定義規定を改正した場合、他の条文にもかなりの影響を与えることとなりますので、どのように検討を進めればよいのか、現在頭を痛めています。一方では、賑やかな議論が展開されると、楽しみでもあります。



平成25年度第2商標委員会の活動について

弁理士会 第2商標委員会委員長 佐藤俊司

平成25年度の商標委員会は、例年どおり、第1商標委員会と第2商標委員会に分かれており、副会長の高梨先生、執行理事の本多先生、第1商標委員会の神林先生といったPA会からの商標のエキスパートの先生方の強力なバックアップの下、私は本年度、第2商標委員会の委員長を務めさせていただいております。第2商標委員会は若い先生から豊富な経験をお持ちの先生まで総勢48名で構成されており、多数のPA会の商標専門の先生も参加しています。定例会は、原則として毎月1回、第3金曜日の午後3時から5時まで行っております。

昨年は、第1小委員会が知財協の商標委員会との共同研究として「コンセント制度の導入に関する調査及び研究」、第2小委員会が「証明・認証マークの保護に関する調査及び研究（地理的表示・地名等に係る商標の保護等を含む）」、第3小委員会が「新商標及びその導入に関する調査・研究及び提言」、第4小委員会が「審決・判決に関する研究」、の4つの小委員会に分かれて諮問事項及び審議委嘱事項について活発な議論・検討を行いました。昨年度の諮問事項については弁理士会の電子フォーラムにて答申書が公表されております。

本年度年の商標委員会の諮問事項及び各委嘱事項については、第1商標委員会委員長の神林先生の記事にあるとおりですが、今年の第2商標委員会では、以下のとおり、4つの小委員会に分けて議論・検討を行っています。

■第2商標委員会第1小委員会「ディスクレーム制度の導入に関する調査及び研究（知財協との共同テーマ）」

昨年度までの2年間、知財協の商標委員会との共同研究としてコンセント制度の導入に関する調査及び研究を行ってまいりましたが、本年度はテーマをディスクレーム制度の導入に関する調査

及び研究として検討しています。

■第2商標委員会第2小委員会「証明・認証マークの保護に関する調査及び研究（地理的表示・地名等に係る商標の保護等を含む）」

昨年度は、主に地理的表示制度についての研究を進め、証明商標制度についての研究に時間を割くことができなかつたため、本年度は証明商標制度の研究を進めています。現在進められているTPP交渉の中でも証明商標制度の導入について議論されており、弁理士会として導入に向けた意見を提出しています。

■第2商標委員会第3小委員会「審査基準の研究」

昨年度までは主に新商標対応を行ってまいりましたが、法改正が遅れる見込みのため、新商標に関する審査基準の検討とともに、現状の審査基準の検討（「題号の取扱い」や「精神拒絶」等）についての検討も行っています。

■第2商標委員会第4小委員会「WIPO対応（SCTやMadrid WG等）」

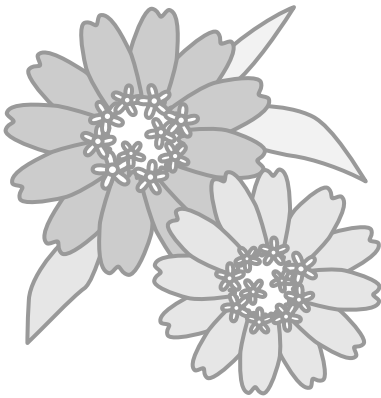
国際関係担当小委員会として、本年度より設置しました。商標関係のWIPOでの国際会議として、主にSCTとMadrid WGがありますが、これらで議論されている内容を検討し、弁理士会として意見を述べていくための準備を行うための小委員会となっています。

6月までのところ、商標委員会としては、①織研新聞からの取材対応（新商標がらみでのアパレル業界への影響について）、②日本知財学会の学術研究発表会への対応、③ジュネーブでのSCT 29への出席、④織研新聞への寄稿、⑤丸亀製麺の件に関する広報対応等を行っております。

今後のスケジュールとしましては、7月以降も、各小委員会による検討が継続され、答申として検討結果がまとめられる予定です。第4小委員会に

については、10月末に開催予定の第11回マドリッドWG及び11月初旬に開催予定の第30回SCTへの派遣に向けたアジェンダの検討を行っていく予定です。

本年度も引き続きPA会の一員として責任を持って、委員長を務めていきたいと思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。





平成25年度ソフトウェア委員会の紹介

鶴谷裕二

平成25年度ソフトウェア委員会は、毎月1回第3水曜日の午後1時から5時まで、主に弁理士会館で会合を行っております。今年度は29名で調査・研究活動をしており、PA会からは、私（鶴谷裕二）が参加しております。会合の前半は全体会を行い、後半は各部会を行っております。前半の全体会では、委員長報告、副会長による会務報告、判例報告など、ソフトウェア委員全員で会合を行っております。後半の各部会の内容は後述します。前半後半共に、時間が足りない部分については、メーリングリストで意見交換を行っております。

本年度、弁理士会から委嘱された主要な調査・研究事項は、以下の通りです。

〔諮問事項〕

1. 複数法域を考慮したソフトウェア関連発明の保護
2. 画面ユーザインターフェイスの効果的保護手段についての調査・検討

〔審議委嘱〕

1. 外国特許制度の調査・研究（米国、EPOの法改正や新興国の動向）

〔委嘱事項〕

1. ソフトウェア関連判決（特許、著作権、不正競争等）の調査・研究を行い、パテント誌への公表
2. 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新
3. ジャパンクラウドコンソーシアム（JCC）やソフティック等の外部機関との連携
4. 中小企業に対するソフトウェア関連特許の啓発、指導及び発掘
5. 附属機関、他の委員会等との連携及び協力
6. 本委員会の研究成果を国内外に効果的に周知化するのに有効な手段・方策（例えばセミナーの開催）の実行

（1）第1部会

第1部会は、画面ユーザインターフェイスの

効果的保護手段についての調査・検討を行っております。現在のわが国制度・判例の調査を行い、わが国で出願するにあたっての指針・手引きとなるテキストを作成し、これを公表する。その内容は、海外出願も踏まえたものとする予定です。

（2）第2部会（鶴谷裕二が参加）

第2部会は、複数法域を考慮したソフトウェア関連発明の保護の検討を行っております。著作権法については、実務的な観点でQ&Aを検討する。不競法については、営業秘密を主な観点として判例を検討する。その判例を元に、どうすれば保護されるのかを検討する。特許法については、データ構造特許を中心に、データベースの著作物との住み分けなどを検討する予定です。

（3）第3部会

第3部会では、外国制度の調査・研究（米国・EPOの法改正や新興国の動向）に関する検討を行っております。中国、インドに加えてさらにブラジルも追加して活動を行う。また欧米については重要判決のタイミングで調査研究活動を行う予定です。

（4）研修プロジェクトについて

各部会で行われる活動と分けて研修プロジェクトを設置しています。この研修プロジェクトでは、ソフトウェア関連発明の進歩性に関する会員研修の開催（2回）を予定しています。

（5）判例報告について

他の分野に比べると数少ないソフトウェア関連の判例を収集・分析する活動です。最近では、侵害が成立した判決や、審決が覆った審決取消訴訟に関する判決など注目に値する判決が出されており、委員の間で活発に議論・検討をしております。

（6）最後に

ソフトウェア委員会の調査・研究結果は、パテント誌での発表、知財学会での発表、会員向けセミナーの開催、業務支援データベース上での資料公開など積極的に公表しております。今年度も、調査・研究結果を積極的に公表していく予定です。



バイオ・ライフサイエンス委員会 活動報告

小 合 宗 一

平成25年度のバイオ・ライフサイエンス委員会は、24名の委員が属し、諮問事項ごとに設けられた部会に分かれて活動しています。P A会からは、本年度委員長を仰せつかった私の他、腰本裕之、辻本典子及び櫻井通陽の各先生が参加されています。原則として毎月第3金曜日に定例会が開催されます。比較的登録年次の若い先生が多いのが特徴で、毎回熱心な議論が交わされています。

本年度の当委員会への諮問事項は、①バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査・研究及び提言、②バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査・研究及び提言、③日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際競争力の特許面からの調査・研究、④バイオ分野におけるグリーンエネルギー関連技術に関する特許面からの調査及び研究、⑤存続期間延長登録に係る特許権についての調査、研究及び提言の5つです。

また、委嘱事項のうち主なものは、日本知的財産協会及び日本製薬工業協会等の医薬関連団体との意見交換会の開催、日本知財学会年次学術研究発表会の発表内容の準備と発表、研修所等が実施する研修・セミナー等への協力、及び、生物多様性条約に関する情報の収集及び対応です。

諮問事項を担当する昨年度の部会の成果は、今年5月22日の研修フェスティバルで、昨年度の副委員長3名が分担して、①米国最高裁による保護適格性の新判断及びその影響について、②iPS細胞における知的財産及びiPS細胞関連再生医療の知的財産について、③バイオ医薬発明に関する職務発明制度のあり方という演題で講演した他、①の報告はパテント誌今年5月号にも掲載されました。また、今年11月末の日本知財学会第11回年次学術研究発表会で4件の一般発表を予定しております。

当委員会では、日本知的財産協会（知財協）と毎年意見交換を行っております。今年も11月に知財協医薬バイオテクノロジー委員会との交流会を行い、双方の委員会での研究成果の報告をもとに意見交換を行う予定です。

その他当委員会は、特許庁の審判実務者研究会（旧：特許性検討会）への委員の推薦や、バイオインダストリー協会等との協議を行っています。

バイオ分野では、技術の急速な発展に追いつくため、各国ともバイオ特許の保護範囲の見直しが続けられています。当委員会は、国の内外でのバイオ特許の動向を定点観測し、弁理士の立場で検討し、外部に発信する役割を担っております。

米国最高裁は、本年6月のMyriad事件判決においてヒト遺伝子に係る物の発明が米国特許法第101条の要件を具備しないとの判断を下しました。判決の射程がどこまで広がるのかは見えにくいですが、競業者排除による医療費高騰を抑制するという政治的な意図は明かです。今回敗訴した特許権者Myriad社は、同判決後に安価な乳癌遺伝子診断サービス提供を表明した競業企業に対し、別の自社特許に基づいて仮差止を請求しました。訴訟社会米国らしい展開です。

このような状況下で、バイオ分野における開発成果の国際的な保護を受けるには、判例研究にとどまらず、各国の弁理士との密接な意見交換が欠かせません。そこで、米国AIPLAをはじめとする各国弁理士会バイオ委員会との直接交流を検討中です。

当委員会は、このような活動を通じて、弁理士のなかでバイオ・ライフサイエンス分野の知財の諸問題を担うとともに、バイオ系の弁理士の実務家の研鑽の場としての役割も果たしております。P A会会員のご指導・ご協力をお願いします。



著作権委員会の活動報告

平成25年度著作権委員会委員長 野田 薫 央

著作権委員会は、内部的には会員弁理士の著作権の知識力アップ、外部的には弁理士が著作権の専門家であることを世間に認識してもらうことを主な目的として活動しています。しかし、残念ながらどちらの目的もまだ不十分であり、特に著作権分野での弁理士の存在感は、世間どころか文化庁に対してすら十分伝わっていない状況です。

当委員会は、50名弱の委員で構成され、P A会からも多くの先生方が参加しています。本年度から委員の任期制限が導入されたため、「著作権委員会は初参加」と自己紹介する委員も多く、例年よりもフレッシュな印象です。また、毎年弁理士会から著作権委員会に対して多くのテーマが諮問・委嘱されており、毎月開催の全体会及び下記の4つの部会で研究や検討を行っています。

- 第1部会：主に法律研究と政策提言。
- 第2部会：弁理士への著作権法普及活動。
- 第3部会：判決研究と判決抄録の作成。
- 第4部会：主にコンテンツに関する研究と渉外。

本年度の委員会の特色としては、昨年度から新たな活動を開始した第2部会の存在が挙げられます。第2部会は、全国9つの支部から1名ずつ計9名の委員が結集し、「会員からのアンケートに基づく著作権実務Q&A」を昨年度に作成しました。本年度は、このQ&A集をテキストに用いて、全支部でその支部所属の委員が講師となって研修会を開催する予定です。既に6月28日に最初となる関東支部（東京）での研修会を開催しました。このQ&A集は、今後の各支部での研修会でも使用しながら細かい点を調整し、最終的に電子フォーラムで全会員に公開することを考えています。

また、まだ構想段階ではありますが、第2部会では「著作権ネットワーク構想」の実現に向けて研究を進めています。この構想は、弁理士会の各支部に著作権に詳しい会員弁理士を配し、どの地域の会員でも著作権に関する疑問を自分の支部

の詳しい会員に問い合わせできるようにすること、及び全国の著作権が詳しい会員同士をネットワークで繋げて、ある会員が答えられない質問でも他の会員が答えられる体制をつくる、という計画です。

まだ構想段階であり、例えば「著作権が詳しい会員」をどのような基準で判断するのか等、まだまだ具体化すべき点が多く残っていますが、まず既に全支部の会員が揃っている第2部会の委員同士が連携を強化して、将来的にネットワークとして発展できればと考えています。

上記のような通常の活動に加えて、本年度はT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）の問題があります。

わが国は、7月下旬にマレーシアで開催されるT P P交渉会合に初めて参加する予定です。それに先立ち、6月下旬にT P P政府対策本部から日本弁理士会を含む128団体に対して意見聴取の要請があり、著作権委員会でも緊急で著作権分野における意見をまとめて弁理士会に提出し、役員会等の修正を経て、7月17日に弁理士会の意見が政府に提出されています。

T P Pでは著作権の分野で「保護期間の延長」「非親告罪化」「侵害者利益賠償制度・法定賠償制度の導入」等について米国から要求を受けており、ただでさえ交渉下手な日本が途中参加の外交交渉で自国に不利な条件をなし崩し的に受け入れてしまうのではないかと危惧しています。著作権委員会では、今後の国際交渉の推移を見守りながら、この分野でわが国が不利益を受けないように政府や文化庁に提言していく予定です。

最後になりますが、本年度の委員会での研究内容は、例年どうり次年度以降の Patent 誌やセミナー等で発表する予定です。また、当委員会の過去の研究内容を含む様々な著作権情報が、日本弁理士会ウェブサイトの「著作権リンク」(<http://www.jpaa.or.jp/?cat=810>)で公開されています。是非こちらも一度ご覧ください。以上



不正競争防止法委員会の 活動報告

平成25年度不正競争防止法委員会副委員長 河合 千 明

平成25年度の不正競争防止法委員会は、総勢34名の委員で構成され、実務系委員会の中では比較的人数が少ないものと思われませんが、ベテランから若手まで多彩で熱心な委員が参加され、毎回委員会では、活発な議論が行われています。

本年度は、日本弁理士会から以下のような事項が当委員会へ諮問・委嘱されています。

【諮問事項】

1. 技術流出の防止と不正競争防止法の関わりに関する調査・研究・提言
2. 不正競争防止法による新しいタイプの商標の保護に関する調査・研究

【委嘱事項】

1. 特定不正競争に関する事項について会員へ啓発すること
 2. 会員に対する不正競争防止法に関する研修所が実施する研修及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力
 3. 特定不正競争の取締りに関する諸外国法制と実務の紹介
 4. 最近の不正競争防止に関する重要判決の紹介
 5. 不正競争防止法に関するパブリックコメントへの対応
 6. 不正競争防止法に関する関係官庁、諸団体等への対応
 7. 一般社団法人日本知財学会主催の第11回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・プレゼンテーション）における発表の申込みと実行
 8. 一般社団法人日本知財学会主催の第12回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・プレゼンテーション）における発表内容の準備
- ・ 例年、希望者が発表を行っていることから、本年も、希望者に発表してもらうこととなり、発表を希望する委員は5月15日までに

事務局に連絡することとなった。なお、15日までに希望者がいなければ委員長が発表者を指名することとなった。

- ・ 発表の内容については、不正競争防止法関係が望ましい。
9. 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新
 10. 附属機関、他の委員会等との連携及び協力
上記諮問事項を受けて、委員会は2つの小委員会に分けられ、第1小委員会が諮問事項1を、第2小委員会が諮問事項2を担当しております。

委員会は、毎月定例の会合を開催し、まず全体委員会を行った後、2つの小委員会に分かれて諮問事項に対する答申書作成に向け、研究・検討を行っています。全体委員会では、各種報告以外に、従来当委員会で行われてきた判例研究を、本年度も、担当者を決め毎回1、2件行っています。

今年の諮問事項は、いずれも日々の新聞、テレビをにぎわしている非常に時事的なテーマです。

私は、諮問事項2を担当する第2小委員会の小委員長を務めさせていただいております。諮問事項は、「不正競争防止法による新しいタイプの商標の保護に関する調査・研究」ですが、文字、図形、記号、立体的形状からなる従来の商標とは異なる新しいタイプの商標のうち、今般の商標法改正により、位置、動き、ホログラム、色、音が近々導入される予定です。従って、上記新商標が、商標法改正によりまもなく商標登録の対象となる一方で、保護法益の異なる不正競争防止法（以下、「不競法」という。）の下でも、新商標が商品等表示として保護される可能性があるか、そうとすればいかなる新商標が、いかなる場合に、いかなる主張立証をすることにより保護されるかといったことを検証しております。そのために、新商標、商品形態を中心とする不競法の判例を20件ほど抽

出し、各委員が毎回1、2件担当し報告を行うとともに、外国の新商標に関する登録例、実務も参考にして、根拠条文となる不競法2条1項1号について、商品等表示性、周知性、商品等表示の類否、使用、混同等の要件判断を検証しながら、新商標が不競法で保護される可能性を探っております。その際、新商標については、特に機能性も考慮する必要がありそうです。

また、諮問事項1を担当する第1小委員会も、諮問事項の「技術流出の防止と不正競争防止法の関わりに関する調査・研究・提言」について、答申書をまとめるべく、活発な議論を行っています。

このように諮問事項に対しては、毎回、示唆に富む意見が出され、活発な討議が行われておりま

すが、来年2月末までに答申内容を纏める予定になっています。

更に、当委員会からは、各種講演会、研修フェスティバル、eラーニング等に逐次講師を派遣して、上記委嘱事項に対応する活動を行っています。

以上、当委員会の活動を簡単にご紹介しましたが、不競法に関する有益な研究・検討の内容は、パテント誌、弁理士会ホームページなどで会員の皆様にお伝えしていく予定です。今後の不正競争防止法委員会の活動に、どうぞご期待下さい。

以上



若手独立弁理士 座談会



- | | | |
|-------|-------|---------------------|
| 司 会 | 松宮 尋統 | 会員 (押本特許商標事務所) |
| | 篠田 卓宏 | 会員 (特許業務法人 浅村特許事務所) |
| オブザーバ | 渡邊 伸一 | 幹事長 (シンフォニア知的財産事務所) |
| | 板垣 忠文 | 会報部会幹事 (一色国際特許業務法人) |
| 協 力 | 岩見 晶啓 | 会員 (特許業務法人 浅村特許事務所) |
| | 酒井 雅久 | 会員 (一色国際特許業務法人) |

- | | | | |
|-------|-------------------------|-------|---------------------|
| 坂本 智弘 | 会員 (坂本国際特許事務所) | 鈴木 大介 | 会員 (特許業務法人アクア特許事務所) |
| 根本 雅成 | 会員 (西新宿国際知財事務所) | 平林 千春 | 会員 (平林特許・翻訳事務所) |
| 白坂 一 | 会員 (特許事務所 白坂パテントパートナーズ) | | (*初回発言順) |

(渡邊) 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回の座談会のテーマは、若手の人、独立を考えている人は大変興味のあるテーマかと思っておりますので、自由にご意見をお聞かせいただき、皆様の経験を披露いただければと思います。宜しくお願いします。

(松宮) 進行役は私、押本特許事務所の松宮と、浅村特許事務所の篠田が務めさせていただきます。本日は、独立してご活躍中の若手の先生方にお集まりいただいております。事業を継承された先生・パートナーとなられている先生・開業された先生といらっしゃられますので、まずは、**現在のお立場・事務所の体制等を含めた自己紹介**をお願いできればと思います。

(坂本) 坂本智弘と申します。平成17年に合格しまして、合格の翌年に開業しました。今8年目になりまして、弁理士は5人おります。私の事務所はちょっと変わっておりまして、調査の仕事の量が多い事務所として、調査を担当する人を入れて35



坂本会員

人という体制です。独立した時から四谷で開業しております。

(松宮) 特にパートナーの方はいらっしゃられない体制でしょうか？

(坂本) 私一人のワンマン(笑)事務所として、あまり一緒にやってくれそうな感じが無いというか(笑)、あまり近づかない方が良いと思われているのかもしれませんが。

(鈴木) 鈴木大介と申します。平成14年に合格しまして、虎ノ門の特許事務所に9年半勤めていましたが、今の特許業務法人の事務所に誘われて、パートナーとして参加することになりました。相棒と私の2人だけが弁理士で、全員で9人の事務所です。特許業務法人は平成16年から設立していて、私自身は平成18年から参加しています。

(松宮) パートナーの方が設立した事務所に参加されたという形ですね。

(根本) 私は平成16年に合格しまして、浅村特許事務所に勤めておりましたが、2年程前に独立しました。独立間際に特許庁の企画調査課で、任期付で弁理士が一人欲しいという話がありまして、6月末に事務所を辞めて、7月1日から特許庁で働き始めました。その時点で顧問契約も取っていたので、独立しても収入的には変わりはありませんでした。ただ、特許庁の仕事で16時過ぎまで拘

束され、開業した事務所の仕事はそれ以降にしか出来ず、すでに顧問先もありますので、拡張性が無いということに最近気が付きました。もっと早く気付けば良かったのですが、やり方を変えなければならぬと思っています。

(平林) 平林特許翻訳事務所の平林と申します。この業界に入ってから15年程になります。10年間程、新橋のある事務所に勤めていまして、板垣先生の後輩に当たります。その間、翻訳者・特許技術者として修業させていただいて、平成16年に合格しました。独立したのが、平成20年の3月になります。今は自宅で、一人で開業しており、特許翻訳がメインというか、基本的にそのみやっております。それと、年に数回、東京理科大学の専門職大学院の平塚研究室のご依頼を受けまして、米国特許向けの特許翻訳の講座を開いております。開業した経緯ですが、小さい子供が二人おりまして、二人目の妊娠中に、育休・産休をもう一度取らせて頂くのか、二人の子供を送迎して仕事をするのか等を迷いまして、妊娠中に独立しました。この中では女性は私一人ですので、そういった観点からのお話もできるかと思っています。

(白坂) 白坂パテントパートナーズの白坂と申します。知財業界という意味では今年で10年目になります。2003年に大学院を卒業して、富士フィルムの知的財産部に入社しました。会社に勤務した8年間のうち2年は、柳田国際特許事務所で修業させて頂き、明細書作成や中間処理の対応の仕方を特許事務所の視点で学びました。独立は、2011年3月の東日本大震災の直後の4月に行いました。私自身、防衛大学出身ということもあり、日本復興のために知的財産の側面から貢献したいという思いが強く、無謀ではありましたが、いきなり自宅開業を行いました。大震災の後の、不況下だったので、周囲の方々からは狂気の沙汰だと言われましたが…。

(松宮) 事務所ではパートナー制は敷いておられますか？

(白坂) 私以外に、パートナー弁理士がいます。今後も、新しく入所された方で実力ある方ならば、パートナーになってほしいと考えています。

(松宮) 先生は法人も設立していらっしゃるんですね。

(白坂) はい、株式会社UBICの子会社で、株式会社UBICパテントパートナーズというM&Aや知的財産の活用を専門とした会社の代表取締役をしています。特許事務所は、出願から権利化をメインに、株式会社UBICパテントパートナーズでは、権利化後の知財活用をメインに業務を行っています。

(松宮) それでは、準備、スタート初期のお話を

伺いたいと思います。独立・継承の経緯・理由・きっかけなど、準備時・スタート初期の状況につきまして、自由にお話いただければと思います。

(坂本) 私は、合格した年の年末まで前の事務所にいました。独立の準備をして、1月25日ごろに開業したのですが、それまでに準備をして、一気に始めました。ただ、前の事務所の仕事がありましたので、それをこなしながら、準備をしました。ちょっと紹介いただける仕事があって、少しだけもらえるようになったのですが、それだけでは食べていけないので、それから営業を始めました。紹介以外には営業がとれないじゃないですか。具体的には、FAXを利用して、1000社ぐらいに…。そうしたら大手3社から依頼が来ました。それは、調査が得意だということをアピールしながら、出願のお手伝いをさせてくださいという内容だったのですけれど。そういうのを何回かやっているうちに、結構な数になってきました。あと、ちょっと変えてみようかと思い、封筒で郵送しまして。そのときも1000社で3社。0.3%ですね(一同笑)。ただ、それはリーマン・ショック前で、仕事がたくさんあった時期なので、今と違うかもしれません。

(松宮) 前の事務所に勤めながら、事務所の設立とかをしていたのですか？

(坂本) 私の父の会社が特許調査の仕事をやっております。たまたま父の会社の上が空いていたのですね。ここでいいやと(一同笑)。

(松宮) 年末から準備して、1月から。

(坂本) そうです。1月には準備を整えて。

(松宮) そのときは、お一人で。

(坂本) 最初、事務は自分でやっていたのですが、これは大変だということで、前の事務所にいた事務の方に、ちょっと来ていただいて。前の事務所を辞めるということだったので、じゃあ、うちに来てくださいと。

(鈴木) 私の場合は、今の事務所には誘われて入りました。相棒が設立して、別の人と二人で特許業務法人を始めていたのですが、それが物別れに終わってしましまして。一人では法人は維持できないので、半年以内に弁理士をパートナーとして入れなければなら



鈴木会員

ず、競争率ほとんど0の募集がかかったわけですね(一同笑)。そこで、ひとつ乗ってみようかと、

大した覚悟もなく誘いに乗りました。その時に勤めていた事務所の所長先生が非常に格好いい方で、うちの顧客に営業をかけることは一切構わないと言われました。独立するときに客を持っていくと言われた、という話はよく聞いていたので、格好いいなあと感心しましたが、いまだに奪い取るようなことはできておりません（一同笑）。

相棒が既に法人を設立していたので、法人を設立するときのゴタゴタというか苦労は、私自身は味わっていません。営業に関しては、我々はもっぱら電話の営業をやっておりまして。電話すると割と良い打率で会ってくれると思います。特許の営業というのは、10本かけたら1本ぐらいは会ってはくれます。ただそれが仕事に結びつくかといえば、ほとんど0%に近い確率に落ちてしまいますけれども。まあ、会うことができれば、年賀状でもいいですし、暑中見舞いでもいいですし、こういうノベルティ商品でもいいですし（手元の団扇を見せる）、なんとか目立つようにしていると、ある日ふと電話がかかってきて、トライアルの仕事をくれたりすることがあるので。継続することが大事だと痛感しております。

（松宮）パートナーならではの苦労とか。リスクの説明とかは事前にありましたか？

（鈴木）そりゃあもう。暇なときは一緒に将棋でも指して時間を潰そうとか。秋葉原が近いので、ブラブラして遊ぼうとか。もちろんそんなことはなかったですが。ただ、暇なときは、手作りの団扇を作ってお客さんに配ったりして。この団扇が好評でして。

最近では、差別化が求められていると思います。営業に行くと、先方から、「貴所に依頼することによって弊社にどんなメリットがあるのか」と聞かれます。明細書の品質だと言っても、それはまだ見てもらえていないわけですからね。例えば、坂本先生のように、調査が得意だとか言えるのですが。

（根本）私は、先ほど説明しましたように、すぐに特許庁へ任期付きで入って、顧問もついて。任期付きの話も顧問も、情報は知り合いつてなのでよね。弁理士会の委員会とかやっていて、ついで仕事が入ってきたりとか。営業をかけるにも時間的な余裕がなくて、夜遅く電話をかけることになりますから。結



根本会員

局、人脈だよりになっていますよね。このままでは、いつかは行き詰まるような気がするのでは何かやらずにはとは思っているのですが。一応、安定した収入源は確保できているので、今のところは、経済的な危機感はないのですが。

（松宮）週何回特許庁へ行かれていますか？

（根本）5日間毎日です。あと、講師の仕事ももらったりとか。そういう意味で変な安定感があります。

（板垣）弁理士会の委員会はこういったところを？

（根本）定員割れの弱小委員会です。25名の枠で、応募が24名で（一同笑）。知財活用関係の委員会、外部に対して接触することが多いので、それがいいのかもしれませんが。

あと、営業をやっていないと言いましたが、例えば、ビックサイトとかで、ギフトショーとかあるじゃないですか。同じ委員会の先生から、あれは良いよと言われたのです。その先生は、関西の先生なのに、わざわざ東京に来て。東京に来て展示会を回ると、仕事が数件とれると言うのです。それで、真似したんですよ。ダメでした（一同笑）。

（板垣）そこには、また何か違うノウハウがあるのですかね（一同笑）。

（根本）またギフトショーがありますからね。年に2回ですか。今度はちょっと頑張ってみたいと（一同笑）。

（平林）私は、独立した段階では、ちゃんとした営業活動はしていなくて。知り合いの弁理士とか、もともと知り合いだった方に、「独立しました」と、おハガキを送ったのですが。50通ぐらいしか送っていないのですが。当初は、元の勤め先事務所からお仕事を頂けていたのですが、丁度リーマン・ショックの後だったからかもしれませんが、だんだんお仕事が先細って、あっという間になくなってしまいました。それで数ヶ月間は、ぶらぶらしている時期がありまして、どうしようかなと思っていたのですが。その後、たまたまハガキを送った方からお声がけをいただきまして、そちらの事務所からお仕事を継続的に頂けるようになりました。その後、やはりもう1社、はがきを送ったところからお声がけがありまして、そちらの事務所の先生から、口コミでお話が広がって。理科大の平塚先生からも、独立したのだったら、話をしようということで、お声がけ頂いて、翻訳講座をさせていただいて。お話を聞いて頂いた学生さん、といっても働いていらっしゃる方がほとんどなのですが、そちらからもお声がけ頂いて。

ちょっと特殊なところでは、WIPOの試験を

受けたことがあります、そちらからも仕事をもらっております。思ってもみないところから、繋がりもできるのかなと思いました。

(白坂) WIPOの試験ってどういうものなんですか？

(平林) ジュネーブWIPO庁内の特許翻訳者の募集をしていたことがあります。

(板垣) 合格直前のところまで行ったことが？

(平林) 2回ほど最終まで行ったのですけれど。

(篠田) すごいですねえ。

(平林) やっぱり落ちまして。ネイティブじゃないので。やっぱりちょっと英語力が足りないということ。

(板垣) でも、ジュネーブのWIPOから直接の依頼がきている。

(平林) たぶん、お話ししていいことだと思うのですが。今、国際公開の抽象的の翻訳をさせていただいています。かなり内部の方のチェックが厳しいですね。WIPOの中の翻訳者の質もすごく高くて、自分では気づかないところをフィードバックされる。勉強になります。ただ、やはりネイティブの方とのレベルの差を、感じる仕事ですね。

(板垣) それでも継続できていると。

(平林) そうですね。今のところ。

(一同) すごーい。

(白坂) 英語もできて、弁理士としてあるべき道ですね。

(平林) いえ、全然。出願を今全くしていないので、弁理士としてはあるまじき道というか(一同笑)。

(松宮) 続いて、白坂先生。

(白坂) 独立準備は、あまりしませんでした。独立を突然決めましたので、前職の引き継ぎ等一杯でした。独立資金をどうしようかと悩みました。当時、奥さんがいて子供も二人いたのですけど、あ、今もいるのですけど(一同笑)。まず、日本政策総合金融公庫に行きました。2年前に伺った時は、希望額を貸して頂きました。とても感謝しています。同じく、金融公庫さんで面談をしたラーメン屋の親父さんは、希望額を貸して頂けるのに苦労していました。弁理士は、パソコン、FAX、プリンター等で独立できますが、ラーメン屋さんの厨房とかだと、1000万円ぐらい必要だったみたいで大変そうでした。面接中に、そのラーメン屋さ



平林会員

んのオジサンがキレて、俺のラーメンを食い！と言っていたのが印象的でした(一同笑)。

(坂本) 私も同じです。

(白坂) 金融公庫さん、独立前にはありがたい存在ですよ。

(坂本) 私も、初めの年に貸してもらって。

(白坂) 弁理士業についての事業計画書を頑張って作成しました。

(鈴木) (弁理士は) 信用があるのですかね。

(白坂) 弁理士として、色々な意味で、信用して頂きました。ただ、当時、面接で、お仕事の受注見込みはあるのか！？と聞かれました。その当時は、まだ自信はなかったです。

(松宮) 事務所の場所の選定とかは？

(白坂) あまり、お金が無かったので、独立した2011年4月は、小田原の自宅でスタートしました。その後、御仕事を担当させて頂いたこともあり、2011年7月に東京のお台場に、その後、2012年10月に品川に移転しました。独立時に、ちょっと工夫したところといえば、いきなり東京に事務所を構えるのは難しかったので、サブコブというレンタルオフィスで、品川インターシティの住所をもっていました。会議室が1時間単位で高額だったので、海外の弁護士が私に会いに来てくれるのですが、55分ぐらいおしゃべりしていると、1時間すぎるかどうかととても気になりました。(一同笑)。あと5分超えたら、また1時間分チャージされるのかと(笑)。

(松宮) 会社設立時は何か苦労がありましたか？

(白坂) 株式会社UBICパテントパートナーズも、一心不乱に業務に集中していたこともあり、苦労ということはあまり感じませんでした。それよりは、楽しみのほうが大きかったですよね。

(松宮) ありがとうございました。盛りだくさんで時間が足りなくな

ってまいりましたが、独立して良かった点について、一番苦労した点や想定外だった点など、エピソードを交えつつお話いただけますか？

(坂本) お客様の顔がすぐそこにあるので、ちゃんといい仕事をしたときに「ありがとう」と言ってもらえることが、良かった点ですね。ただ、独立して明細書をじっくり書いたりですとかそういう時間があまりなくて、雑用に追われるといいですか、じっくりと明細書を書いたり中間処理を



白坂会員

ゆったりする時間が無くなってしまったので、今後確保できるようにしたいな、というのがあります。

ちょっと困るのが、営業をしていて仕事を頂けると、「できません」というのはなかなか言えませんので、それを埋めるために新しい人が欲しくなりまして。例えば、このお客様にはもうちょっとこういう分野の人が欲しいとか。そして、そういう人から応募が来ると、その人をその仕事に充てるのですが、そういうふうにやっていると、また仕事が必要になると（一同笑）その繰り返しで…どうしたらいいんだろうと（笑）。

ただ、お客様にはできる限り良いサービスを提供したいので、自分がイメージしているところに行くまで、もう少し人を採用していかないといけないのかな、と。だから、全然軌道に乗った感じはしないです。

最初の頃は、仕事を貰えたらもうやるしかないもので、週3回くらい徹夜ということもありました。最初はもう仕様がなくてですね。ただ、今は、そうならないようにできるようになってきた、と言いますか、事前に準備もできるようになってきました。

（坂垣） 実務をやるのは自分だけ、という状況の頃ですか？

（坂本） はい。それで、出願の依頼が来て、鑑定が来て、無効審判も来て、期限が全部重なったときは、仕事をして、もう最後にはダメだと思って、そのまま床で寝ました！でも、結構、人間ってイケるものだ！とも思いました（笑）。ただ、ちょっともう歳になりつつあるので、あまり無理も効かなくなってきました。

（松宮） で、人を増やそうということですね？

（坂本） そうですね。

（鈴木） 新しいお客さんが獲得できたときはとても嬉しいですね。本当に、今の事務所に入ってから3年くらいの間はお客さんがいなくて、這いつくばっていた感じで…。パートナーは自分の稼ぎに応じて、つまりは自分が獲得している顧客の仕事の量に応じて自分自身の報酬も決めているわけなので、最初の3年間は、従業員よりもちょっとだけ多いくらいの収入しか貰っていませんでした。そんなある日、2年半くらい前に一度営業に行ったところから突然電話がかかってきて、トライアルの仕事がもらえるというお話がありました。その時たまたま僕は事務所を留守にしていたので、相棒が電話を取ったんですね。ところが相棒もすっかりその顧客のことを忘れていて、「全然、話が見えないんですけど」って答えやがって（一同爆笑）。まあ、もちろんそのときは失礼の無いよ

うに収まったんですけど、「お前、俺の顧客に何てことしてくれるんだ！」ということになりまして（笑）。今では笑い話になりますけど。

床で寝るといっは、僕もやったことあるんですけど、背中が痛いんですね…、いまは、ちゃんと事務所には立派な簡易ベッドがあります（笑）。家が要らないんじゃないか？ というほど事務所は快適になっています。何時も居るっていう感じです。

苦労した点は、やっぱり新人さんの教育ですかね？ ある程度経験のある方が入ってくれば良いのですが、全く未経験で入ってくる人もうちは少なくなくて、これまでに雇った人の半分くらいは辞めてますね。未経験で入ってくる人は、情熱があるのは分かるのですが、文章が書けない人が多い…ですね…。どうしてなんだろう？ っていうくらい。特許事務所に入ってくるんだから、ある程度自分の文章にも自信があつてのことかな、と思うんですけど、実際に書かせてみると本当に酷い人がいる。

あと、弁理士になったとたん辞めちゃったりする人がいると、悲しいですね。

（坂本） 悲しいですねえ。

（鈴木） 悲しいですね（笑）。まあ、でも、ちゃんと良いクオリティの仕事をしてくれる人に育ってくれた時は、本当にこれは得難い財産だと思っています。

（根本） 自分の場合は、独立したと言っても、特許庁に時間通りに行っているんで、以前勤めていた事務所とそんなに違いは無いですね。ただ、退庁後、自分の仕事がある訳じゃないですか、するとやっぱり、結構キツイですね。一人でやっているんで、自分が体調崩したらアウトなんですよ。

以前事務所にいた頃と比べたら、自分一人ですから体調崩したらアウトということで、異様に健康管理に神経を使うようになりましたね。

（平林） 独立してよかった点は、ずっと特許翻訳が一番好きな仕事だったので、今、特許翻訳に集中できるのはとても良いですね。それと、自分で時間の管理ができるというのが大きいですね。特に子供が小さいので、通勤時間をカットするのは本当に大きい。女性にとっては、自宅から働けるのは本当にありがたいという気がします。

苦労した点は、申し訳ないお話というか、やは



渡邊幹事長

り一人で仕事をしているとボリュームコントロールというのが難しい。お仕事の話があったらできるだけ受けたい、という気持ちにはなってしまうのですが、やはり自分の容量、というかcapacityの限界というのがあります。どのお客様も大切なんですけれど、全ての仕事を請けてしまうと、私も2日間徹夜とか、やっぱりあります。それで、ちょっと体調を崩してしまったりとか。最近では、信頼できる翻訳会社さんとか翻訳者さんとconnectionが少しずつできまして、どうしてもお受けできない場合には、そういう方をご紹介できるようにしています。

ただ、なかなか誰かと一緒に共同経営、となると話が違ふかと。自宅では当然無理になりますし。ちょっとそこはまだ、悩んでいるところです。

それから、想定外だった話なんですけど、ぜんぜん仕事と関係ない話なんですけど大丈夫ですか？

(板垣) どうぞ、どうぞ。

(平林) 私、妊娠中に独立したという話をしたと思うんですけど、私の住む世田谷区ですと、自営業の場合は、「育休」という制度がないんですよ。

(一同) へええ。

(平林) 国の法律では、産後8週間は休んでよいと決まってるんですけど、「育休」が取れるのは雇用されている方だけ、ということのようなんです。それを知ったのがですね。もう出産直前くらいになっている時(笑)

(板垣) もう、事務所を辞めているとき(笑)。

(平林) はい、もうやめて、独立して、役所に行き、窓口に行きましたら「あなた、自営業ですから、産後8週間から働いていないと、保育園に入る資格がないですよ」と。

(板垣) うわ、うわ、ひでえ。

(平林) で、どうしよう(笑)と思って。しょうがないので、産後2ヶ月経って、ちょうどお仕事も頂いたので、やりましょう、ということで。毎日ベビーシッターさんに来てもらって。

自治体によって違うとは思いますが、あの、いつ独立するのはよく考えてしないと(一同笑)。

それと、実際に仕事をしていることの証拠として、何人かの先生にお願いして、業務委託契約を作ってもらって。

(板垣) ほう。

(平林) (小声で) (一色国際特許業務法人の) 所長にも(一同爆笑)。

(板垣) ああ、そうでしたか。

(平林) 契約書に判子があると、とても強い。あとはそうですね。お役所でも、特許事務所とか弁理士という名前は、良い印象なんですかね。あま

り、こう、詮索されないで。特許事務所をされているのであれば、ちゃんと仕事されているのですね、ということで。割と「仕事をしている」ということを認めてもらいやすかった。やはり、信頼がある職業なのかな、と。

(松宮) それと、前の事務所とは円満に辞めておくと(笑)。

(平林) (笑) そう、何かあったときに。

(松宮) 今まで、全員の先生が徹夜しているとか、体を壊しているとか(笑)



板垣幹事

(板垣) お一人で始められたら、どうしても無理しなければならぬ時はあるのでしょうね。

(白坂) ああ、僕はあんまりそういう徹夜とかはしなくて(笑)。一応頑張って夜まで書いたり、するんですけど、業務の質が低下するので、徹

夜っていうのはしなくていいですね。

独立してよかったことなんですけど、人脈が増えたということです。特許事務所の所長は、ベンチャーの社長と同じだと思います、ベンチャーは、アメーバのように人脈が広がる場所が、とても楽しく醍醐味だと思います。いろんな人と出会えることが楽しいです。

但し、独立して想定外だったことは、人材採用です。自所のホームページに応募を書いたら来るかな、と思っていたのですが、誰も来ない(笑)。そこで、パテントサロンに募集を掲載しました。

(板垣) へえ。

(白坂) 逆の意味での想定外は、現在、弊所のパートナーである女性弁理士が入所してくれたことです。とても優秀で、本当に助かっています。まだ独立したばかりの小さな白坂の事務所を受けに来てくれたこと本当に感謝しています。最初会った時にはもう、心の底から「是非来てくれ！」って言いたかったんですけど、あんまりガツツクと引かれるかな！？と思って(一同笑)、頑張って、頑張って気持ちを抑えて面談をしたのを覚えています。「ああ、そうですか、来たいんですか」みたいな、クールな感じで(一同爆笑)。心の中では「来てくれえ！」と、懇願していました。他の事務所を受けていることも聞いたので、「じゃあ、いろいろ、他の事務所を見てから考えた方がいいんじゃない」なんて、心に余裕がある振りを頑張ったりしました(一同爆笑)。

(坂本) わかります (笑)。

(白坂) その女性弁理士が入所してくれたことが、最も想定外だったかもしれません (一同爆笑)。

(板垣) そこですか (笑)

(鈴木) その方、何を見て来たんですかね？

(白坂) それ、パテントサロンとかブログじゃなくって、ホームページの検索だったみたいです。小さなお子さんのいる、ママさん弁理士だったんで、在宅とかも希望されていたので、そういう条件を入れてネットを検索して、うちのホームページにたどり付いたみたいです。

(松宮) 白坂先生は、独立時にご家族をどのように説得したかとかはありますか？

(白坂) あんまりしてないんですよ。理由としては、妻の実家が自営業なんです。だから、その点には理解がありました。

(松宮) 最後に、先生方の今後の展望や目標を語っていただくとともに、独立を考えている人へのメッセージ・アドバイスをいただければと思います。

(坂本) まだまだお客様に自分がイメージしているようなサービスが完全に出来ていないというのがありまして。自分がイメージしているような仕事をして、お客様全員に坂本国際特許事務所を使って良かったと言ってもらえるような環境を作りたいと思います。独立を考えている人へのメッセージ・アドバイスとしては、私はあまり仕事がない状況でスタートしたのですが、何とか仕事を増やしていったというのがあります。今は大変な時期かもしれませんが、事務所で働きながら少しずつ営業をして人脈を築いていつかは独立、というのは難しいかもしれませんが、周りの支援があるのであれば、独立して一度やってみるのも良いと思います。パソコンと机があればスタート出来るというのがありますから、最初の資金もそれ程必要ではないと思います。最悪、他の事務所に行くという気持ちも私も多少ありましたので、もう少し軽い気持ちで独立されてもいいのかなと思

います。

(鈴木) 今後の展望としては、事務所の規模を大きくして、もう少し安定した経営ができるようになりたいと思います。ただそうなると、自分で監督できる範囲も限られてくるので、大袈裟ですが、権力の移譲のようなものが必要になってくると思います。今は相棒と2人で分担して全ての仕事をチェックしていますが、途中で管理してくれる役割を誰かに任せていかなくてはならないと考えています。

ところで、良い事務所とは何だろうと考えたとき思い浮かぶのは、柳田先生の事務所です。一旦辞めた人が、帰ってきますよね。

(白坂) そういう人多いみたいです。素晴らしい事務所です。私の事務所も辞めた人がもどってくれるとうれしいです。

(坂本) 一色事務所も多いですよ。

(板垣) 浅村事務所もじゃないですか？ P A 会はそういう事務所が多いんでしょうか (笑)。

(鈴木) それ素晴らしいと思います。一回企業勤めを経験してみたいとか、外に行って力試しをしてみたいとか、そういった人がまた戻ってくるというのは、所員からの敬われ方が違うのかな、と思いますね。出る人は快く送り出し、戻ってきた人も快く受け入れるような事務所になればと思っています。

今後、一人で独立する方には本当に敬意を表します。仕事が無い時もあるかもしれませんが、雌伏の時と思ってあまり深刻にならずに。

(根本) もっと営業力を付けたいと思っています。事務所は個人でやっていこうと思っているのですが、一人でやっていく中で、もっと人脈を増やしていきたいと思っています。今の顧客は、経営の話もしてくれるという点で面白みもありますので、出願の話だけではなく、経営レベルの話についても相談に乗れる弁理士になりたいと思います。

独立を考えている人へのメッセージとしては、独立を決断する前にはプラス思考とマイナス思考が交互に来たりして、気分には波がありました。不安になるのは普通だと思いますので、それに負けないようにしていくのが大事だと思います。危機感があった方が、パワーが出ると思います。先ほど話がありましたが、以前の事務所に戻ってこられると期待できるのであれば、独立について良い方に考えて頑張ってみるとか。弁理士という資格があるので、チャレンジして良いと思います。

(平林) 短期的な目標としては、頂いているお仕事を断らずにこなすという目標があります。そのためには、パートナーの人を見つけるのか、違う方向性を考えるのかというところで迷っていると



司会者の二人

SEISAKU

政策部会

萩原康司

昨年度に引き続き政策部会を担当させていただきました。

政策部会は日本弁理士会等における様々な政策問題を議論して、P A会としての意見や要望を日本弁理士会や日本弁理士クラブ等に対して提出する部会です。例えば弁理士法改正、弁理士会の運営に関しまして、様々な政策問題が生じます。そのような場合に政策部会を開いて皆で議論をし、意見や要望をまとめています。また、専用のメーリングリストを通じて議論を行う場合もあります。

今年度は、日本弁理士クラブの政策委員長をP A会会員の渡邊敬介先生が務めており、活発に日弁政策委員会が開催され、各会派間の意見交換が行われています。そのため我々も例年に劣ること

なく充実した議論を重ね、しっかりとした政策を打ち出していかねばならないと考えます。

直近では、弁理士法改正に関連して弁理士試験制度が重要な議題となっています。そこで6月27日に第1回目の政策部会を開催し、様々な議論を行いました。またその他の話題として、役員制度の改正や職務発明なども議題に上がっています。

政策部会では、我々の忌憚のない意見を関係各方面に伝達できるように、適時議論し、P A会の意見を主張してゆきたいと思えます。また政策部会のみならず、P A会会員の皆様からのご意見を賜りたいと考えます。これからも皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

SHOMU I

庶務I部会

坂野博行

庶務I部会は、原則として毎月開催されるP A会幹事会の準備作業を行っております。部長は佐藤玲太郎先生です。幹事会では、お飲み物を準備するので、佐藤先生と協力して調達します。

準備作業としては、具体的に、1. 弁理士会館の予約、2. 弁理士会への会議室使用申込書の提出、3. 会議室料金の振込、4. 議題の入手、5. 開催通知及びリマインダー、6. 幹事会の出席、7. 議事録の作成、送付等です。

今年は、その他、本来であれば企画部会の担当ではありますが、例外的に、叙勲祝賀会の企画開催を担当させて頂きました。

毎回議題が多く、時には白熱した議論が行われております。他の会派の友人の話では、毎月幹事

会を行っていないところも有ることを考慮すると、P A会は活動が非常に活発です。現に幹事会の先生方は真剣に弁理士の将来を考えていることが分かります。

幹事会では、主に、1. 弁理士会役員の報告、2. 日弁の報告、及び3. 各作業部会の報告があります。議題の中で、検討・決議事項があれば、幹事会において、検討、決議します。

幹事会が終了すると、殆ど例外なく反省会があり、肩肘張らずに、よりリラックスした雰囲気の中で、多方面に渡る話で、盛り上がります。反省会の費用は、諸先輩先生方の費用で賄われており、深く感謝しております。

庶務Ⅱ部会

伊吹 欽也

庶務Ⅱ部会は、P A会の会員データ、メーリングリスト、同報F A Xシステムの管理、及び、年1回の会員名簿の発行を担当しています。本年度は、担当幹事の私伊吹と部会長の林篤史先生の2名体制です。

1. 会員データの管理

(1) P A会のホームページから、新規入会の申込みを受け付けると、幹事会に入会の承認を諮ります。幹事会から入会の承認を得ると、会員データ、同報F A Xシステム、及びP A会メーリングリスト（以下、会員データ等）に登録します。

(2) 日本弁理士会が毎月発行するJ P A Aジャーナルに掲載される会員異動届から、P A会会員の情報を抽出して、異動内容を会員データ等に反映させます。

(3) P A会会員から、P A会会員名簿に掲載されている会員情報変更の届出を随時受け付け、変更内容を会員データ等に反映させます。

2. P A会メーリングリストの管理

P A会会員、幹事会、各作業部会、各同好会、

弁理士受験生等毎に、それぞれのメーリングリストを管理しています。これらメーリングリストは、P A会会員、幹事会、作業部会、同好会、受験生への連絡にと、頻繁に利用されています。

3. 同報F A Xシステムの管理

メーリングリストに登録されていない会員向けには、F A Xで連絡を行うため、同報F A Xシステムを利用しています。

4. P A会会員名簿の発行

最新の会員データに基づいて、毎年1回、P A会会員名簿を発行しています。今年度は7月末、全会員に向けて、P A会会員名簿を発行・発送しました。

※会員データを常に最新の状態に保つため、会員情報（勤務先、電話、電子メールアドレス等）に変更があった場合には、「P A会ホームページ」より、又は「shomu2@pa-kai.net」(庶務Ⅱ宛て)まで、会員情報の変更をご連絡頂けますようお願い致します。

庶務Ⅲ部会

穂坂 道子

庶務Ⅲ部会では、日本弁理士会会員の慶事、及び日本弁理士会会員及び会員の身内の方々の弔事に関し、P A会としての祝意や弔意を表すことや、慶事や弔事をP A会員にお知らせすることを行っています。

春・秋の叙勲褒章の時期には、日本弁理士会事務局から受章会員に関する連絡がありますので、その情報に基づき、祝電等により受章会員に祝意を表し、併せてP A会会員へメーリングリストにより報告します。

また、会員や会員の身内の方々に不幸があった

場合にも、日本弁理士会事務局から連絡がありますので、その情報に基づき、弔電や生花等により弔意を表します。併せて、P A会会員に関わる弔事であれば、P A会会員へメーリングリストにより報告し、P A会会員以外の弔事については幹事会メーリングリストによりP A会幹事会メンバーに連絡します。

通夜や告別式の日程等を連絡するという重要な役割であるため、正確性と迅速性が要求され、弁理士会からの情報を受け取ると、毎回緊張をもって取り組んでいます。

会 計 部 会

上 田 和 弘

会計部会は、P A会の会務を運営するための財務管理を行う部会であり、1. 寄付金の収集、2. 経費の支払い、3. 入出金の管理、を主な会務としています。本年度は、部会構成メンバーである担当幹事の私と、部会長の鈴木大介先生に加え、本多敬子先生、穂坂道子先生、渡辺伸一先生、坂本智弘先生にもご協力をいただきながら会務を行っています。

1. 寄付金の収集

P A会では、会報や名簿の発行、研修会の開催、各同好会の催しなどの様々な会務を行っていますが、それらの費用の多くは会員先生方からのご寄付によって賅われています。

おかげさまで、本年度も多くの先生方にP A会の会務運営に深いご理解をいただき、多くのご寄付をいただき現在まで会務を無事運営することができております。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

2. 経費の支払い

P A会の各作業部会では、運営にあたり様々な経費が生じます。会計部会は、各作業部会から経費の報告を受け、会費から各作業部会に支払いを行います。実際には、ほとんどの経費は各作業部会が一旦立て替え、会計部会がその立替金を後から返却する形式になっています。

3. 入出金の管理

P A会の通帳を預かり、入出金の記録と管理を行っています。そして最後に、この記録に基づいてP A会全体としての会計報告を作成の上、総会でご承認いただくことになります。

最後までミスがないように注意を払っていきたいと考えておりますので、会員の先生方におかれましては、ご寄付と併せて、会計報告のご確認をよろしくお願い申し上げます。

人 事 部 会

本 多 敬 子

本年度人事部会の幹事をさせていただいております。部会長は、昨年度人事部会の幹事をご担当くださいました中野圭二先生に御願いし、部会員にはお顔の広い22名の先生方にお引受けいただきました。

人事部会の最大の仕事は、日本弁理士会の委員会及び附属機関への委員の推薦です。この作業は、日本弁理士会に設置される次年度人事検討委員会と連動して行われます。この次年度人事検討委員会は、4月から新年度が始まる日本弁理士会の各委員会・附属機関がスムーズにスタートできるように、1年半ばから3年半ばにかけて集中的に開催され、今年度は4回の委員会が開催されました。委員は、主に各派の幹事長と人事担当幹事で構成され、P A会からは、幹事長の渡邊伸一先生と私が出席させていただきました。

P A会の作業といたしましては、毎年12月頃に会員に対して「次年度委員会等に関するアンケート」をさせていただき、入りたい委員会等についてご希望を伺っております。人事部会では、事情が許す限り、ご希望に沿った委員会へ推薦させていただけるよう配慮しながら、推薦させていただく委員会を決めさせて頂いております。会員の皆様におかれましては、是非アンケートにご回答いただき、積極的に日本弁理士会の委員会活動に参加していただきたいと思っております。

本年度、推薦を行った日本弁理士会の委員会・附属機関の数は42に及び、P A会からの推薦延べ総数は、委員長・センター長13名を含み、計163名でした。

また、人事部会では、日本弁理士会の委員推薦と併せて、関東支部の委員会への委員推薦も行っております。関東支部の特色ある活動にも是非ご参加いただきたくお願い申し上げます。

今回の人事におきましては、部会員の皆様に何度もお集まりいただき、ご協力をいただきました。ありがとうございます。また、委員を快くお引受けくださいました会員の皆様におかれましては、この場お借りして心より御礼申し上げます。

日本弁理士会は、多くの会員の努力によって支えられながら、弁理士会内部の活動はもとより、対外的にも多方面にわたって活動しております。我が国の産業競争力を知的財産戦略によって強化していくことを目指す、という政府の方針が出された中で、日本弁理士会に対する周囲の期待や要望に応え、弁理士のプレゼンスをより高めていくためにも委員会活動の重要性は益々増えていくことと思っております。今年度も12月頃に会員の皆様には委員会希望のアンケートを行う予定ですので、奮ってご回答いただきますよう御願い申し上げます。

企 画 部 会

谷 崎 政 剛

今年度、企画部会は、弁理士登録祝賀会及び旅行会を担当させていただいております。

(1) 弁理士登録祝賀会について(実施：6月4日)

弁理士登録祝賀会は現在では弁理士登録が新人研修後の春以降になされることから本会の会員募集のタイミングもその時期に合わせて行うのが良いとのことから、従来、毎年秋に行なっておりました弁理士試験合格祝賀会を廃止し一昨年から開催しております。今年は従前よりも規模を拡大し約150名に参加いただき、盛大な会として大いに盛り上がりました。本会につきましては、別途の頁にてご紹介させていただいておりますので、ご覧いただければ幸いです。

(2) 旅行会について

(実施：11月16日～17日予定)

また、来る11月16日(土)から17日(日)にかけて、例年通り旅行会を予定しております。本年度の旅行会は伊香保温泉に行く予定です。日ごろの疲れを癒し、かつ、会員間の良き交流の機会となればと思います。簡単に伊香保温泉をご紹介しますと同温泉は群馬県渋川市に位置し万葉集にも出てくる古い温泉です。伊香保温泉はライトアップされた石段街で有名ですが、これは戦国時代に長篠の戦いで負傷した武田兵の療養所としてこの温泉が使われていた頃、造られた歴史のあるものだそうです。また、今回の旅行では、宴会以外にも全員で交流できるイベントなども企画したいと思いますので、ご家族もお誘いの上、多くの方々にご参加いただけますと幸いです。よろしく願いいたします。

以上

研 修 部 会

小 野 暁 子

1. 研修部会の紹介

研修部会は、新人、一般および国際の三部門から構成され、知的財産に関する知識の習得を目的として様々な研修会を企画・開催しています。新人研修は主に知的財産に関する基礎知識の習得を、一般研修は全般的な知識レベルの向上を、国際研修は諸外国の実務に関する知識の習得を目的としています。部門毎に異なる参加資格を課しているわけではありませんので、新人／ベテランの分け隔て無く、全ての研修に自由にご参加いただけます。

今年度は全18回の研修会を予定しており、これは他会派に比べても多く、P A会研修部会の特徴の一つになっています。既に8回の研修会を開催しましたが、毎回多くの先生方にご参加いただいております。

研修会終了後は、場所を飲食店に移動して、講師を交えた懇親会を開催しています。この懇親会では、食事やお酒を頂きながら気軽に講師の方と会話することができ、講師の方と、また参加者同士で親交を深める場となっています。

グリーンP A会員は研修会の会費が無料となり、さらに懇親会の会費も軽減されるというメリット

があります。ぜひP A会の研修会にご参加ください。

なお、P A会は日本弁理士会から認定外部機関として認められておりますので、研修会に参加し、所定の条件を満たせば、継続研修の単位が付与されます。

2. 研修部会の活動

研修部会はP A会会員等の相互の親睦を図ること、また、若手のP A会会員にも容易にP A会の活動に参加する機会を提供することも活動の目的としており、本年度は17名の研修部員の方に活動していただいております。

通常、開催する研修会ごとに担当者を二名選定し、研修テーマと講師の決定、研修会当日の対応等をしていただきます。研修テーマや講師は研修部員の方に自由に発案していただいております。研修会の企画・運営が研修部員の方にとっても良い経験になることを期待しています。また、企画・運営に寄与した研修部員は、その慰労も兼ねて研修会と懇親会に無料で参加できるというメリットがあります。

研修部会に興味がある方、積極的なご参加をお待ちしています。



組 織 部 会

坂 本 智 弘

組織部会では、P A会の組織の発展に資するため、その拡大や結束の強化につながる活動を企画・実施しています。

本年度は、組織の結束力を図ることに重きを置き、6月には登録祝賀会に昨年のP A会口述講師の先生を30名以上お招きし、P A会口述講師と新規登録者との交流が図れるようにしました。

また、例年通り、口述模擬試験開催の準備を進めております。

本年度、組織部会には下記先生にご参加いただいております。

部会長 中尾直樹 先生

部会員

加藤 勉先生、青木 充先生、尾首亘聰先生

岩見晶啓先生、加藤祐一先生、池田俊彦先生

帯包浩司先生、伊藤隆治先生、山田成喜先生

中畑 稔先生、田口健児先生、坂井康記先生

篠田貴子先生

1. 口述模試開催日程 (予定)

東京第1回 9月17日(火) 18:30～21:00

東京第2回 10月3日(水) 18:30～21:00

東京第3回 10月15日(火) 18:30～21:00

名古屋 10月5日(土) 13:00～

会場は、東京が弁理士会の3階、名古屋が東海

支部会議室となります。

東京の受講生の受け入れ人数は各90名、名古屋は24名程度を予定しています。

東京会場では、今年は3回口述模試を実施いたします。論文合格発表前に第1回目を行い、論文合格発表後に第2回と第3回を行います。第1回目を論文合格発表前に行うことにより、論文試験の免除者が早く準備ができるようにしました。

上記先生で、講師担当、受講生担当、問題担当、会場担当、イベント券担当など役割分担して口述模試開催の準備を進めております。

本年度は、特に、近年合格された先生等に多くご参加頂き、本番の問題と近い問題が出題できるよう問題作成に力を入れております。

2. イベント券

口述講師を担当頂いた先生方には、研修、旅行会といったP A会主催の行事で使うことのできるイベント券を配布いたします。このイベント券システムは、一昨年スタートし、今後もP A会員の積極的な行事参加に役立つことが期待されます。

3. P A会は、組織が毎年拡大しておりますので、結束力の強化を図るためにも組織部会の果たす役割は大きいと考えております。会員全員で力を合わせてP A会が更に盛り上がるようにしていきたいと考えております。

中 部 部 会

石 原 啓 策

昨年2月より中部部会の幹事を担当しております石原です。

今年度も、中部部会では、会員間の親睦を深めるとともに、新規会員の獲得を図るため、研修会&懇親会を積極的に行っております。

研修会としては、P A会主催で東京にて開催される研修会(継続研修の単位取得が可能な研修会)を名古屋にTV中継して頂ける機会を積極的に活用しています。具体的には、2月には浅村昌弘先生による「日本の特許判例の最新動向 ～進歩性を中心に～」の研修、同じく2月には中部部会の中村 知公先生による「意匠法改正の動向とハーグ協定について」の研修、3月には佐藤俊司先生による「2012 Year in Review and Trends for 2013

～2012年の商標裁判例の概説～」の研修、4月には岡部 讓先生による「特許審決取消訴訟の実務入門」の研修、をTV中継にて名古屋でも開催することができました。

また、懇親会関係では、4月には、史上名高い「長篠の古戦場」を約2時間半程度ウォーキングした後、豊橋駅近辺で懇親会を行うというイベントを開催しました。さらに、8月には、名古屋駅近辺のビアガーデンで美味しい生ビールを楽しむイベントを行う予定です。

今後も、昨年度と同様に、研修会、懇親会、各種イベントを定期開催することで、中部部会の更なる発展を目指していきたいと考えております。ご支援のほど、宜しくお願いたします。 以上

会 報 部 会

板 垣 忠 文

会報部会は、年刊の会報誌「PA」の企画・編集・発行と、PA会のホームページの管理を行っています。

ホームページの管理

本年度も、昨年に引き続き部会長として渡辺和宏先生にご活躍頂いています。また部会員として、岩見晶啓先生、下田俊明先生、斎藤 誠先生、林篤史先生にご参加いただき、ホームページの更新に取り組んでいます。特に今年は、渡辺伸一幹事長監修の下、ホームページ経由でのPA会入会希望者がいることを念頭に、入会希望者の参考となるような「Q&A」集を作成、掲載しました。PA会の沿革や入会のメリット、活動内容などが紹介されていますので、入会希望の先生がいましたら、是非こちらをお勧めくださるよう、お願い致します。

ホームページには、今後も研修や同好会の案内・報告、研修資料、幹事会からのお知らせなどPA会の活動に関わる最新の情報を多数掲載していきます。時には、PA会ホームページにぜひアクセスしていただきたいと思います。

会報誌「PA」の企画・編集・発行

本年度の会報誌担当には、部会長として松宮尋統先生、部会員として篠田卓宏先生にご参加いただいています。松宮先生は、本年度初めて会報部会参加となりますが、会報発行までの全体のスケジュールを見据え、面倒な作業を一手に引き受け

て下さっています。また、篠田先生は昨年までの部会長としての経験を生かしたアドバイスを色々として下さり、大変に頼もしい存在となっています。

更に、本号に掲載の「座談会」開催の際には、岩見晶啓先生、酒井雅久先生がテープ起しに協力して下さいました。テープ起こしは時間と根気の必要な作業であり、積極的に御手伝いを買って出下さった両先生には、大変に感謝しております。

会報誌「PA」には、例年、現在活動中の役員や委員の執筆により弁理士会での活動報告が掲載されます。また、PA会を運営している各作業部会の活動報告、研修、納涼会、旅行会といった会員のための行事報告も各幹事の執筆により掲載されます。さらに、会報誌の後半には、PA会が始まった大正時代から弁理士会やPA会を支えてきた先生方の氏名が掲載されています。皆様、会報誌にもぜひじっくりと目を通していただきたいと思います。

最後に、会報部会では、ホームページをより一層充実させるべく、随時、有用な情報ないしご意見を募集していますので、何かお気付きのことがあれば、以下のアドレスまでご連絡をお願いいたします。

[PA会のホームページ]
kaihou-bukai@pa-kai.com

以上

登録祝賀会

企画部会

去る6月4日(火)19時より、中華料理で有名な上野東天紅本店にて、弁理士登録祝賀会を開催いたしました。同祝賀会は会員募集の一環として新規弁理士の登録が義務研修の後の4月から開始されることから2011年から毎年春に開催させていただいております。例年は総勢で50名から60名程度(新規登録者約40名を含む)の規模で行なっておりましたが、今年は納涼会の代わりとして会員間の懇親会も同時に行ないましたので、総勢で約150名(新規登録者約65名含む)にも及ぶ大きな会となりました。

当日は、快晴で東天紅本店からは上野公園やスカイツリーの景色と共に中華料理を楽しみながら、新しい試みとしてビンゴゲームを行いました。このビンゴゲームは通常のルールに加えて、まず、参加者全員にそれぞれ決まった1つの番号のシー

ルを持っていただき、自分が交流した人と番号を交換することでビンゴシートの空欄がその番号で埋められて行く流れとし、その埋められたシートを使ってビンゴゲームを行ないました。参加者同士の交流が積極的に行なわれるように工夫したのですが、新規登録者の方も会員の先生も会話が弾みとても和やかな会になったと感じております。終了後にも新規登録者や会員の先生方よりとても楽しかったとの感想もいただきました。

ご参加していただいた先生方にはスムーズな進行に多大なるご協力をいただき本当に感謝申し上げます。企画部会といたしましては、今後もこのように皆様で楽しめる会ができるよう努力していきたく思います。今後ともご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

研修会報告

研修部会新人研修部門部会長 伊藤 隆 治

1. 商標類否判断演習

2013年6月6日(木)に弁理士会館において「商標法4条1項11号を中心とする事例検討会～商標の類否判断～」と題する研修を開催いたしました。

商標の類否判断の演習はPA会研修部会の毎年恒例の研修となっており、毎年、新人の方々を中心に人気の研修となっています。

講師は、毎年ご担当いただいている押本泰彦先生、古関宏先生、神林恵美子先生に加え、今年は加藤あき先生にもご協力いただきました。

本研修では、各先生を中心として4つのグループを作り、近年の4つの審決事例の商標の類否について、先生方のご指導をいただきながらディスカッションを行いました。

研修の後半では、ディスカッションの結果を各グループから発表していただき、各先生方から4つの事例についての説明と講評をしていただきました。講評では愛情のこもった厳しい意見も出されていました。

この研修を通じて、参加者は、ご自身では気付かなかった着眼点を他の参加者の意見から見つけたり、講師から長年の経験に基づいた貴重なアドバイスを受けたりと、参加者の方々にとって大変実りの多い研修であったと思います。



研修風景



研修風景

間処理の実務（進歩性判断・演習形式）」と題し、こちらも毎年恒例となりました進歩性判断についての演習形式の研修を開催しました。

講師は、毎年ご担当いただいている上田和弘先生、岩永勇二先生に加え、今年新たに坂野博行先生にご協力いただきました。

今年の研修では、携帯電話の操作画面に関する発明の進歩性が争われた審決取消訴訟を題材にし、参加者には、事前に公開特許公報、拒絶理由通知、意見書、補正書、及び拒絶査定謄本を送付し、各自で拒絶理由に対する対応を検討してきていただきました。

研修当日は、商標演習と同様、グループディスカッション、ディスカッションの結果発表、講師の先生方からの事例の説明・講評を行いました。

グループディスカッションでは最後まで活発な意見交換が行われました。講評では、「良い意見が出ていた」、「審査官とは積極的にコミュニケーションを取るべきである」、「主張の根拠を明確にすべきだ」等のコメントを頂きました。

進歩性違反の拒絶理由通知に対する応答という実務に直結するテーマについて経験豊富な先生方に丁寧に指導していただき、受講者にとっては、その後の実務においてすぐに使える情報ばかりであり、有意義な研修であったと思います。

2. 進歩性判断演習

商標演習の翌週の2013年6月13日(木)には、「中

3. 研修部会の紹介

研修部会では新人研修部門のほか、一般、国際の3部門から構成されており、様々なテーマについて年間20回程度の研修を開催しております。P A回は日本弁理士会から継続研修の認定外部機関として認められていますので、研修会に参加し、所定の条件を満たせば、継続研修の単位が付与されます。グリーンP A会員は研修会の会費が無料となり、さらに懇親会の会費も減額されるというメリットがあります。ぜひP A会の研修会にご参加ください。

また、研修部会では、研修部員として研修部会の活動に協力していただける方を募集しております。研修部員の主な仕事は、研修テーマと講師等の企画と、研修会の準備・運営です。研修の企画は研修部員の方に自由に発案していただきますの

で、ご自身の興味のあるテーマについて、ご希望の講師による研修を実現することも可能です。また、企画・運営に寄与した研修部員はその慰労を兼ねて研修会及び懇親会に無料で参加できます。

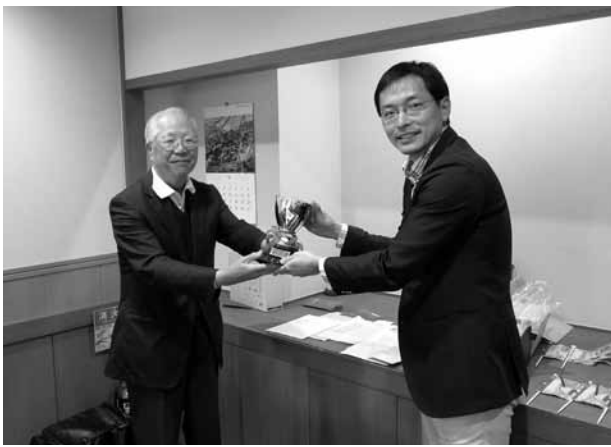


懇親会風景

ゴルフ同好会

幹事 中尾直樹

ゴルフ同好会は、今年度から会長、幹事が交代し、
会長 一色健輔先生
幹事 中尾直樹
幹事代行 坂本智弘先生、伊藤隆治先生
の体制になりました。例年、年4回程度コンペ
を開催しており、本年度は、
第1回 桜ヶ丘カントリークラブ（4月4日）
第2回 狭山ゴルフ・クラブ（6月13日）
を開催し、
第3回 袖ヶ浦カントリークラブ（10月3日）
第4回 武蔵野ゴルフクラブ（11月9日）
を予定しています。写真は、第1回の表彰式の
様子です。



「ゴルフ同好会のコンペは敷居が高くて参加
しにくい。」という声を耳にすることもあります。

また、友達とはプレイしたことはあっても、大
先輩や知らない人とプレイすることには躊躇す
るという気持ちも分かります。私も初めて同好
会のコンペに参加したときは、ドキドキしまし
た。しかし、参加してみると、先輩方も、後輩
たちと一緒にプレイしたいと思っていることが
伝わってきました。

ゴルフは、性別を問わず、また幅広い年齢の
方が一緒にプレイできる社交的なスポーツです。
弁理士の業界でも、いろいろなゴルフコンペが
企画されています。幹事としては、P A会の先
生方にゴルフ同好会のコンペで楽しみながら腕
を磨いていただき、社交の場を広げていただき
たいと思っています。同好会のコンペは、会派
内のコンペですから、失敗しても内輪の話です。
少し勇気を出して参加してみませんか。

今年度から参加費を下げるなど、参加しやす
いコンペを目指しています。また、今後は、コ
ンペよりもまずは練習したい方、これからゴル
フを始めようと考えている方のための練習会も
企画していく予定です。

ゴルフに興味をお持ちの先生、ゴルフ同好会
への入会、コンペへの参加をお待ちしています。
お気軽に、幹事（中尾直樹：nakao_n@amber.
plala.or.jp）にご連絡ください。

PA会マーじゃん同好会

「PA-MJ会」

マーじゃん同好会幹事長 福田賢三

PA会のマーじゃん同好会は昭和45年頃に発足したようで、私が昭和52年に弁理士試験に合格してPA会に入会させていただいたとき、大学時代からマーじゃんが好きだったので、直ぐさまマーじゃん同好会に入会させていただきました。

その頃は、田代久平先生、網野誠先生、長谷川穆先生、田中正治先生等PA会の大重鎮の先生達とともにマーじゃんを楽しませていただきました。

その頃から、PA-MJ会は、毎年偶数月の第1土曜日（年に6回）の午後1時から5時まで実施しており、当初は神田神保町の近くの雀荘でしたが、交通が不便ということで、15年以上も前から、新橋の駅の近くの雀荘（エリートウエスト）で実施するようになりました。

現在行っているマーじゃん大会は、午後1時から5時までの4時間で半チャンを3回行い、3回のトータルスコアによって優勝から最下位までを決定し、順位に応じた賞品を授与しております。

マーじゃんの醍醐味は、何といたっても役作りであり、跳ね満、倍満、役満等がテンパった時の気分は爽快というより極度に緊張しながら牌を打つというスリル感があり、どなたかが振り込んでくれたときには大きな声で「当たり」といって最高の満足感となります。しかし、他の人が1000点程

度で上がると大きな落胆というより絶望感、悔しさに陥り、逆に1000点程度で上がった人は役満などには関係ないといった嫌みに似た表情になるので、更に悔しさが深まります。

また、面前で積もって裏ドラが3,4枚あると満貫になるので最高に儲かった気分になり、逆に振り込むと情けない気分になります。

このように、短時間の内に気分的に大きな変化があるので精神的にストレスが溜まることがあり、またタバコの煙で雀荘の室内に大気汚染が発生するし、ビールや酒を飲みながら牌を打つので胃に良くないけれど、役作りや上がった時の満足感によって止められないのが本当の雀士ではないでしょうか。

今年になって数人の新人が入会しておりますので、新人を苛めないように新しい雰囲気でも打っています。

あがったときに役を知らなくても、また点数が数えられなくても結構ですからマーじゃんが好きな先生、ルールを知っている先生は是非一緒に牌を打ちませんか。

これからも多数の先生方と一緒にマーじゃんを楽しむのを心待ちにしております。





テニス同好会

テニス同好会幹事 平 山 洲 光

PA会テニス同好会は、日本弁理士クラブテニス大会と日本弁理士協同組合テニス大会の年2回のダブルスの公式戦に参加しています。

日本弁理士クラブテニス大会は、平成25年1月19日（土曜日）、品川プリンスホテル高輪テニスセンターにおいて行われました。

参加チームは、(成績順に) 南甲クラブ、稲門クラブ、無名会、PA会、春秋会の各1チーム合計5チームでした。各チームは2組のペアにより各組4試合を行い、8試合の勝敗と得失点差で順位を決めています。

PA会の参加者は、岡部譲先生と典子夫人ご夫妻、後藤政喜テニス同好会会長、田中勲先生、岩永勇二先生、田中良太先生と私の計7名でした。

朝の8時45分に集合して、9時から9時半まで練習、9時半から午後1時まで試合。試合が終われば、勝敗は忘れて1時半から3時半までが懇親会。年に1度お目に掛かる先生も多く、お互いに元気証明ができて大変盛り上がりました。参加あ

りがとうございました。来年度もよろしくお願ひします。

日本弁理士協同組合主催テニス大会は、平成25年5月11日（土曜日）、昭島の昭和の森テニスセンター、オムニコート8面で行われました。

私は体調を崩して参加できなかったのですが、後藤政喜先生の事務所の田中良太先生にお願いしてPA会は1チームで大会に臨みました。当日、都心は朝から雨で中止になったとばかり思っていたのですが、後日に決行したと知って、主催者はじめ参加した皆様の熱意に圧倒されました。

参加チームは、春秋会2、弁理士クラブ2、同友会1、無名会1、南甲クラブ1、PA会1、稲門クラブ1の全9チームでした。PA会は今年は1チームでしたが、来年は2チームで参加する予定ですので、皆様奮って参加してください。

TEL : 3253-0098

FAX : 5289-0330

E-mail : hi@hirayama-pat.com

スキー同好会

幹事 鈴木 大介

スキー同好会では、初心者からベテランのスキーヤー・スノーボーダーまで、気軽に参加できるスキー旅行会を毎冬1～2回開催しています。同好会員に限らず、PA会員またはそのご家族友人であれば誰でも参加できますので、ぜひご参加ください。

2013年は、2回のツアーを行いました。

第1回：軽井沢プリンスホテルスキー場
平成25年1月19日（土）～1月20日（日）

宿泊場所： サアラ軽井沢ホテル

東京から新幹線で1時間あまりで到着する軽井沢は、夏の避暑地としても有名です。

参加者は9名。東京だけでなく長野方面からのご参加もいただき、1泊だけでしたが、2日も天候に恵まれてスキー日和でした。

夜の宴会もとても楽しかったです。



第2回：安比高原スキー場
平成25年2月15日（金）～2月17日（日）

宿泊場所： 安比グランドヴィラ2

参加者はご家族連れの方も含めて16名。PAスキー同好会としては初の東北ツアーでした。東京から新幹線とバスを乗り継ぎ、4時間弱でホテルに到着。平日にお仕事を休めない方やご家族連れ

の方のために、夜到着するナイト・インのプランも併用しました。

安比高原スキー場は広大で、各ホテル、スキー場、温泉施設を巡回するバスが走っています。ゲレンデは総じて長く、実に様々な斜面が楽しめます。

今回、2日目はスキースクールに入り、初級者チームと中・上級者チームとに分かれてスキーレッスンを受けました。中・上級者チームは「皆さん上手いですね」とコーチに言われて新雪ゲレンデに連れて行かれ、皆さん派手に転んだようです。午後は「自由に滑りたい」という方々が続出して、来年の課題となりました（笑）。

初級者チームは体操から始まって緩斜面をゆっくりと滑り、スキーの基礎を学びました。やはりプロのコーチの教えるスキーは理論的で、ためになります。

東北や北海道での心配事は天候です。最終日の3日目はかなりの雪が降りましたが、吹雪というほどではなく、何とか3日間、スキーを満喫することができました。

PA会のスキーツアーでは、初心者の方、スキルアップを目指す方は、現地のスキースクールに格安で参加できます。また、ちょっとした個人レッスンやビデオ撮影会が行われることもあり、撮影されたビデオや写真は、夜の宴会（2次会）で上映され、酒の肴にされます。

===来シーズンについて===

まだ確定ではありませんが、志賀高原はどうか、という声があがっています。どんなツアーになるか楽しみです。

お問い合わせは以下まで。

幹事 鈴木大介：suzuki@aqua-pat.com

又は

幹事 田中勲：isao-tanaka@isshiki.com

以上

ボウリング同好会

幹事 鈴木利之

ボウリング同好会では、各年度5～6回のボウリング大会を開催しています。そのうち、12月の大会は日弁ボウリング大会を兼ね、また、10月頃の大会を春秋会等の他会派との合同の大会として、他会派との親睦も図っています。さらに、1年に1回程度を男女ペアによるミックスダブルスの大会として、会員だけでなく、家族、友人、事務所の所員の方々も参加できるようにしています。

通常の大会は、3ゲームの合計得点による個人戦を基本としており、会員ごとのハンディを加算して、毎回の順位を決定しています。ハンディは直近30ゲームのアベレージに基づいて、毎年4月に更新しています。年度の途中でも、優勝する

とハンディが5だけ減少し、最下位になると5だけ増加します。このようなハンディ戦としているために、誰にも優勝のチャンスがあります。また、約1時間半のボウリングの後は、食事をしながらの歓談があり、会員の親睦を図っています。

ところで、日弁ボウリング大会は5会派の対抗戦であり、PA会は過去に多くの優勝を経験しています。過去にボウリングをやったことのある人、あるいは、これからストレス解消にやってみようと思っている人、是非、ボウリング同好会にご入会ください。幹事にご連絡いただければ、大会の案内をお送りいたします。



アウトドア同好会

幹事 穂坂道子

アウトドア同好会は昨年の富士登山で勢い付き、今年は次の5つの行事を企画しました。

- [3月 酒匂川(神奈川県小田原市)サイクリング]
- [6月 雲取山(東京都最高峰!)一泊登山]
- [9月 高麗川の曼珠沙華群生とハイキング]
- [11月 筑波山登山]
- [12月 高尾山登山と日帰り温泉“ふろっぴィ”]

この原稿を書く時点で、3月と6月の行事が終了していますので、これらを中心に報告します。

1. 酒匂川サイクリング

3月10日(日)、朝10時、小田原駅JR改札の、大きな小田原提灯の下で集合しました。快晴。

小田原市運営のレンタサイクルを借り、街中を5km走って酒匂川沿いの小田原アリーナへ。ここから酒匂川サイクリングコースが始まります。

川沿いのサイクリングロードをひたすら北に向かってコギコギし、12kmほどまっすぐ走れば開成町に到着する……「はず」でした。

しかし、私達は春先の川沿いの天候をナメていました。川の水と地面の温度差の影響でしょうか、川の方向に、猛烈な強風が吹きつけ、風におおられて何度も川の方向に転倒しそうになりました。途中、何度も、走るのをあきらめて、自転車を引いて歩く羽目に…。さらに、サイクリングロード自体をあきらめて、脇の田んぼのあぜ道を通らざるを得ない状況になりました。



サイクリングコースに隣接するスポーツ公園付近で、再度、サイクリングコースに合流し、開成町の推奨する「郷弁」を食べました。午後2時頃から、風がやんだものの、雲行きが怪しくなり、雨が降る前に市内に戻ろうということで、皆で黙々とサイクリングロードを一生懸命漕いで、全速力で走りました。

移りやすい春の天候に振り回されたサイクリングではありましたが、自然の中で体を動かすことは、無条件に楽しいものです。総走行距離は約37km。強風の中サイクリングロードを自転車を引きいて歩いたこと、田んぼのあぜ道を走ったこと、ポツポツ降り出した雨の中を黙々とすっ飛ばしたこと、全てがなんとも楽しい時間でありました。



2. 雲取山一泊登山

雲取山は、標高2,017mで東京都最高峰。しかも、頂上地点は東京都、埼玉県、山梨県の一都二県の境界地点です。秘境といわれる三条の湯での宿泊も盛り込んで、魅力的な企画が出来上がりました。

6月8日(土)朝9時20分、青梅線奥多摩駅前に集合し、バスで約40分走って「お祭」で下車。ここから三条の湯までのなだらかな山道、約10kmを歩くのが一日目の行程です。

上の写真は三条の湯の手前の山道です。歩く道



の傾斜はなだらかなのですが、左手方向は柵のない「超」急斜面で、一步踏み間違えれば落下は必至。緊張しながら歩きました。

三条の湯には14時ごろ到着。夕食までの自由時間を、湯につかったり、三条沢で山椒魚を探したり、ビールを片手にブラブラして過ごしました。夕食のメインディッシュは、山小屋のオーナー自身が仕留めて料理したという、シカ肉でした。

右の写真は三条の湯の朝の様子です。朝6時に山小屋を出発し、雲取山の頂上を目指しました。三条の湯から雲取山山頂への山道は、傾斜が急で、非常にきつかったです。途中、三条ダルミで懐かしい富士山を眺めることができました。



4時間ほど登り続けて頂上に到着。頂上は一都二県の境界地点ですので、頂上の目印と思われる場所で「ワンタッチで東京都と埼玉県と山梨県に触れ」てきました。証拠写真がコレです。

頂上で30分程過ごした後、山梨県と埼玉県の県境の尾根を伝って下山。途中、奥多摩小屋で、三条の湯の山小屋に用意してもらったチラシずしで昼食にしました。山小屋のお弁当でチラシずしというのは初めての経験でしたが、さっぱりとして食が進み、酢飯で疲れも取れるので、非常に良かったです。その後、七ツ石山を経て鴨沢へ。大半が下り道ですが、その道のりの長いこと長いこと。途中何度もくじけそうになりました。しかし、タラタラ歩いていると、「バ

スに乗り遅れるから急ごう！」という、リーダーのT先生の檄が飛び、疲れた身体にムチ打って頑張って歩き、15時頃ようやく鴨沢バス停に到着。予定のバスには間に合いましたがへとへとでした。奥多摩駅までのバスで爆睡。気持ち良い爆睡でした～！

16時頃、奥多摩駅で解散となりましたが、余力のある数名は、引き続き、“もえぎの湯”とアルコール系飲料を食す店へ…。

登山と、温泉と、数々の珍しい体験で、思い出深い二日間でした。



3. 今後予定の行事

〔9月 高麗川の曼珠沙華群生とハイキング〕

埼玉県日高市の高麗川で、年に一度、曼珠沙華の群生が満開になります。最適な時期を見計らって、曼珠沙華を眺めつつ、周辺をハイキングしようと計画しています。満開の時期は年によって1～2週間のずれがありますので、今のところ9月23日を予定しつつ、28日を予備日としており、開花予定に関する情報が入手でき次第決めよう、という算段です。

〔11月 筑波山登山〕

西の富士、東の筑波といわれる美しい筑波山に、日帰りで登ります。昨年富士登山の足慣し登山で候補に挙がりましたが実現せず、心残りだった山で楽しみです。11月10日を予定しています。

〔12月 高尾山登山と日帰り温泉“ふろっぴィ”〕

高尾山を軽度歩いた後、日帰り温泉“ふろっぴィ”でゆっくりし、その後一杯やって一年を締めくくる、というのは、アウトドア同好会の今後の恒例になりそうです。次年度の行事計画もここで練ることになるでしょう。12月8日を予定しています。

囲碁同好会

松村直樹

P A会囲碁同好会は平成24年から活動を再開しました（以前からのメンバーはいないので実質的には新P A会囲碁同好会）。活動は毎月最終水曜日に西新橋の囲碁将棋カフェ（囲碁を打ちながら食事やお酒も楽しめる）で行っています。

この囲碁同好会の特徴を挙げるとしたら、1. **初心者大歓迎**、2. **全員対局可能**、3. **検討重視**です。

1については、対局経験が少ない人は勿論のこと、「囲碁に興味はあるけどルールをよく知らない」という人も大歓迎です。囲碁は難しそうに感じられるかもしれませんが、囲碁のルールは、

- (1) 線と線の交点に石を置く、
- (2) 黒から開始して黒と白が交互に1個ずつ石を置く、
- (3) 自分の石で相手の石の縦と横を囲めば、その相手の石を取ることができる、
- (4) 縦と横を囲んだ空間（地又は陣地と呼びます）と取った石の合計の多い方が勝つ、
- (5) 置いてはいけない場所（着手禁止点、コウ）がある、

の5つを覚えればすぐにでも対局できます。しかもこれだけなら30分で覚えられます。

また「碁盤は19×19=361カ所も置くところがあって、どこに置いて良いのかわからない」という初心者の方もいますが、当同好会では各人の棋力に応じて6路盤（6×6）、9路盤（9×9）、13路盤（13×13）を用います。実際、現メンバーである複数の先生方は9路盤から始めて現在13路盤対局を楽しんでいます。初心者用の狭い碁盤でも無数の変化があり、囲碁の奥深さを十分に実感できると思います。現幹事長の渡辺先生は、9路盤でも囲碁の奥深さが十分に楽しめることを知り、

囲碁に魅了されました。

2については、メンバーの中には有段者もいて、必要に応じて2面打ち（2つの碁盤を使って一度に2人を相手にすること）をしています。なので例会に参加すれば必ず対局できるし、初心者の方は、希望すれば必ず有段者のメンバーと打てます。「囲碁には興味があるけど教えてくれる人がいないから」と躊躇している方はぜひ一度遊びに来てください。

3は職業柄なのでしょう、対局後は必ず一から並べ直して検討します。初心者のうちは、何がどう悪かったのかなか理解できないのですが、当同好会では、懇切丁寧に教えますので、初心者の先生方は、比較的短期間で上達します。

なお例会の様子はP A会のWebサイト(<https://sites.google.com/site/pa15dokokai/>)から知ることができます。

以上徒然に書きましたが、まずは百聞は一見に如かず。是非一度P A会囲碁同好会に遊びに来てください。



野球同好会

会員 板垣 忠文

昨年、休眠状態にあったソフトボール同好会を発展的に解消し、野球同好会を発足させました。会長を本多一郎先生、幹事を中野圭二にお願いし、オン・シーズンには月1～2回程度の活動（練習会）を行っています。

設立当初は会員の数も少なく、練習会以外ではやっと試合を一回行ったにすぎませんでしたが、今年はユニフォームを作成、設立当初の当面の目的であった特許庁主催の野球大会「パテント杯」への申し込みも完了しました。この原稿執筆の時点ではまだ大会が始まっていませんが、7月の終わりからうまく勝ち進めば9月半ばまで、埼玉県三郷市にある「サンケイグラウンド」にて熱戦(?)が繰り広げられる予定です。



新品のユニフォームを着ての、練習風景

新会員の勧誘にも力を入れており、今年のP A会の「新規登録者祝賀会」では、勝手にその名称を「ドラフト会議」と呼び変え、積極的に新規登録者に声をかけていきました。その甲斐があったか、何人かの方に新たにメンバーになって頂き、直近の練習会には、これまでで最高的人数が参加、パテント杯での1勝を目指して盛り上がってきています。

野球以外にも、毎回の練習会の後にはグラウンド近くの居酒屋で反省会(?)を開催、時には家族も参加してのバーベキュー大会を行うなどしています。無心になってボールを追いかけた後のビールは格別で、これを楽しみに参加しているメンバーも多くいます。

なお、野球同好会では、引き続き会員を募集中です。野球が好きであれば、レベルは全く問いません。今ならポジションもまだまだ選び放題です。日頃の運動不足を解消したい方、仕事のストレスを解消したい方、そしておいしいビール目的の方、是非一緒に楽しみましょう。下記連絡先まで、お問い合わせください。

連絡先

幹事： 中野圭二

e-mail：nakano@cluster-pat.jp

第50回パテント杯争奪野球大会

幹事 中野圭二

野球同好会は、野球好きの有志が集まり、昨年8月に発足したばかりの出来立てはやはやの同好会です。これまで、特許庁主催のパテント杯争奪野球大会に参加することを目標にして、月一回程度の練習会（反省会）を行ってきました。

登録者祝賀会などで若手の勧誘を行ったことで、何とか試合に必要な人数確保の目途が付きましましたので、チーム名「P A会」として今年のパテント杯争奪野球大会にエントリーしました。今年は、記念すべき第50回大会ですが、予算の都合でイベント等は行わないそうです。

パテント杯は、夏の暑い時期（7月下旬～9月中旬）に行われます。今年は、7月27日（土）から始まり、第1回戦20試合が行われました。P A会の対戦相手は、パトメイツ（特許庁審査第一部）です。パトメイツはパテント杯の常連チームなので、初参加のP A会は胸を借りるつもりで試合に臨みました。



参加メンバー（サンケイスポーツセンター）

第1回戦の参加メンバーは11名で、年齢順に監督の本多一郎先生とキャプテンの筆者が控えにまわり、若手中心の布陣で臨みました。攻守を決めるじゃんけんは勝ったので、迷わずに先攻を選びました。

P A会は、1回表に下田先生のタイムリーヒットで1点を先制し、幸先のよいスタートを切りました。



試合開始（手前がP A会）

ところが、1回裏の守備では、P A会のエースの突然の乱調によって、あっさりと逆転を許してしまいました。昨年12月の練習試合では、三者連続三振という華々しいデビューを飾ったP A会のエースが、1回途中で降板するという予期しない事態が発生してしまいました。二人しかいないベンチも慌ただしくなってきましたが、緊急登板したサウスポーの香島先生が後続を抑えたので、その後の反撃に期待したいところです。



かっ飛ばせ～！

2回以降は、相手投手の緩急を交えた投球に打線が沈黙し、次第に点差を広げられる展開になっ



相手のバッターもきりきり舞い？

できました。

ベンチの二人も出番に備えてウォーミングアップを始めます。炎天下で行われるパテント杯は、暑さとの戦いです。特に、投手は体力の消耗が激しいので、休養十分？の筆者は4回から登板しました。

3歳になる娘の声援が聞こえてきますが、暑さであっという間にバテてきます。6回を一人で投げきった相手投手には脱帽です。



代打でタイムリーを放つ監督

監督は、6回表二死三塁の場面で、代打として登場です。最後のバッターにはならないようにと、思い切り振りぬいた当たりは、外野に抜けてタイムリーヒットとなりました。

この回、1点を返しましたが、1時間半の時間制限により、6回で終了となりました（試合結果は下表のとおり）。点差だけをみると大敗のようですが、実力差はあまり感じられませんでしたので、この経験を次の試合に活かしていければ、そのうち良い結果報告ができるのではと、淡い期待を抱いています。



試合後、パトメイツにエールを送る

試合後は、クラブハウスに移動し、翌週の敗者復活戦に向けて、反省会を行いました。敗者復活戦の結果は、PA会のホームページに掲載します。

試合結果

	1	2	3	4	5	6	計
PA会	1	0	0	0	1	1	3
パトメイツ	3	0	3	1	4	×	11

新会員の紹介

平成24年8月から平成25年6月までの間にP A会に入会された先生方をご紹介します。
(入会日順)

富永隆介

トミナガリュウスケ

18491

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-9-20 東興ビル301
福本国際特許事務所 大阪オフィス
電話：06-6315-0015 FAX：06-6315-0015 ke4058tr@gmail.com

長島瑞希

ナガシマミズキ

16697

〒106-0032 東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー 28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
電話：03-6271-9746 FAX：03-5549-7725 mizuki.nagashima@bakermckenzie.com

田村誠治

タムラセイジ

18234

〒114-0014 東京都北区田端5-14-1-302
東雲特許事務所
電話：03-5834-8286 FAX：03-5834-8286 s-tam@mail.goo.ne.jp

三和圭二郎

ミワケイジロウ

16042

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-4 虎ノ門宝寿会館ビル5階
福間・三和法律事務所
電話：03-6273-3939 FAX：03-6273-3940 miwa@fukuma-miwa.com

田中尚文 タナカナオフミ

17423

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル602号
岡部国際特許事務所
電話：03-3213-1561 FAX：03-3214-0929 n-tanaka@okabeintl.gr.jp

濱口岳久 ハマガチタカヒサ

16096

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-7-13 九段小家ビル7階
上田国際特許事務所
電話：03-3263-0373 FAX：03-3263-0374 hamaguchi@ueda-patent.jp

川崎 孝 カワサキタカシ

17060

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル602号
岡部国際特許事務所
電話：03-3213-1561 FAX：03-3214-0929 kawasaki@okabeintl.gr.jp

栗河 剛 クリカワツヨシ

14399

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
(業) 谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206 t_kurikawa@taniabe.co.jp

よろしくお願い致します。

佐野泰彦 サノヤスヒコ

17350

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
(業) 谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-1268 FAX：03-3589-1206 y_sano@taniabe.co.jp

堀田 誠 ホリタマコト

12801

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
(業) 谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206 m_horita@taniabe.co.jp

藤田英治 フジタエイジ

13052

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
(業) 谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206 e_fujita@taniabe.co.jp

齊藤裕子 サイトウユウコ

18118

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
(業) 谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206 y_saito@taniabe.co.jp

荒木利之 アラキトシユキ

18075



〒169-0074 東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー 29階
平田国際特許事務所
電話：03-6908-8753 FAX：03-6908-8763 t-araki@hirata-jp.net

特許事務所勤務の前に3年半出版社にて勤務した経験を活かし、特に発明者インタビューに力を入れて仕事をしております。趣味は、ギター、バイク、ランニング、登山、自転車、飲み歩き…等々。何かピンとくるものがありましたらお声かけください。

西田憲孝 ニシダノリタカ

16750

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
(業) 谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206 n_nishida@taniabe.co.jp

竹内 明 タケウチアキラ

18583

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
(業) 谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-1201 a_takeuchi@taniabe.co.jp

藤木依子 フジキヨリコ

16190

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
(業) 谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206 y_fujiki@taniabe.co.jp

PA会に入会させていただきました藤木依子と申します。
まだまだ未熟者でございますが、諸先生方のご指導・ご鞭撻を賜りたく、何卒よろしくお願
い申し上げます。

盛合隆子 モリアイタカコ

14955

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
(業) 谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-5645 moriai@taniabe.co.jp

田口健児 タグチケンジ

18381

〒105-6032 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー 32階
(業) 日栄国際特許事務所
電話：03-5425-2091 howdyken@gmail.com

奥泉奈緒子 オクイズミナオコ

18590

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル6階
本多国際特許事務所
電話：03-3591-9910 FAX：03-3591-9908 okuizumi@hondapo.jp

皆様と研修や懇親会でお会いできることを楽しみにしています。
ご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願申し上げます。

中嶋武雄 ナカジマタケオ

13936

〒105-0004 東京都港区新橋2-12-7 労金新橋ビル
一色国際（業）
電話：03-3508-0336 FAX：03-5532-8514 nakajima@nakajima-pat.com

白石晴久 シライシハルヒサ

18124

〒335-0025 埼玉県戸田市南町5-22
日本ライフライン株式会社
電話：048-430-0780 siro_haruhisa@yahoo.co.jp

医療機器メーカーで2年間知財担当をしております。実力・経験共にまだまだですので、積極的に研修等に参加し、勉強していきたいと思っております。趣味は、J A Z Zと麻雀です。どうぞよろしく願いたします。

鈴木 昇 スズキノボル

18576

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビルディング8階
曾我特許事務所
電話：03-3216-5811 noboru_suzuki@hotmail.com

職場では、商標を担当しておりますが、せっかく入会させていただいたので、諸先輩方からいろいろな知識を吸収できればとおもっております。よろしく願いたします。

伴 昌樹 バンマサキ

18005

〒441-8083 愛知県豊橋市東脇1-5-7
伴昌樹特許事務所
電話：0532-39-8539 FAX：0532-39-8514 bn_mas@yahoo.co.jp

佐藤慎也 サトウシンヤ

15640

〒105-0004 東京都港区新橋2-12-7 労金新橋ビル
一色国際（業）
電話：03-3508-0336 FAX：03-5532-8514 s.sato@isshiki.com

田中康治 タナカコウジ

15788

〒106-6123 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 23階
T M I 総合法律事務所
電話：03-6438-5611 FAX：03-6438-5622 heifetz903@yahoo.co.jp

生塩智邦 ウシオトモクニ

18003

〒108-8080 東京都港区海岸3-20-20
クラシエホールディングス株式会社
電話：03-5446-3575 FAX：03-5446-3576 ushio@kracie.co.jp

田中 亮 タナカリョウ

18115

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 産学連携プラザ3階
国立大学法人 東京大学 産学連携本部 知的財産部
電話：03-5841-0301 FAX：03-5841-2378 tanaka.ryo@mail.u-tokyo.ac.jp

池田宏子 イケダヒロコ

18609

〒108-8001 東京都港区芝5-7-1
日本電気株式会社
電話：03-3798-6989 h-ikeda@di.jp.nec.com

NECの知財部で渉外業務に従事しております。
諸先生方のご指導、ご鞭撻を賜りつつ、会の活動に参加させて頂きたいと存じます。
どうぞ宜しくお願い致します。

渡部理恵 ワタナベリエ

18655

〒108-8080 東京都港区海岸3-20-20
クラシエホールディングス株式会社
電話：03-6748-9066 koara.wtnb@gmail.com

柳川慶一 ヤナガワケイイチ

16206

〒252-5286 神奈川県相模原市中央区小山1-15-30
株式会社オハラ
電話：042-772-2596 k_yanagawa@ohara-inc.co.jp

真能清志 マノウキヨシ

18671



〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階
杉村萬国特許事務所
電話：03-3581-7221 FAX：03-3580-0506 k.manoh@sugi.pat.co.jp

メーカーにて商品開発業務に従事した後、知財業界に移りました。
現在は、機械電気分野の外内案件及び国内案件を担当しています。
PA会は興味深い研修が多く、今後も是非参加させていただきたいと思っております。

木村多聞 キムラタモン

18203

〒163-1522 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 22階
龍華国際（業）
電話：03-5339-6800 tamon28@msn.com

坂巻修平 サカマキシュウヘイ

18769

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
（業）谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206 s_sakamaki@taniabe.co.jp

福井 淳 フクイアツシ

18701

〒140-0002 東京都品川区東品川2-2-24 天王洲セントラルタワー
（業）浅村特許事務所
電話：03-5715-8542 FAX：03-5460-6310 a_fukui@asamura.jp

伊藤由里 イトウユリ

18680



〒140-0002 東京都品川区東品川2-2-24 天王洲セントラルタワー
(業) 浅村特許事務所
電話：03-5715-8651 y_ito@asamura.jp

経験豊富な先輩の先生方に学ばせていただきながら、日々、弁理士として成長していきたいと思っております。ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

新井 剛 アライゴウ

18796

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル602号
岡部国際特許事務所
電話：03-3213-1561 FAX：03-3214-0929 araigo@okabeintl.gr.jp

このたびP A会に入会させて頂きました新井剛と申します。研修などに参加し、自己研鑽に励み、弁理士としての活躍できるように、日々精進していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いたします。

中村厚士 ナカムラアツシ

18696

〒205-8555 東京都羽村市栄町3-2-1
カシオ計算機株式会社
電話：042-579-7649 nakamura-a@casio.co.jp

JIPAの商標委員会でお世話になったP A会所属の先輩に勧められ、入会を決めました。趣味は、硬式テニスとゴルフです。今後とも宜しくお願い致します。

小池秀雄 コイケヒデオ

18882

〒252-5286 神奈川県相模原市中央区小山1-15-30
株式会社オハラ
電話：042-772-2596 FAX：042-772-7622 ggggoro@gmail.com

多湖真琴 タゴマコト

18734

〒106-6123 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 23階
T M I 総合法律事務所
電話：03-6438-5417 Makoto_Tago@tmi.gr.jp

澤田憲彦 サワダノリヒコ

18679



〒136-8535 東京都江東区大島2-1-1
株式会社L I X I L
電話：03-3638-6132 sawapee1433.25@hb.tp1.jp

住宅設備機器メーカーに勤務しております。未だ実務経験はありませんが、研修会に積極的に参加し、日々研鑽に励みたいと思っております。宜しくご指導のほど、お願い申し上げます。

竹内 工 タケウチタダシ

18733

〒106-6123 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 23階
T M I 総合法律事務所
電話：03-3438-5646 ttakeuchi@tmi.gr.jp

金沢彩子 カナザワアヤコ

18722

〒102-0082 東京都千代田区一番町22-1 一番町セントラルビルディング
(業) 松原・村木国際特許事務所
電話：03-3263-7676 FAX：03-3263-7679 kanazawa@ip-mandm.com

加藤智子 カトウトモコ

17354

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-10 第6セントラルビル2F
(業) きさ特許商標事務所
電話：03-3580-1936 FAX：03-3580-1986 kato@kspat.gr.jp

特許事務所で商標を担当しています。
研修会などで研鑽を積んでいきたいと思っております。
どうぞよろしくお願いたします。

杉原了一 スギハラリョウイチ

18695

〒258-8538 神奈川県足柄上郡開成町宮台798
富士フィルム (株)
電話：0465-85-0562 sugihara@yahoo.co.jp

現企業で生産技術エンジニアとして10年強経験した後、知財部へ異動して弁理士登録しました。P A会は研修が充実していることから入会させて頂きました。ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願致します。

横山良平 ヨコヤマリョウヘイ

19098

〒163-0445 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング45階
オンダ国際特許事務所
電話：03-6911-2661 yoko0901150@gmail.com

高梨玲子 タカナシレイコ

18597

〒108-0075 東京都港区港南2-12-23 明産高浜ビル5F
特許事務所 白坂パテントパートナーズ
電話：03-6718-4871 FAX：050-3156-2786 takanashi@shirasakapat.com

大石敏弘 オオイトシヒロ

18918

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-13 大和屋ビル
坂本国際特許事務所
電話：03-5919-3041 FAX：03-5919-3042 ooishi@sakamotopat.com

この度、PA会に入会させていただきました大石敏弘と申します。
いろんな先輩弁理士先生方のご指導をいただき弁理士として成長していきたいと思
います。
よろしくお願いいたします。

椎野 聡 シイノサトシ

19174

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20
(業) 谷・阿部特許事務所
電話：03-3589-1267 FAX：03-3589-1206 satoshi.shiino@nifty.com

塚本皓紀 ツカモトヒロキ

19130

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-4 アーバン虎ノ門ビル
(業) 藤央特許事務所
電話：03-3501-6051 tsukamoto-h@tou-ou-pat.com

矢田 歩 ヤタアユム

18667

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-13 大和屋ビル
坂本国際特許事務所
電話：03-5919-3041 FAX：03-5919-3042 yata@sakamotopat.com

山田頼通 ヤマダヨリミチ

18682

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3 新横浜K S ビル7階
柳田国際特許事務所
電話：045-475-2623 FAX：045-475-2674 yamada@yanagidapat.com

PA会の登録祝賀会の素晴らしさに感動いたしました。PA会の研修でしっかりと勉強し、弁理士として成長していきたいと思っております。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

篠田貴子 シノダタカコ

18724

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル602号
岡部国際特許事務所
電話：03-3213-1561 shinoda@okabeintl.gr.jp

小山 亨 オヤマトオル

18853

〒104-0031 東京都中央区京橋1-16-10 オークビル京橋3階
東京セントラル特許事務所
電話：03-5524-2323 FAX：03-5524-2325 oyama@central-pat.com

甲原秀俊 キネハラヒデトシ

18707

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階
杉村萬国特許事務所
電話：03-3581-7142 h.kinehara@gmail.com

太田昌宏 オオタマサヒロ

18830

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階
杉村萬国特許事務所
電話：03-3581-2241 m.ohta@sugi.pat.co.jp

本年2月に初めて知材業界に飛び込んで参りました。実務経験豊かな諸先輩方のご指導ご鞭撻を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

小倉あい コクラアイ

18857

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービルディング18階
ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所
電話：03-5220-6500 aiai@mail.hinocatv.ne.jp

PA会に入会させていただきました小倉あいと申します。専門分野は化学です。趣味はハイオリン・散歩です。どうぞよろしく申し上げます。

阪 和之 サカカズユキ

18818

〒106-6123 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 23階
T M I 総合法律事務所
電話：03-6438-5611 sakappexx@gmail.com

佐々木健一 ササキケンイチ

18978



〒571-8501 大阪府門真市大字門真1006
パナソニック株式会社 知的財産センター R&D知財グループ
電話：050-3587-1910 sasaki.kenichi@jp.panasonic.com

勤務地は大阪ですが、結構の頻度で横浜まで出張に来ております。
頑張って関西から参上します。今後ともよろしく申し上げます。

松浦かおり マツウラカオリ

18984

〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島5-3-10 タナカ・イトーピア新大阪ビル6階
新居国際特許事務所
電話：06-4806-7530 FAX：06-4806-7531 kaorim@bell.ocn.ne.jp

この度、PA会に入会させて頂きました松浦かおりと申します。
関西の特許事務所に勤務しておりますが、PA会の研修等に積極的に参加して、皆さまと交流させていただけたらと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

PA会運営資金に ご寄付いただいている先生方

平成24年度会計幹事 穂坂道子

平成25年度会計幹事 上田和弘

PA会は、伝統的にその会務運営に要する費用を会員の先生方による任意のご厚意に依存しております。会員の方々への依頼状は、例年PA会幹事長と会計幹事の連名で発送させていただいております。

ここに、本年度の会務運営費をご寄付いただきました先生方のお名前を掲載させていただき、PA会の会務運営に対して賜りました深いご理解に心から御礼申し上げます。

なお、PA会会報19号より、当該年度にお振り込みいただきました先生方のリストを掲載しております。本年度は、平成24年9月8日から平成25年7月31日までにお振り込み頂きました先生方のお名前を掲載させていただきますので、その点ご了解下さい。

最後に、新たなご寄付をお申し出下さる場合には、下記の郵便振替口座に1口5千円を目安にお振り込み下さい。

郵便振替口座番号 00170-7-536820

加入者名 PA会

浅井 章弘	浅村 皓	足立 泉	阿部美次郎	新井 孝治	在原 元司
栗野 晴夫	飯田 岳雄	飯田 伸行	飯沼 義彦	五十嵐孝雄	井川 浩文
池上 徹真	石川 弘昭	石坂 安雄	石田 純	石橋 脩	石原 啓策
石渡 英房	磯山 朝美	井滝 裕敬	一色 健輔	井出 正威	伊東 忠重
伊東 彰	伊藤 邦孝	伊藤 茂	稲葉 良幸	井上 義雄	井上 元廣
今村 正純	岩田 弘	上田 和弘	宇都宮正明	産形 和央	江原 望
大家 邦久	大島 厚	大島由美子	太田 友幸	大谷 保	大塚 秀一
大塚 住江	大塚 文昭	大西 育子	大西 正悟	大音 康毅	大場 正成
大山健次郎	岡崎 健三	岡田 勝義	岡田 宏之	岡田 守弘	岡戸 昭佳
岡部 讓	小川 潔	小川 覚	小川 順三	小川 信一	尾首 亘聰
押本 泰彦	尾関 孝彰	小野 尚純	小原 二郎	影山光太郎	柏岡 潤二
香島 友希	柏原 秀雄	柏谷 昭司	春日 讓	員見 正文	加藤 朝道
加藤 一男	加藤 謹矢	加藤 孝雄	加藤ちあき	加藤 光宏	香取 孝雄
狩野 彰	上山 浩	嶋田 哲彰	河合 千明	川口 義雄	川崎 仁
川島 利和	神原 貞昭	神戸 真澄	菊池 武胤	木村 直樹	草間 攻
工藤 実	國本 学	窪田英一郎	小池 寛治	神津 堯子	國分 孝悦
河野 英仁	小島 清路	腰本 裕之	古関 宏	後藤 政喜	小西 富雅
小林十四雄	小林 和憲	小山 武男	齋藤 誠	坂野 博行	坂本 智弘
櫻井 通陽	櫻木 信義	佐藤 高信	佐藤 祐介	佐藤玲太郎	市東 篤
四宮 通	治部 卓	島田 俊昭	清水 邦明	清水 徹男	清水 初志
清水 義憲	庄子 幸男	新池 義明	杉浦 正知	杉村 憲司	杉本 文一
鈴木 康介	鈴木 大介	鈴木 利之	鈴木 学	関 正治	蔵合 正博
添田 全一	曾我 道治	高梨 範夫	高橋敬四郎	高橋 徳明	高橋 雅和
鷹見 雅和	田下 明人	田中 敏博	田中 秀幸	田中 正治	田中 義敏
田辺 恵基	谷 義一	谷田 拓男	田村敬二郎	塚田美佳子	土屋 勝
富永 一途	中尾 直樹	中隈 誠一	長嶋 孝幸	中島 敏	中嶋 重光
中平 治	中谷 光夫	中西 次郎	中野 圭二	西下 正石	二宮 正孝
根本 雅成	野上 晃	野末 寿一	野中 克彦	野村 健一	萩野 幹治
萩原 康司	橋元 正	橋本千賀子	長谷川哲哉	長谷川洋子	花村 泰伸
馬場 玄式	浜田 廣士	早川大刀夫	早川 利明	伴 昌樹	平木 祐輔
平瀬 享兒	平田 忠雄	平山 洲光	広瀬 和彦	福田 伸一	福村 直樹
藤井 幸雄	藤谷 史朗	伏見 直哉	藤原 康高	舟橋 榮子	穂坂 道子
星川 和男	星野 昇	堀 明彦	堀籠 佳典	堀 美香	本多 一郎
増田 達哉	益田 博文	松井 勝義	松井 伸一	松井 光夫	松浦 憲三
松嶋さやか	松田 浩明	松田 嘉夫	松永 宣行	松本 悟	松本 健志
眞野 修二	馬淵 繁	間山世津子	丸山 宏	三浦 邦夫	三上 結
水野 裕宣	宮川 良夫	三和圭二郎	村木 清司	村田 正樹	村田 実
森川 邦子	森下 賢樹	森 徹	森 友宏	矢口 和彦	柳田 征史
矢野 裕也	山口 和弘	山口 和	山崎 行造	山田 正紀	山田 稔
山田由美子	山田 隆一	吉田 和夫	吉延 彰広	若田 勝一	若山 俊輔
渡邊 昭彦	渡辺 和宏	渡邊 敬介	渡邊 伸一	渡部比呂志	渡辺 望稔
渡會 祐介					

叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）

秋	元	不二三	昭37	秋	黄綬	柴	田	時之助	昭52	秋	黄綬
			昭42	秋	勲五双光旭日	海	老	根 駿	昭53	春	勲四旭日小
田	代	久平	昭38	秋	藍綬	近	藤	一 緒	昭53	秋	勲五瑞宝
			昭44	春	勲四瑞宝	秋	沢	政 光	昭54	春	黄綬
中	松	澗之助	昭40	秋	藍綬	曾	我	道 照	昭54	春	黄綬
			昭42	秋	勲二瑞宝	吉	藤	幸 朔	昭54	秋	勲三旭日中
森		武 章	昭39	秋	黄綬	小	山	欽 造	昭55	春	藍綬
湯	浅	恭 三	昭39	秋	紺綬	小	川	一 美	昭55	春	勲五瑞宝
			昭46	秋	勲三瑞宝	入	山	実	昭55	秋	勲三瑞宝
湯	川	龍	昭39	秋	黄綬	矢	島	鶴 光	昭55	秋	勲三瑞宝
浅	村	成 久	昭41	秋	藍綬	野	間	忠 夫	昭55	秋	紺綬
小	川	潤次郎	昭43	秋	勲四旭日小	磯	長	昌 利	昭56	春	勲四瑞宝
竹	田	吉 郎	昭43	秋	黄綬	三	宅	正 夫	昭56	秋	黄綬
			昭49	春	勲五瑞宝	吉	村	悟	昭57	秋	黄綬
黒	川	美 雄	昭45	春	勲五瑞宝	池	永	光 彌	昭58	春	勲四旭日小
中	島	喜 六	昭45	秋	勲五瑞宝	光	明	誠 一	昭58	春	黄綬
松	野	新	昭46	春	勲四瑞宝	高	田	忠	昭58	秋	勲三瑞宝
足	立	卓 夫	昭46	秋	黄綬	小	林	正 雄	昭58	秋	勲五双光旭日
			昭53	秋	勲五瑞宝	戸	村	玄 紀	昭59	春	勲四瑞宝
清	瀬	三 郎	昭47	春	勲二瑞宝	西	村	輝 男	昭59	春	黄綬
原		増 司	昭47	春	勲二瑞宝	渡	辺	総 夫	昭60	春	勲四瑞宝
高	橋	修 一	昭47	秋	紫綬	大	条	正 義	昭61	春	黄綬
			昭56	秋	勲四旭日小	小	山	欽 造	昭61	秋	勲四瑞宝
笠	石	正	昭48	秋	藍綬	松	原	伸 之	昭61	秋	黄綬
			昭57	秋	勲四瑞宝	桑	原	尚 雄	昭61	秋	黄綬
大	条	正 義	昭48	秋	紺綬	中	村	豊	昭62	春	勲四旭日小
伊	藤	貞	昭49	秋	黄綬	田	坂	善 重	昭62	春	勲四瑞宝
			昭55	春	勲五瑞宝	網	野	誠	昭62	秋	勲四旭日小
沢	田	勝 治	昭50	秋	勲四瑞宝	岡	部	正 夫	昭62	秋	藍綬
小	橋	一 男	昭50	秋	藍綬	小	橋	一 男	昭63	春	勲四瑞宝
飯	田	治 躬	昭50	秋	黄綬	青	野	昌 司	昭63	秋	勲四瑞宝
田	丸	巖	昭51	秋	勲五瑞宝	大	野	善 夫	平 2	秋	黄綬
中	島	和 雄	昭51	秋	勲五瑞宝	三	宅	正 夫	平 3	春	勲五双光旭日章
味	田	剛	昭52	春	勲三瑞宝	田	中	正 治	平 3	春	黄綬
山	本	茂	昭52	春	勲三瑞宝	清	水	徹 男	平 3	秋	黄綬
田	中	博 次	昭52	春	勲四瑞宝	野	間	忠 夫	平 3	秋	黄綬

今	誠	平 4	秋	勲四旭日小	小 池 寛 治	平15	春	黄綬
佐々木	清 隆	平 4	秋	勲四旭日小	清 水 徹 男	平15	秋	旭日双光章
羽 生 栄 吉		平 4	秋	勲五瑞宝	宇佐美 利 二	平15	秋	瑞宝小綬章
石 川 長 寿		平 4	秋	黄綬	神 原 貞 昭	平15	秋	経済産業大臣表彰
秋 沢 政 光		平 5	春	勲四瑞宝	大 塚 文 昭	平16	春	旭日双光章
緒 方 園 子		平 5	秋	黄綬	林 拓 三	平16	春	瑞宝小綬章
安 井 幸 一		平 5	秋	黄綬	井 上 義 雄	平16	春	黄綬
瀬 谷 徹		平 6	春	勲四旭日小	松 尾 和 子	平16	春	経済産業大臣表彰
富 田 典		平 6	春	勲四瑞宝	高 見 和 明	平16	秋	瑞宝小綬章
大 塚 文 昭		平 6	春	黄綬	井 出 直 孝	平16	秋	黄綬
野 口 良 三		平 6	秋	黄綬	稲 葉 良 幸	平16	秋	黄綬
浅 村 皓		平 7	春	藍綬	飯 田 伸 行	平17	春	黄綬
江 原 望		平 7	春	黄綬	村 田 実	平17	春	黄綬
松 隈 秀 盛		平 7	春	勲四瑞宝	竹 内 英 人	平17	秋	瑞宝中綬章
長谷川 穆		平 7	秋	藍綬	平 木 祐 輔	平17	秋	瑞宝双光章
吉 村 悟		平 8	春	勲五瑞宝	渡 辺 望 稔	平17	秋	黄綬
村 松 貞 男		平 9	春	勲四旭日小	岩 上 昇 一	平18	春	瑞宝双光章
村 木 清 司		平 9	春	黄綬	田 中 正 治	平18	秋	旭日小綬章
末 野 徳 郎		平 9	秋	勲四旭日小	加 茂 裕 邦	平20	春	瑞宝小綬章
河 野 昭		平 9	秋	黄綬	杉 本 文 一	平20	春	瑞宝小綬章
桑 原 英 明		平 9	秋	黄綬	村 木 清 司	平21	秋	旭日小綬章
須 賀 総 夫		平10	秋	黄綬	川 島 利 和	平21	秋	瑞宝小綬章
平 田 忠 雄		平10	秋	黄綬	兒 玉 善 博	平21	秋	瑞宝小綬章
阿 形 明		平10	秋	黄綬	佐々木 定 雄	平22	秋	瑞宝小綬章
岩 田 弘		平11	春	勲三瑞宝	産 形 和 央	平22	秋	瑞宝小綬章
鈴 木 秀 雄		平11	春	黄綬	古 宮 一 石	平23	春	瑞宝小綬章
杉 村 興 作		平11	春	黄綬	谷 義 一	平24	春	旭日小綬章
森 徹		平11	秋	黄綬	一 色 健 輔	平24	春	旭日双光章
柳 田 征 史		平12	春	黄綬	神 原 貞 昭	平24	秋	旭日双光章
土 屋 勝		平12	秋	黄綬	福 田 賢 三	平25	春	旭日双光章
湯 本 宏		平12	秋	黄綬				
岡 部 正 夫		平13	春	勲四瑞宝	(注)	黄綬……	黄綬褒章	
久保田 藤 郎		平13	春	黄綬		藍綬……	藍綬褒章	
増 井 忠 貳		平13	春	黄綬		紫綬……	紫綬褒章	
松 原 伸 之		平13	秋	勲五双光旭日		紺綬……	紺綬褒章	
安 達 功		平14	春	勲四旭日小		勲 瑞宝……	勲 等瑞宝章	
菊 池 武 胤		平14	春	黄綬		勲 旭日中……	勲 等旭日中綬賞	
添 田 全 一		平14	秋	勲四瑞宝		勲 旭日小……	勲 等旭日小綬賞	
星 野 昇		平15	春	勲四旭日小		勲 双光旭日…	勲 等双光旭日章	
渡 部 剛		平15	春	勲四瑞宝				

PA会関係歴代弁理士会理事（大正5年—昭和30年）

年 度	理 事	年 度	理 事 長	理 事
大正5年	中松盛雄 清水連郎	14年	山田正実	清水連郎
6年	中松盛雄 清水連郎	15年	山田正実	湯川 龍
7年	伊藤 栄 飯田治彦	16年	沼 正治	
10年	曾我清雄	17年	沼 正治	杉村信近
11年	猪股淇清			
	伊東 栄 清水連郎	昭和18年	杉村信近	湯川 龍
12年	伊東 栄 猪股淇清	19年	清瀬一郎	奥山恵吉
	浅村三郎	20年		沼 正治
13年	飯田治彦 曾我清雄	21年		田代久平
	中松盛雄			沼 正治
14年	飯田治彦 曾我清雄	22年		草場 晁
	中松盛雄			山中政吉
15年	清水連郎	23年	川部佑吉	草場 晁
昭和2年	清水連郎			山中政吉
3年	伊東 栄	24年	田代久平	広田 徹
4年	伊東 栄 杉村信近	25年		大西冬蔵
5年	杉村信近			田代久平
6年	中松澗之助 草場九十九			広田 徹
7年	中松澗之助 草場九十九	26年	山田正実	大西冬蔵
8年	浅村良次	27年	小川潤次郎	山田正実
9年	浅村良次 隅田秋二郎	28年		天谷次一
10年	山中政吉 草場 晁			小川潤次郎
	隅田秋二郎	29年		天谷次一
11年	田代久平 草場 晁			山中政吉
	山中政吉			
12年	田代久平 曾我清雄			
13年	曾我清雄 清水連郎			
		年度 会 長	副 会 長	
		昭和30年	川部佑吉	山中政吉

PA会関係歴代幹事長・弁理士会理事（昭和31年以降）

年 度	PA会幹事長	日弁幹事長	日弁副幹事長	弁理士会理事
昭和31年	田代久平			会長 中松澗之助 川部佑吉
32年	横畠敏介			横畠敏介 中松澗之助
33年	山中政吉	大西冬蔵		黒川美雄 横畠敏介
34年	黒川美雄			会長 大西冬蔵 黒川美雄
35年	黒川美雄			奥山恵吉
36年	小橋一男	黒川美雄		若杉吉五郎
37年	小橋一男			会長 浅村成久
38年	大条正義			小橋一男
39年	小山欽造	浅村成久		大条正義
40年	岡部正夫		西村輝男	池永光彌
41年	岡部正夫		西村輝男	会長 奥山恵吉
42年	桑原尚雄	奥山恵吉	三宅正夫	海老根 駿
43年	桑原尚雄		三宅正夫	岡部正夫
44年	秋沢政光		長谷川 穆	会長 湯浅恭三
45年	秋沢政光		長谷川 穆	小山欽造 松原伸之
46年	野間忠夫	小橋一男	浅村 皓	西村輝男
47年	高橋敏忠		大塚文昭	秋沢政光
48年	安井幸一		高橋敏忠	野間忠夫
49年	浅村 皓		杉村興作	会長 小橋一男
50年	大塚文昭	小山欽造	栗林 貢	長谷川 穆

51年	西	立	人		菊池	武胤		杉村	興作
52年	津田		淳		田中	正治		桑原	尚雄
53年	杉村	興作			浅村	皓	会長	小山	欽造
54年	坂田	順一	岡部	正夫	田中	正治		浅村	皓
55年	菊池	武胤			久保田	藤郎		田中	正治
56年	増井	忠式			柳田	征史	会長	岡部	正夫
57年	村木	清司	秋沢	政光	浅村	皓		津田	淳
58年	柳田	征史			阿形	明		坂田	順一
59年	田中	正治			江原	望		三宅	正夫
60年	江原	望			一色	健輔	会長	秋沢	政光
61年	阿形	明			谷	義一		柳田	征史
62年	清水	徹男	長谷川 (前期) 秋沢 (後期)	穆政 光	杉浦	正知		村木	清司
63年	一色	健輔			小池	寛治	会長	長谷川 阿形	穆 明
平成元年	谷	義一			神原	貞昭		江原	望
2年	小池	寛治			村木	清司		菊池	武胤
3年	神原	貞昭	浅村	皓	網野	友康		増井	忠式
4年	渡辺	望稔			福田	賢三		浅村	皓
5年	小塩	豊			井上	義雄	会長	浅村	皓
6年	井上	義雄			飯田	伸行		清水	徹男
7年	飯田	伸行	田中	正治	渡辺	望稔		神原	貞昭
8年	網野	友康			加藤	朝道		小池	寛治
9年	村田	実			小塩	豊	会長	田中	正治
10年	大西	正悟	村木	清司	村田	実		渡辺	望稔
								加藤	朝道

11年	福村直樹		大西正悟		村木清司
					小塩豊
12年	渡邊敬介		松田嘉夫	会長	村木清司
					飯田伸行
13年	松田嘉夫		古関宏		井上義雄
14年	福田伸一	谷	義一	渡辺敬介	村田実
15年	本多一郎		福田伸一		大西正悟
16年	古関宏		井出正威		福田賢三
17年	狩野彰		岡部讓		谷義一
					一色健輔
18年	井出正威		本多一郎	会長	谷義一
					岡部讓
					渡邊敬介
19年	萩原康司	大西正悟	狩野彰		稲葉良幸
20年	神林恵美子		萩原康司		福田伸一
21年	福田賢三		神林恵美子		本多一郎
22年	伊東忠重	岡部讓	萩原康司		狩野彰
23年	中野圭二		伊東忠重		井出正威
24年	本多敬子		中野圭二		神林恵美子
25年	渡邊伸一		本多敬子		高梨範夫

PA会会員歴代常議員（大正11年以降）

大正11年	曾 我 清 雄	中 松 盛 雄	草 場 九 十 九	飯 田 治 彦		
大正12年	清 水 連 郎	飯 田 治 彦	草 場 九 十 九	中 松 盛 雄		
大正13年	伊 東 榮	清 水 連 郎				
大正14年						
大正15年	秋 元 不二三	草 場 九 十 九	曾 我 清 雄			
昭和2年	浅 村 良 次	杉 村 信 近	曾 我 清 雄	草 場 九 十 九		
昭和3年	猪 股 淇 清					
昭和4年						
昭和5年	清 水 連 郎					
昭和6年	清 水 連 郎					
昭和7年	原 田 九 郎					
昭和8年	草 場 晁 郎 清 水 連 郎	竹 田 吉 郎	中 松 澗之助	山 中 政 吉	原 田 九 郎	
昭和9年	田 代 久 平 山 中 政 吉	山 田 正 実	清 水 連 郎	草 場 晁	中 松 澗之助	
昭和10年	影 山 直 樹	久 高 将 吉	田 代 久 平	山 田 正 美		
昭和11年	浅 村 成 久	沼 正 治	高 橋 松 次	久 高 将 吉		
昭和12年	足 立 卓 夫	湯 川 龍	金 丸 義 男	浅 村 成 久	沼 正 治	
昭和13年	伊 藤 貞	大 條 正 雄	猪 股 正 清	金 丸 義 男	湯 川 龍	
昭和14年	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄	大 條 正 雄			
昭和15年	芦 葉 清三郎	杉 村 信 近	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄		
昭和16年	秋 元 不二三	山 田 正 美				
昭和17年	奥 山 惠 吉 湯 川 龍	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎	山 田 正 実	秋 元 不二三	
昭和18年	足 立 卓 夫	廣 田 徹				
昭和19年	大 條 正 雄	久 高 将 吉	山 中 政 吉			
昭和20年	秋 元 不二三	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎			
昭和21年	奥 山 惠 吉 金 丸 義 男	草 場 晁 芦 葉 清三郎	久 高 将 吉 影 山 直 樹	山 田 正 実 竹 田 吉 郎	秋 元 不二三	
昭和22年	荒 木 友之助					
昭和23年	大 西 冬 藏	田 代 久 平	大 條 正 雄	黒 川 美 雄	荒 木 友之助	
昭和24年	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照		
昭和25年	横 畠 敏 介	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照	
昭和26年	大 條 正 雄	若 杉 吉五郎	横 畠 敏 介	大 野 龍之輔		
昭和27年	中 島 喜 六	柴 田 時之助	廣 田 徹	大 條 正 雄	若 杉 吉五郎	
昭和28年	小 川 一 美 柴 田 時之助	小 橋 一 男 廣 田 徹	田 丸 巖	黒 川 美 雄	中 島 喜 六	
昭和29年	吉 村 悟 小 川 一 美	細 川 政之助	黒 川 美 雄	田 丸 巖	小 橋 一 男	

昭和30年	中島喜六	大西冬藏	細川政之助	吉村悟
昭和31年	小橋一男	光明誠一	中島喜六	大西冬藏
昭和32年	松原伸之男 小橋一男	高橋松次	柴田時之助	廣田徹 光明誠一
昭和33年	大条正義 大松正伸	小山欽造	廣田徹	柴田時之助 高橋松次
昭和34年	小川潤次郎 小山欽造	三宅正夫	横島敏介	岡本重文 大条正義
昭和35年	中島和雄	日下繁	三宅正夫	小川潤次郎 横島敏介
昭和36年	海老根駿	田丸巖	日下繁	中島和雄
昭和37年	桑原尚雄	相良省三	長城文明	海老根駿 田丸巖
昭和38年	岡部正省 岡相良三	松原伸之	山本茂	長城文明 桑原尚雄
昭和39年	山本茂(議長) 石川長寿		松原伸之*	岡部正夫* 西村輝男
昭和40年	清水陽一	市東市之介	西村輝男	石川長寿
昭和41年	吉田功	渡辺迪孝	岡野一郎	市東市之介 清水陽一
昭和42年	池永光彌(議長)		浅村皓	渡辺迪孝
昭和43年	秋沢政光 池永光彌	小川一美	和田義寛	野間忠夫** 浅村皓
昭和44年	長谷川穆(副議長) 和田義寛		山下穰平	安井幸一 小川一美
昭和45年	大条正義	西立人	網野誠	長谷川穆
昭和46年	栗林貢 網野誠	緒方園子 大条正義	高橋敏忠	杉村興作 西立人
昭和47年	田代初男 杉村興作	草野卓 高橋敏忠	今井庄亮	栗林貢 緒方園子
昭和48年	小山欽造(議長) 小草野卓		伊藤晴之男 藤代初男	大塚文昭 矢淵久成
昭和49年	中平治	田中正治	伊藤晴之男	大塚文昭 矢淵久成
昭和50年	津田淳	柳田征史	久保田藤郎	中平治 田中正治
昭和51年	秋沢政光(議長) 秋柳征史		石原孝志 久保田藤郎	江原望 津田淳
昭和52年	後藤武夫 秋沢政光	菊池武胤	土屋勝	増井忠次 江原望
昭和53年	中村純之助 増井忠次	坂田順一	桑原英明	菊池武胤 土屋勝
昭和54年	三宅正夫(議長) 坂田順一		細井正二 中村純之助	清水徹男 栗田忠彦
昭和55年	寺崎孝一 細井正二	井上義雄 伊東彰	井出直孝	栗田忠彦 清水徹男
昭和56年	阿形明一(議長) 阿寺崎孝一	伊東彰	村木清司 井出直孝	大音康毅 井上義雄
昭和57年	影山一美 阿形	加藤建二	小池寛治	佐々木清隆 村木清司

昭和58年	野影一	間山色	忠一健	夫美舖	(副議長) 小鈴	池木寛	治雄	桑原尚雄	原清隆	雄徹**	野加口良三	藤建三	松永宣行	福田賢三**					
昭和59年	西湯一	村本健	輝健	男宏舖	須松	賀永	総宣	平桑	田原忠尚	雄	浅野	村口良三	南野間	孝忠					
昭和60年	立西湯	石村本	幸輝	宏男宏	杉須	村賀	興総	谷平	田義忠	一雄	小浅	塩村	豊	大南	谷孝	保夫			
昭和61年	岡飯小	部田塩	正伸	夫行豊	(議長) 岩大	本谷	行夫保	大立	野石善幸	夫宏	明杉	石村昌興	毅作	戸谷	水辰義	男一			
昭和62年	吉神飯	村原田	貞伸	悟昭行	渡大岩	辺野本	望善行	加岡	藤部朝正	道夫	岩明	井石秀昌	生毅	福戸	田水賢辰	三男			
昭和63年	森吉神	村原	貞	徹悟昭	渡渡	辺辺	龍三郎 望稔	橋加	本藤	正朝	男道	小岩	杉井佳秀	男生	村福	田田賢	実三		
平成元年	網森	野友	康徹	押本	本	泰龍	彦三郎	小橋	橋本	正正	明男	杉小	浦杉	正佳	知男	西村	輝男		
平成2年	阿原西	形島村	典輝	明孝男	足網	立野	泉康	今押	本	泰	誠彦	高小	梨橋	範正	夫明	永杉	田武三郎 浦正知		
平成3年	荒山永	井内田	俊梅武三郎	之雄三郎	田阿原	中形島	正典	中足	村立	豊泉	舟今	橋	栄	子誠	矢高	野梨	裕範	也夫	
平成4年	田神矢	中津野	正堯裕	治子也	(議長) 福山	村内	直梅	稲荒	葉井	良俊	幸之	江中	原村	望豊	香舟	取橋	孝栄	雄子	
平成5年	長谷川	藤村	直	穆卓樹	二稻	宮葉	正良	大江	垣原	孝望	木香	川取	幸孝	治雄	松神	田津	嘉堯	夫子	
平成6年	柳社松	田本	征一嘉	史夫夫	(副議長) 清大	水垣	邦明	新長谷	垣川	盛幸	克穆治	小加	川藤	順	三卓	阿二	部宮	和正	夫孝
平成7年	阿柳村	部田木	和征清	夫史司	新川渡	垣添辺	盛不美 敏	小久	川門	順三享	清河	水野	邦	明昭	社佐	本野	一邦	夫廣	
平成8年	菊佐大	池野西	武邦正	胤廣悟	(副議長) 村加	木藤	清伸	川渡	添邊	不美 敏介	久上	門島	淳	亨一	河宇	野佐美	昭利	昭二	
平成9年	上加庄	島藤子	淳伸幸	一晃男	宇菊本	佐美池多	利武敬	大小渡	塚島邊	文清敬	昭路介	大佐久	西間	正	悟剛				
平成10年	大小長	塚林沼	文隆輝	昭夫夫	岡佐本	部久多	敬	小庄増	島子井	清幸忠	路男式	古杉山	関本田	文正	宏一紀				
平成11年	岡杉平山	部本木田	文祐正	讓一輔紀	大高福	島原田	千鶴一	古田本	関中多	英一	宏夫郎	小長増	林沼井	隆暉忠	夫夫式				

平成12年	大本島厚	高原千鶴子	田中英夫	平木祐輔	福田伸一
	多見和一	神林惠美子	松井仲一	醍醐邦弘	西富雅
	島原貞昭	高神神	中井英夫	木醐邦	田西伸一
	厚一郎	原林千	英夫	醍醐邦	福田伸一
平成13年	神原貞昭	神林惠美子	清水徹男	西岡邦昭	井出正威
	小西富伸	醍醐林	桜井周和	萩原康	関出正威
	神原貞昭	神林惠美子	清水徹男	西岡邦昭	井出正威
	小西富伸	醍醐林	桜井周和	萩原康	関出正威
平成14年	清水徹男	西岡邦昭	井出正威	桜須井周	萩原康司
	関正治	浅村皓	春日	須田正	野尚純
	清水徹男	西岡邦昭	井出正威	桜須井周	萩原康司
	関正治	浅村皓	春日	須田正	野尚純
平成15年	浅村健	春江原	須田正	小林純	狩野彰
	山中健	日原	野尚	純子	野彰
	浅村健	春江原	須田正	小林純	狩野彰
	山中健	日原	野尚	純子	野彰
平成16年	井上義雄	狩野玄彰	小福林純	中山健一	越智隆夫
	河合千明	馬場玄式	江原弘	望(監事)	増井忠式
	井上義雄	狩野玄彰	小福林純	中山健一	越智隆夫
	河合千明	馬場玄式	江原弘	望(監事)	増井忠式
平成17年	井上義雄	越智隆夫	河合千明	馬場玄式	福島弘
	飯田伸行	鴨田哲彰	藤谷史朗	星野昇	上井浩
	井上義雄	狩野玄彰	小福林純	中山健一	越智隆夫
	河合千明	馬場玄式	江原弘	望(監事)	増井忠式
平成18年	飯田伸行	鴨田哲彰	藤谷史朗	星野昇	上井浩
	飯田伸行	鴨田哲彰	藤谷史朗	星野昇	上井浩
	飯田伸行	鴨田哲彰	藤谷史朗	星野昇	上井浩
	飯田伸行	鴨田哲彰	藤谷史朗	星野昇	上井浩
平成19年	伊東忠彦	泉上克文	白井伸一	濱中淳宏	
	伊東忠彦	泉上克文	白井伸一	濱中淳宏	
	伊東忠彦	泉上克文	白井伸一	濱中淳宏	
	伊東忠彦	泉上克文	白井伸一	濱中淳宏	
平成20年	一色健輔	三望月良次	市伊東忠重	濱中淳宏	井上義雄
	一色健輔	三望月良次	市伊東忠重	濱中淳宏	井上義雄
	一色健輔	三望月良次	市伊東忠重	濱中淳宏	井上義雄
	一色健輔	三望月良次	市伊東忠重	濱中淳宏	井上義雄
平成21年	櫻木信正	望月滝裕敬	伊東野圭二	石深澤英房	山田正紀
	櫻木信正	望月滝裕敬	伊東野圭二	石深澤英房	山田正紀
	櫻木信正	望月滝裕敬	伊東野圭二	石深澤英房	山田正紀
	櫻木信正	望月滝裕敬	伊東野圭二	石深澤英房	山田正紀
平成22年	大村西正	井高滝橋誠一郎	中野圭二	深穂澤坂道	一色健輔
	大村西正	井高滝橋誠一郎	中野圭二	深穂澤坂道	一色健輔
	大村西正	井高滝橋誠一郎	中野圭二	深穂澤坂道	一色健輔
	大村西正	井高滝橋誠一郎	中野圭二	深穂澤坂道	一色健輔
平成23年	村田賢三	高佐々木定雄	野上垣忠文	穂坂井道子	
	村田賢三	高佐々木定雄	野上垣忠文	穂坂井道子	
	村田賢三	高佐々木定雄	野上垣忠文	穂坂井道子	
	村田賢三	高佐々木定雄	野上垣忠文	穂坂井道子	
平成24年	福本多一郎	佐々木定昭	板垣忠篤	金渡井邊	堀籠佳典
	福本多一郎	佐々木定昭	板垣忠篤	金渡井邊	堀籠佳典
	福本多一郎	佐々木定昭	板垣忠篤	金渡井邊	堀籠佳典
	福本多一郎	佐々木定昭	板垣忠篤	金渡井邊	堀籠佳典
平成25年	本多一郎	岡戸昭佳	林篤史	渡邊伸一	堀籠佳典
	本多一郎	岡戸昭佳	林篤史	渡邊伸一	堀籠佳典
	本多一郎	岡戸昭佳	林篤史	渡邊伸一	堀籠佳典
	本多一郎	岡戸昭佳	林篤史	渡邊伸一	堀籠佳典

(注: * 2年度議員 ** 1年任期)

特許庁関係各種委員（昭和31年以降）

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和31年		海老根 駿（常任） 竹 田 吉 郎（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 藏 中 松 潤之助 田 代 久 平 豊 田 時次郎
32年	大 野 柳之輔	海老根 駿（常任） 田 代 久 平（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 藏 田 代 久 平 豊 田 時次郎
33年	田 代 久 平		[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 藏 田 代 久 平 豊 田 時次郎
34年	田 代 久 平		
35年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
36年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
37年		奥 山 恵 吉（常任） 小 橋 一 男（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋
38年		奥 山 恵 吉（常任） 森 健 吾（常任）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋
39年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞 [有用発明選定委員会] 大 条 正 義
40年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞
41年		[試 験 部 会] 小 山 欽 造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
42年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
44年		〔試験部会〕 三 宅 正 夫 (臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 湯 浅 恭 三 [工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 (評議委員) 田 中 博 次 (評議委員) 小 橋 一 男 (特別評議員) [工業所有権審議会] 大 条 正 義 [多項制研究会] 浅 村 皓 [医薬特許研究会] 小 林 正 雄 [特許分類評議会] 大 野 晋
45年		〔試験部会〕 西 村 輝 男 (臨時)	[工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 田 中 博 次 [工業所有権審議会有用発明選定委員会] 小 山 欽 造 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
46年	〔懲戒部会〕 中 島 喜 六	〔試験部会〕 岡 部 正 夫 (臨時)	[工業所有権審議会特許分類評議会] 大 野 晋 小 林 正 雄 [工業所有権審議会微生物懇談会] 西 立 人 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
47年		〔試験部会〕 田 中 博 次 (S47. 4. 1-S49. 3. 31) 〔試験部会〕 吉 村 悟 (S47. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小 山 欽 造 (S47. 7. 26-S48. 3. 19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義
48年		〔試験部会〕 長谷川 穆 (S48. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 岡 部 正 夫 (S48. 8. 15-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義 [特許分類審議会] 大 野 晋 小 林 正 雄

49年	〔試験部会〕 西立人(臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小橋一男 (S49. 5. 8-S50. 3.19) [工業所有権審議会] 大条正義
50年	〔試験部会〕 野間忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 岡部正夫 大条正義
51年	〔懲戒部会〕 大条正義 (S51. 1. 1-S52. 12.31)	〔試験部会〕 大条正義 [工業所有権審議会] 岡部正夫
53年	〔試験部会〕 野間忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 小山欽造 (S53. 5. 1-S54. 3.19)
54年	〔試験部会〕 安井幸一(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12.31) 〔試験部会〕 大塚文昭(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12.31)	[工業所有権審議会] 西村輝男 (S54. 7.18-S56. 7.17) [パリ条約改正等準備委員会] 浅村皓
55年	〔試験部会〕 安井幸一(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12.31) 〔試験部会〕 大塚文昭(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12.31)	
56年	〔試験部会〕 松原伸之(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12.31)	[工業所有権審議会] 岡部正夫 (S56. 4.28-S58. 4.27) 網野誠 (S56. 7.18-S58. 7.17)
57年	〔試験部会〕 玉蟲久五郎 (S57. 1. 1-S58. 12.31) 〔試験部会〕 松原伸之(臨時) (S57. 1. 1-S57. 12.31)	
58年	〔試験部会〕 浅村皓(臨時) (S58. 1. 1-S58. 12.31) 〔試験部会〕 内田明(臨時) (S58. 1. 1-S58. 12.31)	

59年	〔試験部会〕 浅村 皓(臨時) (S59. 1. 1~S59. 12. 31) 〔試験部会〕 内田 明(臨時) (S59. 1. 1~S59. 12. 31)	
60年		[工業所有権審議会] 秋沢 政光 (S60. 5. 20~S62. 5. 19) 岡部 正夫 (S60. 8. 15~S62. 8. 14)
61年		
62年		[工業所有権審議会] 岡部 正夫 (S62. 10. 5~H 1. 10. 4) [標準仕様研究会] 田中正治(委員) 神原貞昭(専門委員) (S62. 2~S63. 2)
63年	〔試験部会〕 清水 徹男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 田中美登里(臨時) (S63. 1. 1~S63. 12. 31)	[工業所有権審議会] 長谷川 穆 (S62. 5. 30~H 1. 6. 9)
平成1年	〔試験部会〕 清水 徹男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 村松 貞男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 中島 敏(臨時) (S64. 1. 1~H 1. 12. 31)	
2年	〔試験部会〕 中島 敏(臨時) (H 2. 1. 1~H 2. 12. 31)	[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9. 20-H 3. 9. 19)
3年		[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9. 20-H 3. 9. 19)
4年		[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 3. 10. 11-H 5. 10. 10)

5年	〔試験部会〕 緒方園子 (H 4. 1. 1~H 5. 12. 31) 村木清司(臨時) (H 5. 1. 1~H 5. 12. 31)	[工業所有権審議会] 浅村皓 (H 5. 4. 10-H 5. 12. 19) 大塚文昭 (H 3. 10. 11~H 5. 10. 10) 岡部正夫 (H 4. 12. 20~H 5. 12. 19)
6年	〔試験部会〕 鈴木秀雄 (H 6. 1. 13~H 8. 1. 12) 村木清司(臨時) (H 6. 1. 13~H 6. 12. 31)	[工業所有権審議会] 大塚文昭 (H 5. 11. 19-H 7. 11. 18) [分類改正委員会] 大西正悟 (H 5. 11. 19~H 7. 11. 18)
7年	〔弁理士審査会〕 松尾和子 (H 8. 1. 13~H10. 1. 12)	[分類改正委員会] 西岡邦昭 (H 7. 12. 12-H 9. 12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本泰彦 (H 7. 6. 6~H 9. 6. 5)
9年	〔弁理士審査会〕 松尾和子 (H 9. 1. 13~H10. 1. 12)	[分類改正委員会] 西岡邦昭 (H 7. 12. 12-H 9. 12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 田中正治 (H 9. 4. 18~H10. 3. 14)
10年	〔弁理士審査会〕 谷義一(常任) (H10. 1. 13~H12. 1. 12) 星川和男(臨時) (H10. 1. 1~H10. 12. 31)	[商品・サービス国際分類改正委員会] 押本泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 大塚文昭(臨時) (H 9. 12. 15~H11. 12. 14)
11年	〔弁理士審査会〕 谷義一(常任) (H10. 1. 13~H12. 1. 12) 竹内英人(臨時) (H11. 1. 20~H11. 12. 31) 星川和男(臨時) (H11. 1. 20~H11. 12. 31)	[工業所有権審議会] 大塚文昭 (H 9. 12. 15~H11. 12. 14)
12年	〔弁理士審査会〕 加藤朝道(臨時) (H11. 12. 14~H12. 11. 30) 徳永博(臨時) (H11. 12. 14~H12. 11. 30)	[工業所有権審議会] 村木清司 (H12. 7. 27~H13. 1. 5)

13年	<p>[工業所有権審議会] 加藤朝道(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30) 徳永博任(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30) 小池寛治(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30) 稲葉良幸(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会] 松田嘉夫 (H13. 1~) [産業構造審議会] 谷義一(臨時) (H13. 4. 27~H14. 4. 26)</p>
14年	<p>[工業所有権審議会] 小池寛治(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30) 稲葉良幸(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30) 足立泉 (H13. 12. 1~H15. 11. 30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会] 松田嘉夫 (H13. 1~) [産業構造審議会] 押本泰彦(臨時) (H14. 4. 27~H15. 4. 26)</p>
15年	<p>[工業所有権審議会] 足立泉 柳田征史</p>	<p>[産業構造審議会] 松尾和子(臨時) (H15. 6~) 古関宏(臨時) (H15. 6~H16. 6)</p>
16年	<p>[弁理士試験委員] 柳田征史 松永宣行 高梨範夫</p>	
17年		
18年	<p>[弁理士試験委員] 福田賢三 高原千鶴子 窪田英一郎</p>	<p>[産業構造審議会] 谷義一 神原貞昭</p>
19年	<p>[弁理士試験委員] 阿部和夫 小林純子</p>	
20年	<p>[弁理士試験委員] 舟橋榮子 阿部和夫 小林純子 本多敬子 中村知公 加藤ちあき 岩瀬吉和</p>	<p>[特許性検討委員会] 松任谷優子 清水義憲</p>

21年

[工業所有権審議会]

[特許庁]

舟橋 榮子
望月 良次
福田 伸一
中村 知公
中山 健一
小澤 信彦
萩原 康司

土屋 良弘

(臨時)

(H21. 2. 20~H21. 11. 30)

22年

[工業所有権審議会

[特許庁]

・試験委員]

古 関 宏

新井 博
岡戸 昭佳
小澤 信彦
神林 恵美子
杉本 博司
萩原 康司
中野 圭二
中山 健一
本多 敬子
望月 良次

土屋 良弘

南条 雅裕

橋本 千賀子

23年

[工業所有権審議会委員

・試験委員]

福田 伸一
大西 正悟
杉本 博司
南条 雅裕
中隈 誠一
新井 博
岡戸 昭佳
中野 圭二
神林 恵美子
大場 義則

24年

[工業所有権審議会

臨時委員・試験委員]

穂坂 道子
原島 典孝
大西 正悟
高橋 雅和
小澤 信彦
中野 圭二
中隈 誠一
塚田 晴美
大場 義則

25年

[工業所有権審議会
臨時委員・試験委員]

松	嶋	さ	やか
穂	坂	道	子
岩	永	勇	二
高	橋	雅	和
本	多	一	郎
井	滝	裕	敬
山	口	栄	一
原	島	典	孝
塚	田	晴	美

P A 会 会 則

(名称)

第1条 本会はP A会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦及び福利の増進を図ると共に日本弁理士会の円滑なる活動に寄与し弁理士業務の進歩拡充を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は前条の趣旨に賛同する弁理士であって、入会申し込みが幹事会で承認された会員を以て組織する。

2 幹事会は、幹事会の決定するところにより会員を退会扱いとすることができる。

3 幹事会は、本人の申し出により、又は幹事会の決定するところにより会員を休会扱いとすることができる。

(役員)

第4条 本会には次の役員を置く。

幹 事 長 1名

幹事長代行 1名

副幹事長 若干名

幹事相談役 若干名

幹 事 若干名

2 各役員任期は、定時総会で定めた日より1年とする。

3 幹事長は本会を代表する。

4 幹事長代行若しくは副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長欠けたるとき又は幹事長事故あるときは幹事長の職務を代行する。

(総会)

第5条 定時総会は年1回行う。

2 臨時総会は幹事会において必要と認めたとときに行う。

3 幹事長は総会を招集し、議長となる。

4 総会における議事は、出席会員の過半数を以て決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。

5 総会においては次の事項を議決する。

一 会則の改正及び会則に基づく規約の制定若しくは改廃に関する事項

二 役員を選任に関する事項

三 幹事会において総会に付議する必要を認めた事項

(幹事会)

第6条 幹事会は第4条の役員を以て組織する。幹事会は本会の運営に当たる。

(部会、委員会)

第7条 本会は総会の決議又は幹事会の決定に基づいて部会又は委員会を設けることができる。

(相談役)

第8条 本会に相談役を置く。

2 相談役は幹事会が選任する。

3 相談役は会務の運営その他重要な事項について幹事会の諮問に応じる。

(協賛会員)

第9条 幹事会は、会員が推薦する会員以外の者を幹事会の決定するところにより協賛会員と認定することができる。

2 協賛会員は、本会の行事中幹事会が決定する行事に幹事会の決定するところにより参加することができる。

3 幹事会は、協賛会員の認定を幹事会の決定するところにより取り消すことができる。

(会計)

第10条 本会の会計年度は2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

2 本会の経費は会員の寄付金を以てこれに充てる。

3 本会の資産は幹事会が管理する。

平成4年3月6日制定

平成14年3月23日改正

平成16年1月9日改正

(附則) この会則の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

第1条 平成16年度の役員任期は平成16年4月1日に始まり平成17年1月31日に終わる。

第2条 平成16年度の会計年度は平成16年4月1日に始まり平成17年1月31日に終わる。

P A 会 慶 弔 規 定

P A 会員等についての慶事及び弔事に関しては原則として以下により祝意又は弔意を表す。

1. 慶事に関する祝意は下記の方法によって表す。

(1) 会員が叙勲を受け、褒章を受章し又はその他の表彰を受賞したときは、幹事長より祝詞を送る。会員の婚姻等の慶事についても同様とする。

(2) 春、秋の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、受章祝賀会又はこれに代わる催しに招待し、祝意を表す。

(3) 会員以外の弁理士が叙勲を受け又は褒章を受章したときは、幹事長より祝詞を送ることができる。

2. 弔事に関する弔意は下記の方法によって表す。

(1) 会員又はその近親が死亡したときは、弔電による。

(2) 会に貢献した会員又はその配偶者が死亡したときは、(1)の弔電に加え、献花又は香典を供する。

(3) 会員以外の弁理士（申請により弁理士登録を抹消した者も含む。）が死亡したときは、その者の経歴及び功績を考慮し、弔電その他をもって弔意を表すことができる。

(4) 本会代表者は(1)－(3)における通夜又は告別式に参列することができる。

附則

この規定の一部改正は、平成25年2月1日から施行する。

平成4年3月6日制定

平成14年3月23日改正

平成25年1月17日改正

PA会入会申込および住所等変更届

- 1) PA会ではより多くの方々に入会して戴くべく、広く門戸を開放しておりますので、お知合いの方で未加入の方がありましたら、是非ともPA会への入会をお勧め下さい。

入会を希望される方がおられるときには、その旨をPA会幹事長または幹事（PA会名簿を参照下さい）までご連絡下さい。

幹事長または幹事は、入会希望者および紹介者を庶務幹事に連絡します。それを受けて、庶務幹事は、PA会入会申込書を紹介者または入会希望者に送付します。PA会入会申込書は、次頁の様式で必要事項を記入して戴くようにしておりますので、これをコピーしてご記入戴いても構いません。申込書に所定事項を記入の上、幹事長あてに申込書をお送り下さい（入会申込書の「紹介者」の欄については、紹介者があればご記入下さい）。

- 2) 幹事長は、幹事会に入会の承認、異議を諮り、異議がなければ、入会を承認したものとして、庶務幹事より新入会員へ、会員名簿、幹事会の構成メンバーの紹介、アンケート用紙等を送付します。

会員の連絡先住所、事務所名、電話番号、FAX番号、メールアドレスなどの変更・追加につきましては、以降のPA会からの案内、会員名簿や会員連絡網などの整備の万全を期すべく、なるべく早目に幹事長にご連絡下さい。便宜のために次頁の様式をコピーしてご記入戴くか、あるいは変更事項のみをご連絡戴いても結構です。

- 3) PA会への入会申込および住所等変更届は、下記URLのPA会ホームページから行うこともできます。

<http://www.pa-kai.net/>

更新：2012年9月

PA会入会申込書

平成 年 月 日

フリガナ				生年月日
氏名				19 年 月 日
登録番号		紹介者		
専攻	法律・機械・電気・電子・化学・物理・金属・その他()			
専門分野	ソフトウェア・バイオ・			
連絡先住所事務所名(会社名)	〒 -			
	Tel		Fax	E-mail
自宅	Tel		Fax	
入会希望作業部会	第1希望		第2希望	
入会希望同好会	ゴルフ・麻雀・テニス・スキー・ボウリング・囲碁・アウトドア・野球			
趣味				
弁理士会希望委員会	第1希望			
	第2希望			

PA会住所等変更届

平成 年 月 日

フリガナ					
氏名					
登録番号					
変更の内容	氏名				
	事務所名(会社名)				
	住所	〒 -			
		Tel		Fax	E-mail
	自宅	Tel		Fax	
その他					

編

集

後

記

板垣忠文

多くの先生方のご協力の下、ようやく会報誌「P A」第32号を発行することができました。今年は、昨年よりも更に選挙日程が前倒しになり、執筆者の先生方には非常に厳しいスケジュールで原稿をお願いすることになりました。ご多忙中、快く執筆を引き受けて下さった先生方には、大変感謝しております。改めて御礼を申し上げます。

今年も、特集として座談会記事を企画し、弁理士試験合格から数年以内の若手弁理士の先生で独立して事務所をお持ちの先生方からお話を伺いました。ご出席下さった先生方、ご多忙中のところ本当に有難うございました。果たしてどのような話になるのかと、始まる前は少し不安もあったのですが、この厳しい時代に実際に御一人で始められた方達ならではのご努力、パワフルさ、初めて伺うような仕事の内容など、興味深いお話をたくさん伺うことが出来、企画して本当に良かったと思えました（座談会後の懇親会での話が更に興味深かったのですが、この点は残念ながらオフレコとなっています。）。

また、野球同好会の中野圭二先生は、今年50周年を迎えた記念すべきパテント杯にP A会として初めて（と理解しています）参加した様子を寄稿して下さいました。残念ながら、今年は一回戦敗退ということではありましたが、会長である本多一郎先生の下、多くの若い先生が参加され、楽しく活気に溢れたチームの様子が伺えるのではないかと思います。

編集作業を通じて感じましたのは、野球同好会に限らず、ここ数年若い先生方が従来よりもP A会に積極的に参加・協力下さるようになってきているのではないかと、ということです。今回の会報も、登録3年目の篠田卓宏先生、松宮尋統先生がその大半の作業を引き受けて下さいました。本年度の会報が無事発行できたのも、御二人のご努力の賜物と大変感謝しています。本当に御疲れ様でした。

最後になりますが、遅々として進まない編集作業を、昨年に引き続き忍耐強く会報の発行に向けて尽力くださった株式会社マスターリンクの吉川隆治さん、その他のご協力くださった全ての皆様に深く御礼申し上げます。

PA 第32号

平成25年9月25日発行

発行者 P A会幹事長 渡邊 伸一

編集 P A会幹事会会報部会

印刷・製本 株式会社マスターリンク



PA

The image features a stylized logo consisting of the letters 'PA' in a bold, blue, sans-serif font with a white outline and a slight 3D effect. The logo is centered within a decorative graphic of three overlapping, elongated oval shapes. The top oval is light green, the middle one is light purple, and the bottom one is dark red. The background is plain white.